

会報

第41号

国立大学協会

昭和43年8月

会 報

(第 41 号)

目 次

山梨大学公開水曜講座について.....福田 邦 三.....(1)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録.....(9)

(1) 理事会 (43. 6. 24).....(9)

(2) 第41回総会 (第1日)(43. 6. 25).....(14)

(3) 第41回総会 (第2日)(43. 6. 26).....(22)

(4) 第9回事務連絡会議 (43. 6. 28).....(25)

(5) 第1常置委員会 (43. 5. 28).....(31)

(6) 第1常置委員会 (43. 6. 23).....(31)

(7) 第2常置委員会 (43. 5. 30).....(32)

(8) 第2常置委員会 (43. 6. 10).....(34)

(9) 第2常置委員会懇談会 (43. 6. 10).....(34)

(10) 第2常置委員会 (43. 6. 25).....(36)

(11) 第3常置委員会 (43. 6. 12).....(36)

(12) 第3常置委員会 (43. 6. 26).....(37)

(13) 第4常置委員会 (43. 5. 28).....(38)

(14) 第4常置委員会 (43. 6. 26).....(39)

(15) 第5常置委員会 (43. 5. 17).....(40)

(16) 第5常置委員会 (43. 6. 24).....(41)

(17) 第5常置委員会 (43. 6. 26).....(42)

(18) 第6常置委員会 (43. 5. 9).....(43)

(19) 第6常置委員会 (43. 6. 21).....(45)

(20) 第7常置委員会 (43. 5. 23).....(46)

(21) 第7常置委員会 (43. 6. 24).....(47)

(22) 第7常置委員会 (43. 6. 26).....(48)

(23) 新設大学拡充特別委員会
(43. 5. 28).....(49)

(24) 図書館特別委員会 (43. 6. 21).....(50)

(25) 教養課程に関する特別委員会
(43. 5. 14).....(52)

(26) 教養課程に関する特別委員会
(43. 6. 25).....(54)

(27) 医学教育に関する特別委員会
(43. 5. 29).....(54)

(28) 第9回特別会計制度協議会
(43. 5. 10).....(55)

2. 諸会合 (昭和43年5月~6月).....(58)

3. 第41回総会国立大学協会事業報告.....(58)

B 意見書、要望書

1. 国立大学の入学試験期日決定方法に
関する意見について (意見書).....(63)

2. 国費外国人留学生の教育に関する意
見について (意見書).....(64)

3. 大学保健管理の整備充実と制度確立
に関する要望について (要望書).....(65)

4. 国立大学教官等の定員削減措置に対
する要望について (要望書).....(65)

5. 国立大学教官等の待遇改善につい
て (要望書).....(67)

6. 教員養成関係学部の設置基準要項の
制定方促進について (要望書).....(69)

C 資 料

1. 大学運営協議会規程等改正.....(70)

2. 大学院問題に関する第一次アンケー
トについて.....(70)

3. 「学生の経済問題の対策」について
中間報告.....(71)

- 4. 科学技術基本法案について（科学技術庁長官よりの文書）……………(72)
- 5. 科学技術行政特別委員会の経過報告（第41回総会）……………(74)
- 6. 医学教育に関する特別委員会の審議経過報告（第41回総会）……………(75)
- 7. 研究所特別委員会の審議経過報告（第41回総会）……………(77)
- 2. 寄贈図書……………(79)
- 3. 窓
 - 紺屋の白袴……………(62)
 - 多人数教育について……………(69)
 - 療養施設としての飲泉ホールについて……………(78)
 - 新入生歓迎駅伝大会……………(80)

D その他

- 1. 学長・役員等の異動について……………(79)

「山梨大学公開水曜講座」について

福 田 邦 三

発端——わたくしが山梨大学に着任したのは昭和37年の11月13日であった。その後、半年ばかり見ている間に、山梨大学の内外に、ずいぶん改善の余地があるのに気がついた。新年度になってから university extension を何らかの方式でやれないものかと、あれこれ考えて見た。当時なお元氣一杯だった国富稔教授にも相談した。「多少似たような試みも、今までにあったが、長続きしなかった。土地柄から言っても、5回も続いたら良い方だと思って、とにかく始めて見ましょうや」という答えであった。

学外では、山梨放送の野口二郎会長と甲府ロータリー・クラブの露木寛会長（耳鼻科医博）とに先ず相談した。両氏とも言下に賛成され、それによって山梨大学と地域社会の知識人との心の結びつきが出来ることへの期待に、われわれは相携えて進むことを約束した。こうして、昭和38年7月24日にいよいよ発会式を行なう運びとなり、その際、事業の性格を示す要項を定めた。すなわち、次のような「要項」を機会あるごとに学の内外に流し、周知徹底をはかった。

山梨大学公開水曜講座要項

昭和38. 7. 24決定

1. 名 称 山梨大学公開水曜講座
2. 主 催 者 山梨大学公開講座運営協議会（次頁参照）
3. 対 象 教育者、高校生、その他一般知識層男女市民
4. 頻 度 毎月1回以上
5. 会 場 甲府市公民館
6. 講 座 内 容 1回毎、または2～3回に亘る主題をきめ、毎回1～2席の講義を準備する。
7. 時 刻 午後5時30分～8時30分（講演1時間30分から2時間として、そのあと質問及び休憩）
8. 講師依頼先 学内者だけでなく、学外者も交える。
9. 昭和38年7月24日 第1回を開催した。
10. 会 費 通信等事務費として年会費 100円（会費は42. 4. 26に改訂されて200円となった）
（来聴自由、会費50円、会員として御入会の方には年間会費 200円、毎回御案内を差し上げ、出席良好の方には修了証書の授与をいたします。）

この事業は、従来文部省で企てている大学開放講座とはちがいが、毎月継続的に開講するもので、校費予算で支弁することができない。また、社会教育局から出ている社会教育関係の経費を、これに回して貰うことは、何度も検討したが、どうも道があいていない。

こうした事業は地域社会に対する大学のサービスとして、大学本来の企画で、その予算を持っていて、実施すべきものだと思ふけれども、大学内部にも、そのような使命感が認められないし、文部省や大学設置審議会のメンバー諸氏の中にも、この方向への大学の体質改善の気運は盛り上って来ない。わたくしは、外国の大学が実行していることが、なぜ日本の大学では行なわれぬのだろうか、と、不審に思った。どうも、大学というものの理念とかイメージというものが、日本独特のものに固定してしまっているように見える。とにかく、わたくしは、中央で独りずもうを取っていても仕方がないと思ったので、甲府在住の同志と組んで、わたくしたちの手で出来る university extension を不言実行して見ようということにしたのである。

山梨大学公開水曜講座の運営主体として次のような協議会を結成した。なお役員の名簿を併せて記した。

山梨大学公開講座運営協議会規約

昭和38.7.24制定実施 42.4.26, 改正実施

1. 名 称 本会は山梨大学公開講座運営協議会と称する。
2. 目 的 本会は山梨大学公開講座の運営を推進することを目的とする。
3. 会 員 本会は、山梨大学の内外を通じて、上記目的に賛成の有志者をもって組織する。
4. 事 業 本会は月例公開講座を開催するほか、上記目的に沿う事業を行なう。
本講座の聴講者には別に定めるところにより、各年度の終りに修了証書を授与する。
5. 経 費 支 弁 本会の経費は次の諸項によって支弁される。
 - (1) 会員の負担する年度会費 200円
 - (2) 月例公開講座出席者の負担する例会費 50円
 - (3) 篤志家の寄附金本会の会計年度は4月に始まり、3月に終るものとする。
6. 役 員 本会に次の役員を置く。任期は3月末までとし、年度毎に改選するものとする。
但し重任を妨げない。
会 長 山梨大学長をもってあてる。
顧 問 若干名
理 事 若干名
監 事 2 名
評議員 若干名
理事の職務分担は庶務、会計及びプログラム係とする。
7. 事務所 山梨大学本部庶務課に置く。
8. 規約改正及び役員選任手続は総会の決定による。

山梨大学公開水曜講座運営協議会役員（順不同、敬称略）

（年度毎に選ぶ、重任を妨げない）

会長	山梨大学	長
顧問	野口二郎	
理事	山梨県教育	長
	甲府市教育	長
	板垣和	市
	小林茂	三
	佐藤森	寛
	露木賢	三
	佐野賢	則
	服部治	世
	向山芳	行
	村木弘	
監事	山梨大学事務局	長
	佐々木秀春	

(学内理事)

評議員 講師をお願いした先生方になっていただく慣例が続いています。

★学内理事は毎年度交代することとし、各学部で選出、推せんして貰うことにしている。ここには昭和43年度の会務の世話を煩わしている4教授の名を記した。

山梨大学公開水曜講座講義一覧表

第1回から現在まで5年間、8月を除き、毎月規則正しく繰返えされた講義の題目と出講の講師は次の通りである。

回	年 月	講 義 題 目	講 師 (敬称略, 肩書は当時のもの)
1	38. 7. 24	山口素堂について —郷土の生んだ蕉風俳諧の先駆者—	梨大助教授 清水茂夫
		甲斐源氏と逸見荘	郷土史研究会長 野口二郎
2	38. 9. 25	温泉の化学成分	梨大助教授 杉原健
		温泉の地質的考察	甲府一高教諭 小林福造
		温泉の保健学上の利用	梨大教授 長谷川八郎
3	38. 10. 23	異常児の心理	梨大助教授 松岡武
4	38. 11. 20	中国史研究について	梨大教授 浜口重国
		論語と孔子	梨大助教授 渡辺卓
5	38. 12. 18	電子計算機の数理 0と1から	梨大教授 柴官守真
		数の心理	梨大助教授 加藤国雄

回	年 月	講 義 題 目	講 師 (敬称略, 肩書は当時のもの)
6	39. 1. 22	英詩の話	梨大教授 桐谷四郎
		アメリカ文学の精神的背景	梨大助教授 丸茂健蔵
7	39. 2. 26	道路の話	県土木部長 小田島利八
		道路の交通容量	梨大教授 筑瀬 懋
8	39. 3. 18	幼児の精神発達の特徴	梨大助教授 小倉喜久
		「しつけ」ということ	穴切幼児園長 古屋喜男
9	39. 4. 15	日本周辺列島の歴史から 1. 千島カラフトの帰属問題の史的考察	梨大教授 丸山国雄
		勝沼町出土の経筒について	梨大教授 磯貝正義
10	39. 5. 27	電子顕微鏡について	梨大教授 高橋 昇
		映画による細胞の行動の研究	梨大教授 白上謙一
11	39. 6. 24	日本周辺列島の歴史から 2. 対島島, 琉球列島所属問題の史的背景	梨大教授 丸山国雄
		日本書紀の研究と現状	梨大助教授 青木和夫
12	39. 7. 22	変りゆく林業(スライド供覧)	山梨林業試験場長 安藤愛治
		製鉄と肥料	梨大教授 太田道雄
13	39. 9. 30	山梨の明日のぶどう酒	梨大教授 横塚 勇
		欧米をめぐる(スライド供覧)	梨大教授 笹本 馨
14	39. 10. 28	美学のあゆみ概観	梨大教授 井上政次
		論理学のあゆみ	梨大助教授 石原静雄
15	39. 11. 25	日本果樹園芸の地理的考察	横浜市立大講師 小林孝一
		ヨーロッパを中心とする沿海生活	梨大教授 山岡政喜
16	39. 12. 23	農村社会学の方法と課題	梨大助教授 服部治則
17	40. 1. 20	植物ホルモン	恵泉女子短大講師 山梨英和高校教諭 遠藤正純

回	年 月	講 義 題 目	講 師 (敬称略, 肩書は当時のもの)
17	40. 1. 20	ジベレリンについて	梨大教授 林 武
18	40. 2. 24	理科教育について	県指導主事 勝村達雄
		温泉と熱	梨大教授 毛利広賢
19	40. 3. 17	国語の言い表わし方・書き表わし方と国語教育	梨大教授 志田延義
		読解の方法 —家庭学習にも触れて—	梨大教授 清水茂夫
20	40. 4. 21	アメリカ文明の特質とその背景	アメリカ文化センター館長 Francis T. Donovan
21	40. 5. 19	最近のカメラについて	梨大助教授 菅谷勝彦
		山梨県における宝石工業について	研磨工業指導所 近山 晶
22	40. 6. 16	日本歌謡鑑賞	梨大教授 志田延義
		近代の歌人	梨大教授 加藤将之
23	40. 7. 21	微生物による脂質の合成	梨大助教授 渡辺大蔵
		油脂の製造ならびにその利用	梨大教授 丸田銓二郎
24	40. 9. 22	最近の物価問題	梨大教授 小林政一
		企業利益をめぐる問題	梨大助教授 大谷芳雄
25	40. 10. 20	宇宙旅行と相対性原理	梨大教授 猪木正文
		最近の人工衛星について	梨大助教授 佐野賢三
26	40. 11. 17	繊維の化学構造と実用性	梨大教授 橋本 穂
		生糸と絹織物	県繭糸検査事務所 生糸検査課長 興水正信
27	40. 12. 15	暖房について	東芝商事本店 電気暖房器具課長 大石敬三
		家庭暖房について	梨大教授 玉置 光
28	41. 1. 26	日本古代の奴隷について	梨大教授 青木和夫
		日本の近代化の2・3の問題	梨大教授 大内三郎

回	年 月	講 義 題 目	講 師 (敬称略, 肩書は当時のもの)
29	41. 2. 16	結核の薬のお話 (有機合成)	梨大教授 田村 国三郎
		エメラルドのお話 (無機合成)	梨大教授 国富 稔
30	41. 3. 16	温度・光と稲	梨大講師 丸田 宏
		鳥の渡り	梨大講師 中村 司
31	41. 4. 20	遺伝相談	梨大大学長 福田 邦三
32	41. 5. 11	甲府市の行財政について	甲府市助役 秋山 清
33	41. 6. 15	女性語と男性語の問題	梨大助教授 鈴木 一彦
34	41. 7. 20	夏の衛生	巨摩共立病院 内科医師 小池 善一
35	41. 9. 14	宇宙通信と太陽電池	梨大教授 石田 哲朗
36	41. 10. 26	徒然草について	梨大教授 西尾 光一
37	41. 11. 30	近世初頭武士集団における親族関係	梨大助教授 服部 治則
38	41. 12. 14	音声の2・3の性質について	梨大教授 重永 実
39	42. 1. 18	中国, 新と旧	梨大助教授 菊池 英夫
40	42. 2. 22	災害と地質	梨大教授 浜野 一彦
41	42. 3. 22	食品の低温貯蔵について	梨大教授 榎田 忠衛
		冷凍, 冷蔵食品の利用について	梨大講師 小林 豊子
42	42. 4. 6	炭焼部落の諸類型とその変貌	梨大助教授 福宿 光一
43	42. 5. 24	数について	梨大助教授 曾根 徳順
44	42. 6. 21	生きている歯車	セイケン工業研究所所長 梨大非常勤講師 大西 宗圀
45	42. 7. 26	人工結晶の話	梨大助教授 児島 弘直
46	42. 9. 27	最近の消費者問題	梨大助教授 伊東 壮
47	42. 10. 25	宇宙からの信号	梨大助教授 小森 博夫

回	年 月	講 義 題 目	講 師 (敬称略, 肩書は当時のもの)
48	42. 11. 22	電子計算機は何ができるか？ —その能力と限界について—	梨大講師 森 英 雄
49	42. 12. 20	電子顕微鏡の世界	梨大助教授 古 市 博
50	43. 1. 24	源氏物語について	梨大助教授 野 村 精 一
51	43. 2. 21	南アルプスの植物について	県教育研修所員 植 松 春 雄
52	43. 3. 13	イオン交換樹脂について	梨大教授 加賀美 元 男
53	43. 4. 24	甲府城について	甲府城跡調査員 大 森 明 " 上 野 晴 明
54	43. 5. 15	甲府盆地の自然 (とくに曾根丘陵について)	梨大助教授 西 宮 克 彦
55	43. 6. 16	乳酸菌, 乳酸飲料の話	梨大助教授 中 山 大 樹
56	43. 7. 10	現代青年の心理と教育	梨大助教授 西 平 直 喜

毎回の例会のときには、新聞その他に、次のような形式のチラシを配り、会員には別にはがきで案内を郵送した。

山 梨 大 学 公 開 水 曜 講 座

- 趣旨 梨大が中心になり、なお、学外の研究者にも講師として加わっていただき、希望者に自由公開する教養講座を準備しました。
これも大学の使命の内だと思っています。
- 毎月1回とし、水曜の夕のひととき
- 主題 文科系、理科系、その他ひろく教養一般にわたるものを順々にとりあげたいと思います。

第49回 公開水曜講座 (主題 物理)

と き 昭和42年12月20日 (水)

午後6時～8時30分

と ころ 甲府市中央公民館 1階会議室

(丸の内1丁目)

1. 講 義

講義題目 電子顕微鏡の世界

講 師 梨大助教授 古市 博先生

経理状況——昭和43年4月24日の理事会に報告および協議された経理状況は次の通りで、会費収入がわるいこと、講師謝礼が少額であること、手伝って呉れられた大学庶務課の若い友人たちへの礼心の手当支出が思うに任せぬことなど、申訳ない気持である。理事の諸氏は毎回のよう（学内理事は毎回）来場して下さるのだけれど、夏冬の夜、春の宵、秋の夕べの各自大切な時間の都合を犠牲にして、この水曜講座のために奉仕して下さること、まことに感激にたえない。

一般の聴衆は、この公開講座は、山梨大学が大部分の経費を負担しているのだとでも思っているのかも知れない。

とにかく、この経理状況の基礎数字は関係の諸氏が、わたくしに対する特別の好意で、やって下さっているものに相違ないので、今後まともに運営するためには、財源を確保して、謝礼、手当その他の支出を世間並にするようにしなければならない。

昭和42年度会計報告

第5期水曜講座決算表

42. 4 (42回) ~ 43. 3 (52回)

収入の部		支出の部	
摘要	金額	摘要	金額
寄付金	40,000	* 講師謝礼	33,000
* 年度会費	5,600	諸手当	8,400
* 月例会費	3,750	通信費	6,445
前期繰越	5,769	雑費	3,190
		次期繰越	4,084
計	55,769	計	4,084

- * 注 (1) 年度会費 (年間 200円)
 (2) 月例会費 (出席の度に 50円)
 (3) 講演講師の謝礼 (各 3,000円)

聴衆の集まり工合——時により浮動がある。寒い冬の夜の理工系統の話題のときに数人しか集まりがなかったこともあったが、秋、哲学関係の話題のときに100人を越えたこともある。文科系統の話題のときの方が人の寄りよすがは概してよいが、理科系統の話題が一般的興味を呼ばないと言っては、事実反する。先頃甲府盆地の南に接する曾根山地の地下水資源が問題になったおりは、約50人の聴衆が講師の専門的な論議、解説に耳を傾けた末、これまた専門的な質疑応答が繰り返えされ、大学と地域社会との間に、学問を通して、心の通いが広まっていくのを、明らかに感じ取ることが出来た。

わたくしは、文教政策の中に、在来の行政上の枠だけにやらないで、大学が、このような文化活動をするべきだという原則が組みこまれるように、この機会をかりて提言したいと思う。

(山梨大学長)

A 事業報告

諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭年43年6月24日(月)午前10時

場所 学士会分館

出席者 奥田, 福田各副会長

堀内(代, 石塚)柳川, 本川, 秋月,
和達, 三輪(知), 増田, 中川, 渡辺,
篠原, 八木, 稲荷山, 井上, 川村, 長
谷川, 水野, 妻木各理事

藤田第1常置委員会委員長

小川第2常置委員会委員長

福田第4常置委員会委員長

鎌田第7常置委員会委員長

小塚教養課程に関する特別
委員会委員長, 近藤, 岡田各監事

大河内会長病欠席のため奥田副会長主宰の
下に開会。

奥田副会長から, 北海道大学堀内学長が海外
出張中につき石塚教授が代理として出席された
旨報告があった。

1. 会務報告

奥田副会長から, 去る5月16日の十勝沖地震
に際しては, 会長名をもって関係大学にそれぞ
れ見舞の電報を出したが, 各大学ともたいした
被害はなかったとのことである旨の報告があり
また会務報告については, 事務局長にお願いす
るが, 今回の総会から, 前総会以後今総会前ま
での概略を別紙報告書の形で総会にも配布し報

告することとしたい旨が述べられ, ついで事務
局長から, 配布資料の「事業報告」により次の
各項目につき報告があった。

- (1) 科学技術基本法案について
- (2) 昭和43年度予算に関する要望について
- (3) 奨学金の停止, 廃止等について
- (4) 医師法の一部改正について
- (5) 「最近における学生運動に関する意見」の
公表について
- (6) 「警官の学内出勤に関する警視庁の方針」
について
- (7) 「昭和43年度予算の学生厚生補導に関する
経費」について
- (8) 大学卒業予定者の就職推薦開始時期につい
て

なお, 去る2月9日ならびに4月18日開催
の理事会報告以外の事項として

- (9) 特別会計制度協議会について

特別会計制度協議会は, 小委員会, 専門委
員会を含め数回開催し, さきに報告した予算
に関する4つの重点事項の決定, 会計事務の
簡素化, 昭和43年度予算の説明, 44年度予算
編成方針, 定員削減の問題, 特許権と受託研
究との関係, 外国特許権の問題等について検
討をした。

- (10) その他

なお以上のほか, 4月26日には電波監理審
議会聴聞会に協会から会長の代理として電通
大笹子助教授, 宮坂講師が出席し意見を述べ

られた。

2. 協議事項

(1) 第41回総会日程について

事務局長から、配布資料により明6月25日26日の第41回総会日程につき説明があり、会場は都合により予定の虎の門共済会館を神田学士会館に変更した旨述べ承された。

(2) 大学運営協議会規程等の改正について

奥田副会長から、前回の理事会でご了承を得た九州芸術工科大学の協会加入と、同大学の第2常置委員会所属に伴って、関係諸規程を一部改正する必要があるので、これについてお諮りしたい旨述べられ、つづいて事務局長からこれは、「大学運営協議会規程」理事及び監事総会互選要領」および「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部をそれぞれ改めるもので、明25日の総会の承認を得たうえで43年6月25日から施行し、同年4月1日から適用したい旨の説明があり了承された。

3. 各常置委員会および特別委員会報告

(1) 第1常置委員会 藤田委員長

本委員会はさきに大学院設置基準を検討し所見を公にしたが、その後も大学院のあるべき姿と将来に対する構想について本質的に検討する心要を認め、従来どおり大学院の充実を推進すると同時に新しい大学院の構想について検討を進めてきた。

今回、基本的問題と見られる大学院の制度、組織について各大学のご意見を伺いながら検討を進める趣旨で、アンケート（配布資料）を立案したので、この趣旨で各大学にアンケートを出してよろしいか総会に諮りたい

旨述べられ、各委員からアンケートは幾つかの考え方を上げてこれを前提にして質問しているが、各大学でこの意見を集約するのはむずかしく、このほかの考え方もあると思われるので、一般的に意見を聞く欄を初めに設けたほうがよいとの意見が出されたので、さらに常置委員会で検討し総会にはこの趣旨のアンケートを考えている旨の報告をすることで了承された。

(2) 第2常置委員会 小川委員長

本委員会は、4年来1期校、2期校の問題について検討してきたが、このたび、さきに回答していただいた「国立大学の入学試験期日の決定方法について」のアンケートをとりまとめ検討した結果、配布資料の「国立大学の入学試験期日決定方法に関する基本方針（案）」を作成したので、この案を総会に諮ってよろしいかご審議願いたい。なお、この方針が出ても1期校、2期校の問題が一挙に解決するものでもないが、まず一歩でも踏み出していきたいと考えている。なお、九州芸術工科大学は新設であるが大学の希望もあり、また入学試験に特に日数を要する等の特殊事情を考慮し、文部省の非公式照会に対し第2常置委員会として1期校になることを賛成した次第である旨述べられ、了承された。

(3) 第3常置委員会 三輪委員長

2月中旬、警視庁の「警官の学内出動に関する警視庁の方針」と第3常置委員会の「最近の学生運動に関する意見」とが時期を同じくして報道され、両方が何らかに関連があるような受取り方をされたが、警視庁にも質したところ、警官の学内出動については従来の方針と変わらないとのこと、それらの事情についてはすでにお知らせしたとおりである。

また、大学卒業予定者のための就職のあっせん、時期等については、例年話し合っているにもかかわらず早くなる一方で「申合わせ」をして各団体に協力を依頼しているが、会社側の自粛を待つ状態である。

学生問題については、その後学生騒動はエスカレートしてきており、特に医学部関係の問題が目立ち、ますます拡大する様相を示している。灘尾文相は記者会見で、学生問題に関しては国大協のような関係者が解決を図るべきで、大学の自治に政府の協力が必要であれば考えるという、初めからの一貫した態度をとっている。委員会としては、さきに意見書も出しておるので、改めてまた意見を発表することは無意味ではないかとの話合いになっているが、今後必要があれば、拡大第3常置委員会なり或いは特別委員会を設ける等してさらに検討したいと考えている。

なお2月9日に発表した「最近の学生運動に関する意見」は2月の理事会でご了承を得たとおり、6月の総会で承認を得た後では時機を失すること、またその内容は、前の総会で了承を得て発表した「所見」を要約した形のものであって、基本的には何等趣旨において違っていないという、ふたつの理由から当時公表したものであって、このことは明日の総会に報告し了承を得る予定である旨の説明があり了承された。

(4) 第4常置委員会 福田委員長

本委員会では奨学金や学寮、アルバイトの問題等、「学生の経済問題の対策」について各大学からのアンケートをもとに配布資料の中間報告を作成した。総会にはこれを提出したい。また、学生の保健、福祉厚生の問題を従来どおり検討しているが、保健管理センタ

一の設置を今後も要望書により主張していきたいので作案については、第4常置委員会にお任せ願いたい旨が述べられ、了承された。なお、育英資金の停、廃止に関する日本育英会長への申入れについては事務局長の報告があったので省略する。旨を述べられた。

(5) 第5常置委員会 篠原委員長

本委員会では、外国人留学生問題を検討しているが、特に日本語教育の研究施設の概算要求等で文部省大蔵省の意見が合わず複雑な情勢であり、この際協会としての基本線を意見書の形で打出していきたいと考えている。日本語教育改善についての各大学へのアンケートの結果を本日の理事会でご報告し、意見書の原案を本日了承を得て総会に諮る予定であったが、8月の概算要求との関係もあり時間の余裕がなく、本日理事会終了後委員会を開いて意見書案をまとめたいと考えているので、総会でその案を諮ることをご了承願えば幸いである旨述べられ、奥田副会長から、1日目の総会で試案を出し、2日目に決めていただくことでどうかと諮られ、了承された。

(6) 第6常置委員会 増田委員長

本委員会では「国立大学教官の待遇改善に関する要望書(案)」「国立大学の教官定員削減措置に対する要望書(案)」とまだ作案されていないが44年度予算の概算要求に関する要望書を出したいと考えている。予算の要望書の作案については、各委員会から要望を出していただき、また、文部省の要求についても連絡を密にしなければならぬので、例年どおり、文案の作成と提出時期については会長および第6常置委員会にご一任願うよう総会でもお諮りしたい。

教官等の定員削減措置に対する要望書は、これまでも機会あるごとに大学の特殊性を強調して定員削減の適用除外を要望しているにもかかわらず、今年も教官364名の削減が予定されているので、内容として、学問研究の進歩発展に即応していままでの不完全講座、不完全科目を整備充実させていく方向であるとき、逆行する措置をとられては研究教育の組織体制を乱すこと、および大学の教官には代替性、融通性がきくものでなく、近年研究者の海外流出等に加えて教官の補充も日時を要すること等をあげ、研究教育の使命を負う大学の特殊性を強調している。また教官の待遇改善に関する要望書は、内容として、大学教官が研究教育のため20%の自己負担をしている現状であり、政府において給与問題に関する調査会を設け対策を講じること、緊急に改善を要する事項として助手の初任給を上げること、若手教官の待遇を改善すること、指定職の範囲を拡大しその定数を増員すること等をあげている旨説明があり、「国立大学教官の待遇改善に関する要望書(案)」を一部修正のうえ、それぞれ総会に諮ることが了承された。

(7) 第7常置委員会 鎌田委員長

教員養成関係学部の設置基準がまだできておらず、まず設置基準を制定し、それを強化し広げていくことが手初めと考えているので本委員会としては、配布資料の「教員養成関係学部の設置基準要項の制定促進について」案の要望書を関係方面へ出すことを考えている。本日理事会後の委員会ですらにこれを検討したうえ総会に諮りたい旨説明があり、了承された。

(8) 新設大学拡充特別委員会 渡辺委員長

本委員会では、昨年同様学科目制と新設大学の修士課程講座の教官当積算校費が増額されるよう検討しており、修士課程講座制、学科目制の教官当積算校費40%を増額することが必要との結論に達したので、第6常置委員会にご配慮願ひ44年度予算についての要望書の中に加えてもらうつもりである。40%増額というのは、いろいろな点を勘案した数であるが、たとえば42年度の講座制の全教官当積算総額が110億円に対し、修士講座制と学科目制の総額が66億円なので、その40%増の26億円程度を2～3年の間に増額したいという要望である。

また、旧帝大と、新設大学間の予算算定基準の是正の問題については、①医学関係の施設整備費の取扱いについて、医学教育に関する特別委員会に、②図書館の維持費についてもこれの是正を図書館特別委員会にそれぞれ検討方を願ひした。総会には以上のことをご報告したい。

(9) 科学技術行政特別委員会 和達委員長

科学技術基本法案要綱の取扱いの経緯については会務報告であつたとおりであり、1月31日および3月2日に関係方面へ再度意見を申し入れたが、これはいずれも前総会で決定した協会の基本的意見に沿うものであり、3月2日に閣議決定された同法案の第19条中「大学の参加を必要とする場合」との文案を大学の自由意思によって参加するようとの趣旨を書き改めることを申し入れたが、それに対する科学技術庁長官からの回答は配布資料のとおりである。なお、この申し入れについては理事会の了承を得ているが、総会においても事後承認を得たい。また科学技術会議では3月27日に内閣総理大臣に「国として推進

すべき研究に関する国公立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策に関する意見」を提出する予定であるとのことであったので、これは極めて重要な問題であるだけに本委員会では科学技術会議等と早速懇談をし、検討を行なった。その結果については、各大学に報告し意見を求めることになり急ぎよ各大学から連携方策の意見をとりまとめた（会報40号26頁参照）。本委員会はこれらの意見に基づいてさらに検討し近く科学技術会議に申入れ等をしたいので、総会には以上のことを報告し了承を得たい。

(10) 医学教育に関する特別委員会 福田委員長

「医師法の一部を改正する法律案」（5月10日公布）、附属病院の運営、医学専門課程の教育、医学進学課程の諸問題等について検討を進めてきているが、目下医局の現状を詳しく知るために勉強をしている段階にある。制度については各大学まちまちで民主化の方向に向かってはいるが、簡単に解決する性質の問題でもないので、近く中間報告的なものにまとめなければならぬと考えている。以上を総会にご報告したい。

(11) 研究所特別委員会 本川委員長

附置研のあり方問題等について検討しているが、附置研でも大学院学生を教育し大学院関係に前向きにたずさわること、学部と人事交流をはかること、全国的に横にも連絡をとり他大学との共同利用研究を行なうこと、その他研究所の規模等について論議した。また、共同利用研究所のあり方について研究所の運営と大学自治とが常に問題となるが、共同利用研の運営について日本学術会議の福島長期計画委員会委員長と学術会議の勧告をめぐって話し合いをした。今後もこれらの問題に

ついて慎重に検討を進めたいと思っている。

総会には以上のことをご報告したい。

(12) 図書館特別委員会 川村委員長

大学附属図書館の問題点につき、一般教育における図書館の有効的な利用方策を主に審議し、さらに学生の課外教育という一般的に解されている狭義な学習図書館のわくの中だけでなく、広く総合図書館としての機能を十分発揮するという観点から方策を検討すべきであるという結論に達した。

先ほどの新設大学拡充特別委員会からの、図書館維持費の格差是正の件は、6月5～7日に国立大学附属図書館長会議が開かれた際に実情に即して大幅に立て直すとの要望書を出すことにもなっている。昨年は文部省の要求が大蔵省で認められなかった次第である。また、国立大学附属図書館長会議では政府に要望書を提出すること、附属図書館の振興をはかるため国立大学附属図書館協議会を発足させること、日米大学間の図書館会議を東京で開催する予定なので、図書館特別委員会からも参加を要請すること等が審議された。総会では以上のことをご報告したい。

(13) 教養課程に関する特別委員会

教養課程の現状把握とその充実について審議を進めてきたが、今後どういう問題を取りあげるか論議し、①大学における教養課程の使命について②教養課程の目的、性格について、③さらにそれに基づく授業科目について④マスプロ教育の中での魅力ある授業方法について、⑤専門教育を一部取り入れるかどうか⑥教育期間とそれに伴う留年生の問題について⑦教員組織特に専任教官と全学兼任方式について⑧管理方式として教養部がよいのか、教養課程とするのがよいのか、⑨専門教

育との関連を考える、以上8点について意見の交換を行なったが、早い機会に中間報告をまとめ各大学の意見を伺いたいと思っている。総会には以上について報告したい。

4. その他

奥田副会長から、総会後の学長会議の議題について如何なものかと諮られ、国大協としては目下の関心事は学生問題であるが、この問題に限らず、相互に困っている問題について、フリートキングで話し合うことではどうか。個々の大学の予算などよりも、次元の高い問題を取り上げたい、審議官あたりの司会で、まず増田委員長より定員削減の要望を皮切りに、各常置委員会の話などはどうか、それぞれお考えおき願って総会当日もう一度相談することで了承された。さらに、奥田副会長より、今朝奥田、福田両副会長が日教組の代表と会った際の要望書について説明があった。

つづいて、水野九州大学学長から米軍ジェット機墜落事件につき事情報告があった。

また、福田鹿児島大学学長および三輪東京教育大学学長から、近く退官するにあたり、特に退任の挨拶があった後本日の会議を閉じた。

(2) 第41回総会議事要録(第1日)

日時 昭和43年6月25日(火)午前10時

場所 学士会館本館

出席者 各国立大学長

福田副会長から、本日は大河内会長が病気により欠席され、奥田副会長もやむを得ない事情で欠席されたので、私が議長を務めるのでご協力願いたい旨の挨拶があり、特に会議の初めに議事の1部を繰りあげ次の事項について協議さ

れた。

1. 九州芸術工科大学の加入について

福田副会長から、本年4月1日付で九州芸術工科大学が新設され、本協会加入の申込みがあったが、さる4月18日の理事会に諮り了承されたので、本総会においてもご承認願いたい旨の提案があり、全会一致で提案どおり承認され、小池同大学長が紹介された。

2. 九州芸術工科大学の常置委員会の所属について

福田副会長から、九州芸術工科大学の本協会加入に伴い、その常置委員会について同大学としては第2常置委員会を希望された。これについて第2常置委員会および理事会に諮ったところ、それぞれ同大学の希望どおり了承を得たので、異議がなければそのように取り計らいたい旨を諮られ、異議なく承認された。

3. 琉球大学長の出席について

福田副会長から、琉球大学の池原学長に、オブザーバーとして出席願っている旨の披露があり同学長が紹介された。

4. 代理出席について

福田副会長から、本日の代理出席について次のとおり紹介された。

北海道大学	石塚 喜明	学長事務代理
東京大学	伊藤四十二	附属図書館長
東京工業大学	杉野喜一郎	工学部長
三重大学	今村 晃	教授
京都大学	堀尾 正雄	教授
大阪大学	河村洋二郎	教授
滋賀大学	森川 光郎	学長事務代理

5. 議事日程および会議資料について

事務局長から、本総会における議事日程および本日配布した資料について詳細な説明があった。

I 会務報告

1. 学長の交代について

福田副会長から、前回総会以後の学長の交代について次のとおり紹介があった。

大学名	旧学長	新学長
室蘭工業大学	沢 茂夫 (事務取扱)	阿部 与
弘前大学	佐藤 澪	柳川 昇
千葉大学	谷川 久治	川喜田愛郎
東京医科歯科大学	岡田 正弘	太田 敬三
島根大学	水野 敏雄	梶田 茂
福岡教育大学	玖村 敏雄	藤吉 利男
大分大学	草場 勇	後藤 正夫

2. 常置委員会委員長の交代について

福田副会長から、第4常置委員会では岡田前委員長の退官に伴い福田山梨大学長が、第7常置委員会では玖村前委員長の退官に伴い鎌田東京学芸大学長がそれぞれ委員長に就任された旨の報告があった。

3. 玖村前福岡教育大学長の逝去について

福田副会長から、玖村前福岡教育大学長はさる2月19日退官されたが、その直後の2月21日逝去されたので、本協会として2月28日の大学葬に弔辞と花輪を贈呈した旨の報告があった。

4. 十勝沖地震による被災大学への見舞について

福田副会長から、さきの十勝沖地震による北海道、東北地区の7被災大学に対して、本協会として5月16日見舞の電報を打った。い

ずれも被害が少なかった由で、幸いであった旨の報告があった。

5. 前回総会以後の要望書等の処理について

事務局長から、前回総会以後の要望書等の処理について、次のとおり報告があり、いずれも了承された。

(1) 科学技術基本法案については、本年1月下旬に科学技術庁より、2月中旬までに国会提出案を閣議に提出する予定なので本要綱案について本協会の了解を得たい旨の連絡があったので、1月31日科学技術行政特別委員会小委員会を開いて検討した結果、取急ぎ意見書を出すことになり、1月31日和達委員長、篠原名古屋大学長、福田山梨大学長が文部次官および科学技術庁の関係者に会って意見書(会報第40号47頁)を提出した。その後閣議決定された科学技術基本法案には、本協会の主唱する意見のうち同法案第19条についての意見が考慮されていなかったため、この修正方の意見書(会報第40号47頁)を提出した。しかし同法案は、先般の国会において継続審議となった。なお、上記二つの意見書は、前回の総会において決議された本協会の意見を敷衍したものであるが、総会にお諮りする余裕がなかったため、臨機の措置をとったので、ご追認願いたい。

(2) 医師法の一部改正については、12月11日医学教育に関する特別委員会として福田委員長、岡田、本川、後藤の各委員が大蔵、文部、厚生各省および衆、参両議院の関係者に会い、同法施行に関する予算措置について善処方を望要した。

(3) 昭和43年度予算については、昨年9月要望書を出したが、その後財政硬直化を理由

に楽観を許さない状況になったので、12月20日に特別会計制度協議会小委員会を開き学生を3,000名増募すること、教養課程および大学院の整備、教官研究費・学生補導経費・在外研究員経費を増額することを重点事項として決定し、12月23日増田第6常置委員会委員長、藤田お茶の水女子大学長が自民党政務調査会長、文教調査会長、文教部会長、大蔵次官、文部次官に面談し、善処方を要望した。その後1月6日に至り、新聞で学生増募1,500名査定の記事が出たので、早速会長から大平政務調査会長に再度学生増募について申入れを行なうとともに、1月10日大河内会長、増田一橋大学長、三輪東京教育大学長が自由民主党文教部会に出席して同様配慮方を要望した。その結果、学生増募は2,700名が認められ、研究費、学生との交歓費、在外研究員経費等の増額が認められた。

- (4) 第3常置委員会では、羽田事件以来の学生の暴挙に対し、その具体的措置について検討してきた。その結果「最近における学生運動に関する意見」の成案を得たので、2月9日理事会の了承を得て第3常置委員会名をもって公表し、各大学にも送付した（会報第40号78頁）

なお、同意見公表の経緯については、後刻委員長より説明される予定である。

- (5) 羽田事件等に関連して、関係学生に対する日本育英会のとった奨学金の停止または廃止等の措置について検討するため、1月17日第3、第4常置委員会の合同委員会を開いて緒方日本育英会理事長の説明をきくとともに、この措置について検討した結果、要望書（会報第39号61頁）を提出する

ことになり、1月19日岡田第4常置委員会委員長、井上第3常置委員会委員が日本育英会理事長、文部省大学学術局長に会い要望した。その後森戸日本育英会長から、重ねて育英会の既定方針に協力されたい旨の申越しがあつたので、改めて都内の学長にご参集願って協議し、3月11日大河内会長と川喜田千葉大学長が森戸日本育英会会長に面談し、再度本協会要望の趣旨により処理されるよう要望した。

- (6) 「昭和43年度予算の学生厚生補導に関する経費の性格および使用について」（会報第40号49頁）は2月15日に、「警官の学内出動に関する警視庁の方針について」（会報第40号50頁）は2月20日にそれぞれ各大学に連絡した。
- (7) 2月20日国公立大学団体の懇談会が開催され、その席上従来の方針に従い「大学卒業予定者の推薦選考時期等に関する申合わせ」について申合わせ（会報第40号50頁）を行ない、各大学に通知した。
- (8) 特別会計制度協議会は、小委員会、専門委員会を含め前後4回開催し、会計事務の簡素化、昭和43年度予算の説明、昭和44年度予算の編成方針、定員削減の問題、特許権全般の問題、受託研究と特許権との関係、外国特許権の問題等について検討した。

II 協議事項

1. 大学運営協議会規程等の一部改正について

福田副会長から、さきにご了承を得た九州芸術工科大学の本協会加入に伴い「大学運営協議会規程」「理事及び監事総会互選

要領」「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部をそれぞれ改める必要がある旨説明があり、提出の案につき事務局長より説明の上本6月25日から施行し4月1日から適用することで異議なく承認された。

2. 昭和42年度歳入歳出決算について

事務局長から、昭和42年度歳入歳出決算および財産目録（会報第40号53頁）について説明があり、異議なく承認された。

3. 昭和43年度歳入歳出予算案について

事務局長から、昭和43年度歳入歳出予算案（会報第40号54頁）について説明があり、異議なく承認された。

4. 各委員会報告について

福田副会長より、議事の進行上要望書・意見書等本総会において、決議を予定されている委員会から先に協議を願う旨が述べられ各委員長よりそれぞれ報告が行なわれ協議された。

(1) 第2常置委員会

小川委員長から、次のとおり報告があった。

第2常置委員会としては、国立大学の入学試験期日の問題について4年にわたって協議してきた。この問題の発端は、国立大学の入学試験の方法が現一期、二期に分けられてすでに15年余になるにもかかわらず、一期校、二期校と固定しているため、不都合の生じている大学が出てきたので、本協会としてこれらの不都合な点を除くべく努力したいということから始まったものである。いうまでもなく、今回まとめた「国立大学の入学試験期日決定方法に関する基本方針(案)」が出て入学試験方法の

問題が一举に解決するとは思われず、一歩でも改善に向かって前進したいという気持ちでこの方針が出されたものである。なお関連して本年度新設された九州芸術工科大学については、従来の慣例では二期校になるものであるが、大学の性格上入試問題の特殊性から採点に時間がかかるため、同校が一期校を希望されたので、文部省から一期校にしたい旨相談があった際、本委員会としては右事情を検討した結果これに賛成した。なお、このことは次年度の入試要項を5月中に作成しなければならないので、総会の了承を経ずに取り計らったので了解願いたい

さらに、今回まとめた方針で一期、二期の用語を前期、後期と改めたのは、従来の固定観念を除くためであり、高等学校長協会の人々と懇談した際にもこの方針を了承する雰囲気であった。なおこの方針は、あくまでアンケートの結果を尊重して作成したものであるが、これの具体化についてはデリケートな問題が生ずると思うので、この方針の実施について文部省等とも意見交換を行なった結果、社会の混乱をきたさないものであればということであったので、本委員会としては本総会でこの方針が承認されれば具体化の検討に移りたいと思っている。

以上の報告に対し、今後実行に移すまでの過程、国大協の調整力、この方針の永続性または固定化等について活発な意見の開陳、並びに質疑応答があって、本方針の趣旨は、現在に処する方針と解し、「基本」の字句を削るなどその他の点について修正することになり、本日正午第2常置委員会

を開き修正案「国立大学の入学試験期日の決定方法に関する方針」を決定し、改めて総会に諮り修正案のとおり異議なく承認された。

(2) 第6常置委員会

増田委員長から、次のとおり報告があった。

第6常置委員会としては、今回次の三つの要望書についてご承認願いたい。

①明年度予算に関する要望書については、従来要望してきた事項と各委員会からの要望をおり込み、かつ、文部省の要求とも齟齬をきたさないようなものを作りたい。また予算編成の時期等ともならみ合わせてタイミングを失しないような時期に提出したいので、文案、提出時期については、予め会長と委員長に一任されたい。

②国立大学教官の定員の削減の問題については、本年度は教官も例外は認められず、364名の削減が予定されているので、従来の方針どおり教官の定員削減措置の適用除外を強く要望するとともに、大学の研究、教育補助職員についてもこれを除外する趣旨の別紙要望書を提出したいのでご審議願いたい。

③国立大学教官の待遇改善に関しては、従来も何度か要望書を提出してきて、ある程度効果のあった面もあるが、実効のない部分もあるので本年度は、国立大学教官の給与問題に関する調査会を設けることと、助手の初任給を大幅に引き上げること、若手教官の待遇を改善すること、指定職の範囲を拡大すること等基本的なもの、緊急を要するものを内容とした別紙要望書を提出したいのでご審議願いたい。

以上いずれも提案どおり承認された。

(3) 第7常置委員会

鎌田委員長から、次のとおり報告があった。

第7常置委員会としては、昭和32年8月に教員養成学部の整備充実についての要望書を出し、多少改善された面もあるが、大部分は従来どおりである。これは教員養成関係学部に関する学部設置基準が確立されないため生じている問題が多いので、早急に設置基準要項を作りその向上を図るべきであると考えてこの設置基準要項制定促進の要望書を提出したい。なお、現在本委員会としては小委員会を設けて学部設置基準についての問題点をひろって検討を始めている。したがって基本的な構想は次の総会までにまとめておきたい。

以上の説明に対し、要望書については要望書の体裁を整えた上会長名をもって提出することが承認された。

(4) 第4常置委員会

福田委員長から、次のとおり報告があった。

①学生の経済問題については、奨学金貸与額の増額、奨学生採用者の増員、大学特別奨学生採用制度の再検討等奨学金の問題。学寮の経費負担区分、学寮の建設等学寮の問題。アルバイトの問題。課外活動施設等の関係について各大学にお願いしたアンケートをまとめたが、これらについては今後引き続き検討する。

②大学保健管理センターについては、昭和41年度4大学に設置されたのを皮切りに、本年度までに12大学に設置されたが、この割合では全国立大学に設置されるまでに16

年間を要するので、少なくともこれを今後10年位で全大学に設置されたいということと、すでに設置されている保健管理センターでも予算が必要額の約半額であるので、これを増額されたいことおよび保健管理センターの定員を増員されたいことを主眼とした要望書を昨年、一昨年に続き予算要求前の適当な時期に文部省、大蔵省に対して提出したい。

以上の説明ののち、福田副会長から文章については昨年のもより強化して提出されたい旨の提案があり、要望書提出のことが了承された。

(5) 第1常置委員会

藤田委員長から、次のとおり報告があった。

第1常置委員会では、昨年来大学院問題について検討してきたが、問題点が多岐にわたるため、まとめるのに苦労している。そこで各大学にアンケートをお願いして、それに基づいて問題点を整理したいと考えている。アンケートの内容については理事会でも了承を得たが、今回は一応大学院設置基準にはこだわらないで、制度、組織に重点をおいて将来の大学院の構想を各大学に伺うことにした。したがって大学として意見のまとまらない大学もあろうかと思われるので、意見のまとまらない大学は研究科別或いは学部別等の意見を出していただいても結構である。

以上に続いてアンケート案の内容について説明があり、なお明日、第1常置委員会を開いて検討するが、一応こうした考えでよいか、またこうした形でアンケートしてよいかについて諮られ、第1常置委員会に

一任することに決定した。

(6) 第3常置委員会

三輪委員長から、次のとおり報告があった。

第3常置委員会としては、さきに「最近の学生運動に関する意見」を発表し、各大学にご報告しご了解をお願いした。これを公表した動機は、2度にわたる羽田の暴力事件に関連して本協会としてなんらかの方策を講ぜられたいということで始まったもので、昨年12月以来会合を開いてこの意見を取りまとめたが、その間に佐世保事件が起き、それをも考慮に入れて2月9日の理事会の承認を得て公表した。なおこの意見を総会の議を経ずに公表したことは、今回の総会までまわっていることは時機を失することと、その内容がすでに学生問題特置委員会から公表されている「所見」の趣旨にそっているものであること、ふたつの理由で理事会に諮り公表した次第であるからご了解願いたい。またこの問題に関連して2月14日の各新聞に「警官の大学構内立入りに関して」の記事が出たので、これについて警視庁に質したところ、これは従来警察が大学に対してとってきた方針と何等異なるものでないということであったので、これを確認のうえ、参考までに各大学に報告した。

一方、最近の学生運動は暴力的な傾向を示してきており、これに対処するため第3常置委員会としての考え方はすでに公表しているの、今後本協会としてどのように考えてゆくか。一般社会等外部からの批判、規制も考えられるので、今後の方針について検討したい。

また大学卒業予定者の推薦時期については、2月20日に国公立大学団体の代表が集まり、例年どおりの申合わせを行なったが、経営者側には、この申合わせを守ってはいは優秀な人材が確保できないという向があるのでは、特にこの申合わせを守るよう努力することになった。

(7) 科学技術行政特別委員会

和達委員長から、次のとおり告報があった。

①科学技術基本法案要綱(案)については、大学側でいただいていた懸念は一応除かれたが、同要綱(案)の第19条の「大学の参加を必要とする場合」については解釈上疑義の生ずるおそれがあるので、これを大学の自由意思によって参加するという点を明確に規定するよう改められた旨の申入れを行なったが、これに対して科学技術庁長官から国会提案理由にこれを明示することで了承してほしい旨の連絡があった。

(72頁参照)

②科学技術会議は、3月27日内閣総理大臣に「国として推進すべき研究に関する国公立試験研究機関、大学、産業界等の連携方策に関する意見」を提出したが、これについて本委員会は急拠各大学に通知かたがた意見を求めた。本委員会としてはこれらの意見を検討したうえで、必要があれば、科学技術会議に対し話し合いまたは意見の申入れを行なう予定である。

(8) 医学教育に関する特別委員会

福田委員長から、次のとおり報告があった。

本委員会の方針としては、医師法の一部を改正する法律案、医学専門課程の教育、

医学進学課程の諸問題、卒業後の研修、後継者の養成、附属病院の管理運営等全般的に検討することで現在勉強中であるが、いわゆる青医連の問題については直接介入していない。なお、医学部長会議、病院長会議から協力方の要請があれば協力するつもりであるが、今後とも調査、研究を進めてゆきたい。(75頁参照)

(9) 研究所特別委員会

本川委員長から、次のとおり報告があった。

本委員会としては、まず各委員から提出された意見に基づいて審議すべき主要な問題点を整理し、今後はこれを中心に審議を進めることになり、現在、附置研究所のあり方について検討している。その内容は、附置研究所と大学院との関係、附置研究所と学部との人事交流、他大学との共同研究の問題、研究所の規模、研究所の組織と研究部門定員の増強、研究機器の集中化等の問題についてである。特に共同利用研究所のあり方については、学術会議等種々の機関でも検討が進められているが、大学の自治との関係もあるので、更に検討を進めていきたい。(77頁参照)

以上の報告に対して、従来共同利用研究所の問題は、主として共同利用研究所を設置している大学によって検討されてきているが、今後は、共同利用研究所を利用する大学の意見もとり入れてほしい旨の要望があり、了承された。

(10) 教養課程に関する特別委員会

小塚委員長から、次のとおり報告があった。

本委員会は、前回総会後3回の会合をも

ち、教養部の設置されるに至った経緯、教養部の性格、組織、専任教員数、教育科目等について検討しており、特に次のようなことを考えていきたい。

①一般教育課程は、人間形成に重点を置くべきであり、その観点で今後は基礎教育、専門教育の問題、高校との関係等を検討していきたい。なお、近年は中学卒業者の約80%が高校に進学するので、高校生の能力差が大きくなり、高校の多様化が進むと思われる。したがって大学入学者の基礎学力にも相当差が生ずることが予想されるので、専門分野別に基礎教育を行なうことも検討する必要がある。

②現在一般教育科目は、人文、社会、自然の三分野にわたって履修することになっているが、すでに出されている改善要項では、この基準を改めた方がよいということであったので、早い機会に改められるよう要望することも考えている。また、一般教育科目の高校との重複科目についても、高校と連絡しながら検討してゆきたい。

③一般教育課程の教育方法についてゼミナールやクラス担当教員等が必要であることは当然であるが、これがじゅうぶん満たされずにいるのは、教員数の不足が原因なので、第6常置委員会とも連絡して、教員の不足を充足するよう努力したい。

④専門教育と一般教育との関係については、長い時間をかけて留年制、単位制度、基礎教育科目、教官組織等の問題を初めから検討してみたい。なお現在は、一般教育担当の教員については、専任教員配置の是否、待遇の格差是正（大学院担当調整額の決定、学生厚生補導の責任等）が問題に

なっている。

以上若干の問題点に対して、一般教育課程は全学の教官が同格の責任と理解をもって教育にあたるべきであるとする意見と、主として一般教育担当の教員と、専門教育担当の教員とのグループに分けて適宜人事の交流を図るとする意見があるが、このことは各大学の事情によって異なるので、各大学においてその長所、短所を考えるとというような方向で考えてゆきたいが、これについてなんらかの中間案が得られれば各大学に送付して意見を求め、さらに検討を進めてゆきたい。

以上の報告に対して、教養部の教員割当が少ないので、これの増員について至急方策を講ぜられたい旨の意見があった。

(11) 新設大学拡充特別委員会

渡辺委員長から、次のとおり報告があった。

本委員会としては、本年度も修士課程の基礎となる講座の拡充、学科目制教官当積算校費の増額の点を重点的に要望したい。学科目制教官当積算校費は、過去10年にわたって約10%ずつ増加してきているが、昭和43年度は財政硬直化に伴い5%にとどまった。なお、講座制の教官当積算校費と同率にするためには、現行の約40%の増加がなければならない。具体的には昭和42年度予算では講座制110億円に対し、新設大学の修士講座および学科目制は66億円である。したがってこの差を少なくとも1～2年の間に解消したいという要望である。その他に科学研究費の配分についても新設大学に増額してほしいという希望があった。

(12) 図書館特別委員会

川村委員長から、次のとおり報告があった。

前回総会に報告した方針に基づいて審議しているが、特に一般教育に関する図書館のあり方について検討している。その方針としては、単に学生の学習のための図書館というだけにとどまらず、広く附属図書館の枠の中で考えること。そのために図書改善委員会の答申、新設大学拡充特別委員会からの要望、全国図書館長会議の要望事項、国立大学図書館協議会の審議事項、日米図書館長会議等の議事等も検討して総合的に審議していきたいと考えている。

(3) 第41回総会議事要録(第2日)

日時 昭和43年6月26日(水)午後1時

場所 学士会館本館202号室

出席者 各国立大学長

奥田副会長から、本日は会長に代わり議長を務めることになったので、よろしく願いたい、本日は各委員長からの報告とそれに基づく質疑応答を願いたい旨が述べられ、議事に入った。

1. 各委員会報告

(1) 第3常置委員会

三輪委員長から、次のとおり報告があった。

昨日も報告したが、学生運動は今後ますます激しくなると考えられる。そこで本委員会としてはすでに意見を出しているが、この運用については大学により事情が異なるので、各大学が自主的に行なうことにな

ることはもちろんである。本委員会としても今後引き続いて相談してゆきたい。そのためには、横の連絡を緊密にして情報交換等をじゅうぶん行なってゆきたいということを考えているので、各学長のご理解とご支援をお願いしたい。いずれにしろ具体的に事例を話し合って問題の処理にあたりたいと考えているが、学生問題は教官としても重要な問題であるので、一般教官も参加願ってセミナー形式で問題の理解を互に深める方法も考えている。

(2) 第1常置委員会藤田委員長から、次のとおり報告があった。

本日午前中の委員会で、昨日ご了承を得た「大学院問題に関するアンケート」の細部について話し合った結果、趣旨は変えずに字句を修正して各大学に出すことになったのでご了承願いたい。そこで大体のスケジュールとしては、本年中にご検討願って、来年6月の総会にはなんらかの案を提出できるよう努力したいと考えているので、よろしくご協力願いたい。

(3) 第2常置委員会

小川委員長から次のとおり報告があった。

本委員会としては、昨日決定願った「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」を文部次官、大学学術局長に手交したので、文部省側の意見は明日の学長会議で述べられるものと思う。いずれにしてもこの問題は、入学試験方法の改善の第一歩を踏み出したということで、今後は前期、後期について各大学の意見を積極的に検討してゆきたい。しかし、この方針の実施に際して重要なことは、各大学の希望をきいて

関連地域内、同系の大学等の点を考慮しながら受験者に2度の機会を与えること等の調整の問題が困難なことと考えられるので、この調整、実施のための特別委員会の設置をお願いしたい。

以上の説明に対し、特別委員会発足の時期、構成、性格、審議の方法等について質疑があり、結局特別委員会設置については了承されたが、これは理事会の決定事項でもあるので、第2常置委員会において、委員会の構成その他について具体的に検討し、その上で理事会に諮り決定することが了承された。

(4) 第4常置委員会

福田委員長から、次のとおり報告があった。

昨日中間報告した学生の経済問題についてのアンケートは、昨日の意見に基づいて検討し、審議を続けることとなった。また、保健管理センターに関する要望書については、昨年8月に提出した要望書とほぼ同文のものに前文を多少補足して提出したい旨説明の上、その補足箇所の朗読があり、承認された。

(5) 第5常置委員会

篠原委員長から、次のとおり報告があった。

本委員会の問題になっているのは、留学生の教育制度に関するものである。従来は人文、社会科学系の国費外国人留学生は東京外国語大学で、理科系の留学生は千葉大学で日本語教育と一般教育を行ってきたが、上記の大学で3年間教育した留学生を3年に入学させることは、大学によって一般教育のカリキュラム等が異なるために問

題があるので、昨年来この制度について検討してきた。その一環として、昨年10月に留学生問題についてのアンケートをお願いして意見をきいたところ、外国人留学生の日本語の能力の強化を希望した大学が74校中55校あった。またこれとは別に文部省でも日本語教育を強化するとともに、東南アジア等各国の基礎科目の教育差を解消するため、日本語学校を設け、ここで1年間教育することとし、千葉大学の留学生部は、千葉大学に入学する留学生だけを受け入れるという方針を出して予算要求を予定している。しかし、この日本語学校における教育については、なお研究を要するというところで、東京大学の教養学部にも研究施設を設けて研究することも予定されている。これに対して本協会としても各大学に直接関係することでもあり、なんらかの意見を出さなければならぬ立場にあるので、現在この問題について結論を急いでいる。しかし、現在のように、各大学によって一般教育課程が不統一である際に、1年間の日本語教育だけで各大学の1年次に入学させることがはたしてよい結果を生むかどうかについて本委員会としても、危惧の念をもっていたので、アンケートを出したところ、ある程度の日本語力と基礎学力があれば大学で引き受けてよいという回答を多くの大学から得た。本来、日本語学校設置のようなことは、事前に本協会の意見をきくことが望ましいが、現実には相当話が進んでいるので、これを前提として意見書を出す必要があるということになった。意見書の内容としては、①国費外国人留学生選抜のための選考試験を強化すること。②日本語学

校においては、大学教育を受けるにじゅうぶんな日本語教育ならびに基礎学力の補修を行なうこと。③日本語学校の施設設備を充実すること。④日本語学校教員の待遇を大学教官と同等にすること。⑤各大学進学後の措置を考慮すること。⑥制度切換えの経過措置を考慮することを趣旨とするという結論に達した旨説明があり、次いで、意見書の案を検討した結果、趣旨は承認され、文字表現は事務的措置に一任された上、文部大臣宛に意見書を提出することが承認された。

(6) 第6常置委員会

増田委員長から、次のとおり報告があった。

昨日ご承認を得た「国立大学教官の待遇改善に関する要望書」および「国立大学教官等の定員削減措置に対する要望書」については、文部省、大蔵省、人事院、行政管理庁に出向き詳細な説明をして要望してきた。定員削減措置に対する要望書は、一般の行政職と異なるという建前論でつらぬいたが、大蔵省、行政管理庁等では、大学教官は常に欠員がある。その欠員の一部を削ることは支障がなかろうという意見であるので、この趣旨を理解させることはかなりむずかしいが、大学の運営に不利益をおよぼすことのないよう要望した。

なお、昨日の総会でご承認を得た明年度予算要求の要望書の作案については、本協会の各委員会の申入れを受けるとともに、教養部長会議、図書館長会議等の要望の趣旨をもくんでいきたいので、要望事項等があれば申出ていただきたい。なお、学生問題にからんで環境の整備、充実も間接的に

大切なことであるので、その旨も加味して要望書を作りたい。どこに重点をおくか、専門委員とも検討したい、なおその提出の時期は、例年の例からも9月20日頃になると思われる。

(7) 第7常置委員会

鎌田委員長から、次のとおり報告があった。

昨日ご承認を得た「教員養成関係学部の設置基準要項の制定方促進について」の要望書は、昨日文部省に出向いて要望した。しかし、要望書にある教員養成関係学部の設置基準要項を作るにあたっては、本協会の意見もじゅうぶん考えられたいということを行っているのので、本委員会としては小委員会を拡充、強化して各大学の意向を伺いながら、本協会としての考え方を用意して次の総会までには一応まとめるようにしたい。なお本委員会としては、教員養成制度の改善は重要な問題と考えるので、今後は、第1常置委員会等関連のある委員会とも連絡をとりつつこの問題を正面からとり上げてゆきたい。

2. 学長会議の議事について

事務局長から、明日予定されている文部省主催の国立大学学長会議は、従来は各常置委員会の委員長に発言願っていたが、文部省から今回は懇談会形式に願いたいという申し入れがあったので、午前中は文部大臣も出席されているのでフリートーキングの形で懇談し、午後は文部省からの事務連絡という予定でお願いすることになる旨の説明があり、了承された。

3. 記者会見について

奥田副会長から、本日総会終了後意見書および要望書に関係のある第2、第6、第7の各常置委員会委員長にご同席願って記者会見を行なうが、それに関してご注意があれば伺いたい旨述べ、第2常置委員会から提案のあった「国立大学の入学試験時期の決定についての方針」については、誤解をまねくおそれがあるので、文書を出さずに口頭で行なうなどその取扱いは慎重にされたい旨の発言があり、了承された。

なおこれに関連して、最近学生運動が各大学にとって深刻な問題となっているので、本協会としてももう少し実証的に国内・外を問わず資料を集めて、常に事例研究ができるような体制を整えておくこと、ならびにそれらの事例研究に基づいて今後の大学の体制問題等についてもある程度研究しておくようにされたい。その仕事は、大学の自治にも触れる問題でもあるので差し当たっては大学運営協議会か、あるいは特別委員会にお願いしたい旨の発言があり、今後の課題となった。

4. 九州大学構内に米軍機墜落事故について

水野九州大学長から、6月2日米軍機が九州大学で建設中の大型計算機センターの4階に墜落した状況、その後大学のとった措置、経過について詳細な説明があった。

5. 次回総会について

事務局長から、次回の総会は11月20日(水)、21日(木)を予定している旨の発言があった。

(4) 第9回事務連絡会議議事要録

日 時 昭和43年6月28日(金) 午前10時

場 所 虎の門共済会館

出席者 各国立大学事務局長

1. 会長挨拶

会長代理として、小塚委員長(東京芸術大学長)から、次のとおり挨拶があった。

(1) 国立大学協会は、全国の国立大学によって組織されたものであり、毎年2回定期的な総会が開かれているが、去る6月25日、26日の2日間にわたり総会が開かれ、各大学からそれぞれ学長が出席して会の運営等に関する事項の外、今日当面する大学の諸問題について協議し、意見の交換が行なわれた。

(2) 昨日は、文部省主催の国立大学長会議が開かれ、大臣をはじめ文部当局と種々懇談した。

(3) 各大学の局長は学長の補佐役として、又大学行政の中心として特に事務部局の総括者として重要な役割を果たしておられるので、それなりに今日の大学の諸問題について苦心や辛勞の多いことと思われるが、単に学内のみでなく国立大学協会に対しても非常に重要な役割をもっておられるので、この面においてもご努力を願いたい。

本日の会議が大学の現在および将来のために極めて有益となるよう心から念願する。今後とも大学に対してはもちろんのこと国立大学協会に対しても御尽力願いたい。

2. 会議資料の確認

丁子主事から配付資料について説明があり、確認がなされた。

3. 新任事務局長の披露について

鶴田事務局長から新任事務局長の紹介があ

った。

大学名	事務局長名
室蘭工業大学	柴田大三
小樽商科大学	中原二良
帯広畜産大学	高橋芳弥
北見工業大学	斎藤正広
秋田大学	有浦厚
茨城大学	安岡健次郎
群馬大学	増田伝一
東京医科歯科大学	藤野正
東京外国語大学	斎藤隆造
東京学芸大学	福田文夫
お茶の水女子大学	万波教
富山大学	佐々木善也
金沢大学	磯村正
岐阜大学	柏崎敏
名古屋大学	石川好郎
京都工芸繊維大学	中山輝雄
神戸大学	大西一正
神戸商船大学	寺田弘
山口大学	田口栄司
徳島大学	有田文雄
九州芸術工科大学	青木久衛
九州工業大学	佐々木種次郎

4. 議事日程について

鶴田事務局長より、議事日程について説明があった。

5. 会務報告

鶴田事務局長から、国立大学協会事業報告に基づき、次のとおり報告があった。

- (1) 昭和42年における国立大学協会の事業としては、対外関係諸行事の外、委員会等の開催（会議）が126回行なわれ、各

会議については、その都度議事録をとり、配布している。

- (2) 特別会計制度協議会は、国立学校特別会計法の制定にあたって文部省および大蔵省と協議し、内容の充実と整備の促進を計るべく設けられたものであって、さきに定員削減の問題、概算要求の基本方針等について協議し、目下国有特許権の問題、受託研究の特許権の問題、外国特許の問題等について文部省と協議しつつ検討をつづけている。
- (3) 各委員会については後にご報告するが、その他の会合として①就職問題懇談会、②科学技術会議議員と理事との懇談会③給与問題について日本学術会議との懇談会④日経連主催学卒者就職問題申合わせ推進懇談会等を行なった。
- (4) 意見書等対外的諸活動について
 - (イ) 「科学技術基本法案要綱」について、12月1日に当協会の意見を公表し、総理大臣、文部大臣、科学技術庁長官に要望した。
 - (ロ) 医師法一部改正について、医学教育に関する特別委員会として12月12日文部、大蔵、厚生各大臣に善処方を要望した。
 - (ハ) 12月23日には、昭和43年度予算査定段階において自民党政調会長に学生増募3,000人確保、大学院、教養課程経費の40%増額、教官、学生交歓経費等重要事項について、大臣、文部次官に要望した。
 - (ニ) 羽田事件に関連し、関係学生に対する奨学金の停・廃止の措置について1月19日日本育英会、文部省に善処方を

要望した。

(ホ) 「警官の学内出勤に関する警視庁の方針」につき、2月14日第3常置委員長等が警視庁警備部長にその内容および経緯をただし、その内容について各大学に連絡した。

(ヘ) 3月21日には科学技術振興の諸問題に関連し、科学技術会議議員等と懇談した。

(その他23件につき資料により報告)

6. 協議事項の報告について

鶴田事務局長から、今回の総会において次の事項が協議された旨の報告があった。

(1) 大学運営協議会規程等の改正について九州芸術工科大学の新設に伴って、同大学より国立大学協会に加入申入れがあり、理事会で承認されたので次のとおり関係諸規程の改正が決議された。

(イ) 大学運営協議会規程中7条第3項の別表に「九州芸術工科大学」を加えたほか、関係諸規程についても同趣旨の改正を行なう。

(ロ) 同大学を第2常置委員会に所属させる。

(ハ) これ等規程の改正は6月25日から施行し4月1日から適用する。

(2) 予算決算について

(イ) 本協会の42年度決算については理事会および総会で承認を得た。また、監査は監事の東京農工大学長と大阪大学長に詳細説明して承認を得たものである旨の報告があり、決算額18,341,053円の内容について説明があった。

(ロ) 本協会の年度予算についても、理事

会および総会の承認を得た旨の報告があり、予算額16,790,000円の内容について説明があった。

7. 各委員会報告について

(イ) 第1常置委員会においては、目下、大学院の制度改善について検討しており、大学院の問題点について第一次アンケートを行なうことにして、先般の総会にアンケートの案を諮り、各大学に照会することになっている。

(ロ) 第2常置委員会においては、国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針を検討の上作案し、総会に諮りこれを決定した。

今後は特別委員会を設けて前期・後期の振分け方の問題等細部に亘って検討することになった。

(ハ) 第3常置委員会においては、さきに学生運動に関する意見を立案し公表した。

(ニ) 第4常置委員会においては、学生の経済問題について各大学のアンケートを行なったほか、羽田事件に関しての奨学金停・廃止について協議し日本育英会に申入れをした。

(ホ) 第5常置委員会は、先般行なったアンケートに基づき国費外国人留学生の教育に関する意見書を総会の決議を得て、文部大臣に提出することになった。

この意見書は日本語学校設置に伴う留学生の教育等諸施策に対し、本協会の意見を述べたものである。

(ヘ) 第6常置委員会においては43年度予算に関する要望および44年度予算編成方針を審議し、文部省、大蔵省に申し入れたほか、国立大学教官の待遇改善に関する要望書を

作案し、総会の決議を経て関係方面に要望した。

その要旨は①教官待遇改善に関する調査会を設けること②助手の初任給を大幅に引き上げること③若手教官の待遇を改善すること④指定職の範囲拡大と定数の増加を要望している。

さらに、現在問題となっている国立大学の教官数の定員削減措置に対して要望書を作案して、総会の決議を得て関係方面に要望した。

その内容は、大学の特殊事情を述べ教官および補助職員をその対象から除外するよう特段の配慮を求めたものである。

(ト) 第7常置委員会においては、教員養成関係学部の設置基準要項の制定促進について要望書を作案し総会の決議を得て関係方面に要望した。

(チ) 科学技術行政特別委員会においては、さきに「科学技術基本法案」第19条に関し、特に大学の自主的参加を明示するよう要望したところ、この点については国会における提案説明において明言したので科学技術庁長官から会長宛に了解されたい旨の申越しがあった。

(リ) 図書館特別委員会においては「大学附属図書館に関する審議報告」に基づいて審議を続行中である。

また、全国国立大学図書館長会議を改組して、国立大学図書館協会とし、常時活動を行なうようにする。

なお、近く日米図書館長会議が行なわれるので国立大学協会も協力するよう要望があった。

(ニ) 教養課程に関する特別委員会は、目下一

般教育の教員組織の問題、一般教育科目と専門科目との関係等について問題点を検討している。

(ル) 新設大学拡充特別委員会は、新設大学の校費、建物の必要坪数算出基準、図書館維持費の増額等について検討し、要望した。

(ロ) 医学教育に関する特別委員会は、医学進学課程の教育、附属病院の運営、医師法の一部改正法律案について問題を究明しているが、まだ結論を出すまでに至っていない。現在特に学生問題の中で、医師法改正、研修制度が学生運動の要因となっているが、両者とも卒業後のことであり、これは厚生省の所管事項であるから大学が責任を持つ必要がないのではないかという意見も出ている。

(リ) 研究所特別委員会は、研究所のあり方および共同利用研究所の運営と大学自治の問題等について検討している。

8. 次期総会について

次期総会は11月20日、21日に予定している。

なお、事務連絡会議は22日の予定である。

9. 学長会議について

昨27日に催された文部省主催の学長会議の様相について鶴田事務局長から次のとおり報告があった。

(1) 会議の当初文部大臣から①高等教育の充実にに関する問題②学術研究の振興に関する問題③学生問題を中心とする大学の管理運営の問題を含めて、挨拶があった。(資料配布)

(2) 文部大臣に対し、東大総長代理の藤井

理学部長が最近の東大に起こっている問題について説明があった後、東京医科歯科大学長の説明があり、ついでその他の学長からそれぞれの大学の実情について説明があり、学長側より各大学は現在最善の努力をしているのであるから過少評価をしないでほしい旨の意見が述べられた。

(3) 学長会議における局課長よりの説明および連絡

(イ) 大学学術局長から①概算基本方針の説明②病院のあり方について意見が述べられ、③国立大学協会の入試期日の決定方法については国大協の方針の主旨には異存がないが、調整する際には相談してほしい、④教員養成の設置基準についても促進するようにしたい。⑤科学研究費については種々問題もあるが、学術審議会の方針に基づいて行ないたい旨の連絡があった。

(ロ) 西田審議官から能研テストとこれに関連して入試の選抜方法の改善について説明があった。

(ハ) 人事課長からは、定員削減に関する国大協の要望に沿って努力する旨および現況について説明があった。また、43年度は定員法未決定のため差当たり政令で2,152名を増員することとし、内訳は教官1,207名その他945名である。なお、定員削減については、44年度以降については現在方針が定まっていないが、国大協の要望書の線に沿って努力する。

また、教官の待遇に関する国大協

の要望については、文部省としても全く同意見で努力したい旨が述べられた。次に、勤務手当の差等支給について、この6月支給の際若干の大学は学内事情で同率支給をしたが、これは単に文部省だけでなく、国家公務員全体について定められたことであるから、学内事情もあると思うが、基定方針どおり実施するようご協力をお願いする旨が述べられた。

(ニ) 村山局長から、学生の増募に対して施設の拡充が十分でないということがいわれているが、実状は、学生の増募23%に対し、施設は27%増になっているので、この点については了承されたい旨の説明があった。

10. その他

(イ) 国立大学協会の機能について

鶴田事務局長より、国立大学協会は学生問題についても所見だけ発表して、何等対策を講じないということをいわれるが、協会そのものが各大学の合議体であって、会長および事務局はあっても、これだけでは意思決定はもちろん行為能力のない団体である。この点が会長と事務局で自由に活動のできる他の団体と異なる点である。

したがって、学生問題のような各大学により事情が異なり、また、各大学の自主性を尊重するという面からも、国立大学協会が具体策を講ずるといようなことは、各大学合意のもとならともかく、現状では全く不可能なことである。各事務局長におかれても、この点ご丁寧願ひ、国立大学協会の性格について誤解のないよう周知せしめ

るようご協力を願いたい。

(ロ) 国立大学協会と各大学の連携について

現在国立大学協会にご承知の通り各部にわたり常置委員会および特別委員会を設け、また、文部省との間には特別会計制度協議会を設け常時これらの会議を開催して、文部省その他関係方面の情報および説明をきき、意見書、要望書等により関係方面に要望しその実を上げている。しかし、遺憾なことには、これらのことが大学事務の中軸である事務局長とほとんど関係なく学長対文部省その他の省庁団体間で行なわれているのが現状である。

われわれ国大協の事務局としては、この点を補う方法として、この事務連絡会議により国大協における総会、委員会その他渉外活動をできるだけお知らせし、努力しているが、各事務局長におかれても、この点について積極的に学長とご協力願ひ、不明な点は何なりとも協会にお申し出を願ひ学長・事務局長・協会が一体となり、国立大学の意思統一を図ることが、対外的にもまた効果があると思われるので、何分のご協力をお願いしたい、なお、今後幹事会もしばしば開いてご相談して行きたいのでこの点についても何分のご協力を願いたい。

(午後再会)

文部省連絡事項

(イ) 諸沢人事課長から、4月以来定員法が制定されなかったので、局長各位に種々迷惑をおかけしたが、政令をもってこのたび一段落した。なお今回の措置は、緊急止むる得ないものに限るということで、学年進行学生増募の分に限った。

給与待遇改善については、8月中旬人事

院から例年通り勧告が出ると思う。教官の待遇改善に関する国大協からの3点の要望については、文部省としても全く同意見である。しかし、教官の給与体系別建については給与の基礎になる勤務状況の実態調査がないので今後実情を詳細に調査して対処したい。

勤務手当の問題については、6月期において75大学の内6大学においては差別支給がされなかった。各大学とも特殊事情があるろうが、勤務手当の差別支給は文部部内のみでなくすべての公務員に対し実施するものであるから、今後は各大学においても、基本方針により実施するよう協力されたい。なお、このことは昨日の学長会議の際にも特にお願ひしておいた。

(ロ) 菅野施設部長から①来年度の予算要求の方針について、来年度の枠は相当厳しいであろうと思われる。学生急増の折から施設の面では尾を引いているが、今後新規増募が従来のピッチでは行かないので、その分内容の充実面に振り替えて行きたい、故に長期計画を前提としているものを特に注意してほしい。なお大型設備に伴う建物がある場合には、これも要求の中に入れることを忘れないでほしい。②基準改定の問題として、来年は図書館の一部の基準引上げは考えているが、一挙には行なえないので、逐次困っているものから引き上げざるを得ない。③厚生補導関係施設の問題として、管理運営面に併せて実施しないと、学生が使用しなかったりして問題が生ずるので、管理運営面と合わせて厚生補導施設を極力充実させて行きたい。④寄附工事については、特に附属の場合は、あらかじめ大学学

術局教職員養成課と施設部で検討したうえで寄附を受け取ることになっているので留意願いたい。⑤なお、学生急増に対しては学生増募数と施設の増加坪数から見て、間に合うだけの施設は十分にしたつもりである。

閉 会

鶴田事務局長より、本日の事務連絡会議は、以上をもって閉会する旨の挨拶があり、散会した。

(5) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和43年5月28日(火)午後3時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 藤田委員長

松田、大政、山内、中川、堀尾、八

木、広田各委員

植村、市原各専門委員

藤田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より、本日は5月25日の専門委員会で検討の結果まとめられた別紙アンケートの案文を、更にこの会議で検討願ひ、成案が得られれば、これを理事会にかけ、その上で来たる6月の総会にこのようなアンケートを各大学へ出してよいかどうかについて諮りたい旨が述べられ議事に入った。

先ず、植村専門委員より同委員の作案にかかる別紙アンケートの案文について詳細な説明があった後、逐条的に審議をした。項目や表現の仕方等に種々意見があったが結局、アンケートの前書きの部分は、藤田委員長がアンケートの主旨および経緯について作案し、その他の文

案、字句、様式等については、本日の会議では別紙のように一応訂正したが、決定までにいたらず、更に専門委員の間で本日の会議の意向をとり入れて検討し、その成案を次回常置委員会に諮り了承を得れば6月24日の理事会の承認を経て総会に提出することとした。

なお、文案整理の専門委員は6月22日(土)午後1時から国大協会議室で開くこととし、常置委員会は翌23日(日)午前10時から国大協会議室で開会することとした。

(6) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和43年6月23日(日)午前10時～午後4時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 藤田委員長

本川、大政、堀尾、八木、広田各委員

中川、植村、市原各専門委員

藤田委員長主宰の下に開会。

委員長より、本日は昨日の専門委員会においてまとめた「大学院問題に関するアンケート」案について審議を願ひ、本委員会の了承を得れば、これを理事会に諮り、更に総会に提出したいと述べられ、審議に入った。

初めに、市原、植村両専門委員より、この原案は、今までに開かれた数回の会合で各委員から述べられた意見を組み入れて作案したものであるとその審議過程についての説明があり、ついで、アンケート案の全文を朗読し、逐条的に審議を行なった。

審議の過程においては、各委員から、いろいろの角度から意見が述べられ詳細にわたって種

々検討された結果、文案の主旨には大きな変更は無いが、その表現方法、字句等にかなり修正が加えられ、別紙のとおり、本委員会としての案が決定した。

よって、この案を6月24日の理事会に提出し、承認を得れば翌日の総会に諮ることとした。

(7) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和43年5月30日(木)午前10時
場所 国立大学協会会議室
出席者 小川委員長
二方、富山、中村、続、藤本、坂手各委員
説明者 文部省
西田審議官(午後)、説田大学課長(午後)、外2名(午前午後共)
能力開発研究所高木所長、同樋口研究部長、同松本事務局長

小川委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、丁子主事より本日の議題に関する資料の説明があり、続いて二宮主事前回の議事要録を朗読、これを承認し、議事に入る。

初めに、鶴田事務局長より別紙資料「入試期決定方法の基本方針に対する各大学の意見」は、74大学の回答が全部揃つたので、改めて縦割りに整理し、このように集録したと述べられ、回答内容の概要と主なる意見について説明があつた。

続いて、同じく事務局長より第41回総会に提出することになっている「入試期日決定方法に

関する基本方針」について次のように説明があつた。

前総会の際に示した基本方針は、このたびのアンケートの結果、文案中字句の修正をすべきところがあつたので、資料「国立大学の入学試験期日決定に関する基本方針」(案)のとおり一部を変更した旨添付資料の修正要旨によって修正理由や修正箇所について説明があつた。ついで、二宮主事(案)の全文を朗読、その後、逐条的に文案を検討し、各委員から種々質問や意見があつたが、討議の結果、別紙のとおり訂正され委員会としての成案を得た。

よって、この(案)を理事会の議を経て総会に提出することとした。

○九州芸術工科大学の入試期日について

本年4月新設された九州芸術工科大学より文部省に対して、同大学の入学試験は、九大との特殊関係もあり、また、入試も技能試験が1週間の日数を要し、芸大と同じような特殊性もあるので、第1期校を希望したいとの申し出があつたが、国大協でも了承してほしいと文部省から相談をうけたとの報告があつた。よって、協議の結果、第2常置委員会としては、決定的なことは言えないが、特殊事情もあり、また、目下協議中の試験期日の基本方針にも反しないので差支えないものと思ふとのことであつた。

以上で、午前の会議を終了。

午後1時再開。

委員長より、午後は文部省側と大学側との間で入試に関する情報と意見の交換をしたいと述べられ、次のような意見の交換が行なわれた。

初めに、西田審議官から、文部省では6月初め国立大学の入試に関する懇談会を、全国ブロックに分けて始める予定であり、東京地区は6

月3日(月)に開催することになっておるが、これに出席するものは、事務関係者でなく、なるべく入試担当委員のような責任者を望んでいるとの報告があった。

続いて、同審議官より、文部省からの配布資料「大学入学者選抜方法について」によって次のような説明があった。文部省から能力開発研究所に依頼し、選抜試験に用いた資料を基にして、個人の優劣が、大学入学後の学業成績の良否にどれ程関連性があるかどうか追跡調査をして見たところ、各種の判定資料を総合的に利用すればする程妥当性の高い結果が得られる可能性があることがわかった。そこで現在一般に行なわれている入試選抜方法は必ずしも満足すべきものでなく今後は大いに能研学力テストとか、高校の調査書等を利用して改善を考えていかなければならないと思う。

以上で西田審議官からの話は終わり、ついで「能研学力テスト」のことについて話をきくこととなり、まず、能力開発研究所長から同研究所の組織、事業内容、問題作成委員・審査委員の構成、能研学力テストの現状等について概略的説明をきき、続いて、資料「大学入学者選抜における能研の「学力テスト」の実際の利用について」によって、実際に能研の学力テストの結果を利用した大学からの、①利用をすることにした理由と②利用の方法と効果について説明があり、能研テストの妥当性と信頼性を強調された。なお、同研究部長より、配布資料「能研テストの妥当性に関する研究」によって、テストの分析や追跡調査の結果について、グラフによって詳細な説明があった。

続いて、各委員からこの問題を中心として、種々質問や意見があったが、その主なるものは次のとおりであった。

- (1) 「能研テスト」の結果を、そのまま大学入試に採り入れ利用することは、現制度では少し無理がある。利用するとすれば、大学側が能研に問題を依頼して作成して貰うような形にしなければならぬと思う。
 - (2) 「能研学力テスト」は、入学試験に利用している大学がかなり増えてきた。工専もこの制度を利用するようになった。
 - (3) 「能研学力テスト」も今後何年も続けて利用することになれば、受験生も矢張り試験技術に馴れ従来の入試と同じような結果になると思う。
 - (4) 「能研学力テスト」とか従来の試験とか一つだけにすることには心配がある。
 - (5) 大学が、全部まとめて能研学力テストを採用することにする必要はないので、何れかの大学で試みに利用して見るのもよいと思う。
 - (6) 能研としては、問題を作成する場合に、各大学からばらばらに依頼されては、とうてい要求に応じられない。
 - (7) 「能研学力テスト」の妥当性については必ずしも各大学で十分認識していないので、早急に活用することは望めない。文部省でも、また、能研でも辛抱強くその効果をわからせるように努力すべきだ。
 - (8) 追跡調査の資料を充実させるためにはできるだけ高校生に能研学力テストを受験させるように努力してほしい。
 - (9) 受験料をとって、利用される見込のわからないものを強制的に受験させることは困るとの苦情が、高校側から出ている。
 - (10) 入学試験全般の改善策も第2常置委員会として今後考えてほしい。
- 大略上記のような意見があったが、結局、こ

の能研学力テストの利用問題は、早急に、解決し難いと思われる。第2常置としても、入試期の問題が終われば、入試方法についての検討に移ることになるだろうが、文部省の方でも今後第2常置とも連絡をとり、独走をさけ慎重に努力を続けて貰うよう希望した。

以上で、委員会を閉じ、次回委員会を次の通り開催することとした。

日 時 6月10日(月)午後2時

場 所 未定

なお、当日委員会終了後2時30分より、入学試験期日の決定方法について、本委員会と東京を中心とした高等学校長との懇談会を開催することになった。

(8) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和43年6月10日(月)午後2時

場 所 学士会分館

出席者 小川委員長

二方, 秋月, 富山, 中村, 続, 佐藤各委員

小川委員長主宰の下に開会。

初めに委員長より、本日は2時30分より入学試験期日等の問題について、高等学校協会側と本委員会との懇談会を開く予定になっているが、その前に、6月25日開催の総会に提案することになっている「国立大学の入学試験期日決定方法に関する基本方針」(案)の文案の再検討をしたいとの挨拶があった。次いで、前委員会の際の意見を採り入れて修正した別紙、基本方針(案)について、その訂正箇所を説明の上、各委員の意見を求めたところ、内容の点におい

ては特に変更するところも無かったが、一部字句の修正があって承認された。

よって、この(案)を来たる6月24日の理事会に諮り、承認を得れば翌日の総会に提案することとして委員会を閉じ、引続き2時30分より高等学校長との懇談会に移った。

(9) 第2常置委員会懇談会議事要録

日 時 昭和43年6月10日(月)午後2時30分

場 所 学士会分館

出席者 国立大学協会側

小川委員長, 二方, 秋月, 富山, 中村, 続, 佐藤各委員, 鶴田事務局長
高等学校長協会側

西村会長, 真田入試制度委員長

井尾, 清水, 井上, 持丸, 岡村, 飯島各学校長

幸田全国普通科高校長協会局長

初めに、小川委員長より本日の懇談会は、目下国大協第2常置委員会で、入学試験期日のことを中心として検討しているのでこれについて高校側のご意見を伺い、それを参考にいたしたいと、その趣旨を説明され、懇談に入った。

先ず、委員長から大学入試期日決定については、予てから再検討すべきだとの声があったので、国大協ではこの問題を採りあげ、数年前から本委員会で検討して来たものであるが、その間各大学へ再三アンケートを出しその結果に基づいて検討を重ね原案が一応まとまった。しかし、この原案は未だ当協会総会の了承を得ていないので、公表することもできないが、基本的な方針は大体次のように考えている。このこと

について、関心の深いまた影響のある高校側のきたんのない意見をお聞かせ願いたい。

(1) 国立大学の入試は、前期・後期（従来は1期・2期）の2期に改める。

(2) 期日の決定は、実施の2年前までに行ない、かつ公知させる。

(3) 前、後期の決定方法は、各大学よりそれぞれの希望を国大協に提出し、国大協は、これを総合的に検討し、調整を必要と認める場合は、具体的意見を付して大学と照復を重ねて案を決定する。

(4) 前項により、入試期日を希望し、または決定するにあたっては、同種の大学等はできる限り受験者に2回の機会を与えること、また関連地域内においてもできる限り受験者に2回の機会を与えるように考慮するほか、とくに、教育界および社会一般の理解を得るような措置を講ずると共に、受験者の流れを大きく変化させ、無用の混乱を来たさないように考慮し、さらにまた、前、後期は、各大学を長期間にわたって、固定させないこと等詳細な説明があつて後、懇談に入り、大略次のような意見や質疑応答があつた。

○ 調整の原則は。

(答) 詳細なことは決まっていないが、根本方針(案)は一応きまっている。その方針に則つて考えたい。

○ 1期・2期を変更する場合、2年前に公知させるというが、毎年のように変更できるか。

(答) 年数は今のところ決まっていないが、大体5年程度という考えがある。

○ 国大協の総会で方針がきまれば、いつから実行するか。

(答) 来年の春きまるとすれば、その2年後

になると思う。

○ この案は、従来どおりの方法で入試を行なうことを前提としての改善案か。

(答) その通り。

○ 学部毎の入学試験についてはどのように考えられたか。

(答) 学部毎にとの意見は極少数である。時間と労力の点から実施は困難と考えた。

○ 各大学間の調整は、よく話し合つて照復を重ねて、無用の混乱を避けたい。そのために根本方針を作つて確認してもらうことにしている。——各大学が自主的にの意見もあるが、十分に話し合うほかないかと思う。

○ 高校側から見て、大学間に格差があるように見えるので、1期・2期の交替は是非やるべきである。

○ 前期・後期決定の方針を明示してほしい。

(答) 今まで申述べたようなことが大体现在考えている方針であるが、さきに述べたとおり、この案は決定したものでないので、刷り物にして配布するわけには行かない。ご了承を願いたい。

○ 前期試験と後期試験の間を短かくすることはどうか。

(答) 前期試験の結果発表の後でなければ困る。

大体以上で前、後期の決定方法についての質疑が終わり、続いて、二方委員より現在行なわれている1期・2期の決定方法は、終戦後新制度の大学になった時、米軍司令部からの要請もあり、また、当時交通機関も極めて不自由、しかも食糧難時代で受験地へ出かけるにも容易でなかった等の理由で、今の分け方が決まったのであり、今日考えると不合理だが、その当時としては止むを得なかつたものであると、その当

時の経緯について説明があった。

次いで、能研テストの結果を、入試に利用することの可否についての話題が出て、これは高校側の大多数は賛成であったが、国大協側としてはなお慎重（特に数学に関して）に検討する必要がある旨が述べられた。

その他、次のような意見があった。

- 高校からの内申書について。
 - ① 入学試験は一発試験でなく、内申書を重視してほしい。
 - ② 大学によっては、現に内申書を重視しているところもある。
 - ③ 内申書は学校によってはやや信ぴょう性が薄いものがあるようだ。この点を今後高校側で考慮してほしい。
- 受験の機会を2回与えてほしい、特に地方の高等学校は浪人が多く（65%）1回だけでは心細くて困る。
- 夜間の国立大学について
高校側からは、もっと増設して欲しいとの希望があったが、大学側では夜間の修業年限5年は余程の忍耐を要し、中途退学が非常に多いので速断はできないとの意見があった。以上で委員長閉会の挨拶があり、懇談会を閉じた。

なお、高校長側より、一挙に完全な方法に切り替えることは困難であり、不完全なものをお互いの努力によって段々と完成させたい、本日は色々教えてくれる点が多かった。将来もかかる機会を与えてほしい。また、私共の会合にも参加願いたい旨の挨拶があった。

(10) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和43年6月25日(火)12時~13時

場所 学士会館会議室

出席者 小川委員長外各委員

小川委員長より、本日午前中の総会で本委員会提出の入試期日決定方法に関する基本方針(案)に対する意見として④この方針は、現在の時点では適切と思うが、これを固定的な基本方針として、ここでこれを決めることには疑問がある。現在に対処する方針とするならよろしいかと思う②文部省とも協議しつつ……の文辞は、実施上の問題とし、ここにいう必要はない。など、案の内容そのものよりも表現の文辞に問題があるとする意見であったが、これらの意見に対してどのように修正するかについて諮られた結果、別紙のとおり、文中の「基本」の字句を削るとともに、「文部省とも協議しつつ……」の字句を削り、また「決定」の字句を避けて「調整」と修正し、関連して(基本方針の説明)は、敢て附する必要もないので全文省略することとし、その他これに伴い若干字句の修正を行ない、修正案を午後の総会に諮ることになった。

(11) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和43年6月12日(水)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 三輪委員長

細谷(代、鈴木学生部長)、横田(利)、
横田(嘉)、(代、養田学生部長)、五嶋、

井上, 山根各委員
長谷川, 浅川各専門委員

三輪委員長主宰の下に開会。

初めに, 委員長より去る2月9日第3常置委員会名をもって「最近の学生運動に関する意見」を公表したところ, 東京教育大学文学部長および九州地区大学職員組合連合会から, これに対する意見書の送付があった旨報告があり, その意見書の全文を朗読した。

次いで, 本委員会として公表したこの意見は, 当時これを諮った第3常置委員会および理事会の意見として, ①この意見の内容は, さきに総会の承認を得て学生問題特別委員会の公表した「学生問題に関する所見」にもとづいて, 当面の問題について述べたものであって, 所見と同じ考え方にたったものであること, および②事前に総会に諮ることが時期的に困難であり, また時機を失する。ということで公表し, また, 各大学に対しては, 文書をもってこの旨を通知し了解を求めた。ついては, 来たる6月25日の総会で, 公表の経緯を口頭をもって説明し, 改めて了承を求めることにしたいと諮られ, 了承された。なお, 総会で説明の際には, 前記の東京教育大学その他から意見があったことも付言することとした。続いて, 各委員からそれぞれの大学における学生運動の現状について報告があり, 意見の交換が行なわれた。

○ 委員長の交代について

三輪委員長より, 来たる7月17日をもって東京教育大学学長を退任する予定になっているので, 後任者を今から考えておいて欲しいと述べられ, 協議の結果, 井上委員を後任委員長に推せんすることに申合わせた。

○ 本日の配付資料について

丁子主事より, 下記の配付資料についてそれぞれ説明があった。

- ① 日経連主催卒者就職問題懇談会報告
- ② 学生運動に対する見解(日本私立大学連盟)
- ③ 第4常置委員会において検討中の奨学金, 学寮, アルバイト等に関する各大学からの意見
- ④ その他

山根委員より, 最近同大学で, 学生の部室, サークル室の取りこわしに伴って起きたストに関連して, 明年度の概算要求には, この種の部室設置の予算を強く国大協から要望してほしいとの申し出があった。

(12) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和43年6月26日(水)午前10時

場所 学士会本館

出席者 三輪委員長

佐山, 細谷, 横田(利), 横田(嘉)(連絡者, 佐々木事務局長), 五嶋, 井上, 久保, 妻木, 山根各委員

福田専門委員

三輪委員長主宰の下に開会。

1. 委員長選出について

三輪委員長より, 自分は来たる7月17日をもって東京教育大学学長を退任する予定になっているので, 本日後任の第3委員長を予め決めておいて貰いたい旨の発言があり, 協議の結果, 全会一致をもって井上委員を後任委員長とすることに決定した。

2. 今後の学生問題に対する方針について

委員長から、近時つぎつぎと学生問題が、多くの大学で起こっている。国大協としては学生問題に対する意見はたびたび公表してあり既に姿勢はきまっている筈である。従って本委員会としては議論の段階ではなくなっていると思う。しかし学生問題に対する具体的なとるべき方策はなかなか難しいが、第3常置委員会としてどうすればよいか、こういう点を中心として自由に討議願いたい旨述べられ、各委員の間で意見の交換が行なわれた。

続いて、今後の本委員会のあり方について検討したところ、学生問題の重大さが最近ますます加わってきたことにかんがみ、現委員会をさらに充実強化する必要がある旨話し合われた。

(13) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和43年5月28日(火)午後1時～午後3時

場 所 学生会分館6号室

出席者 福田委員長

村尾、井上、野田、小田、水野各委員
小倉、宮田、池田各専門委員

福田委員長主宰の下に開会。

委員長新任の挨拶があって後、本日は「学生の経済問題」と「学生の厚生関係予算要求」の二つを議題としたい旨述べられ、次いで、前回の議事要録を朗読の上、承認し、続いて、鶴田事務局長より、去る3月上旬森戸日本育英会会長が同会理事と共に大河内会長を訪れ、過日問題になった育英奨学金の停止・廃止問題に関し

て協力の申出であったが、その際、即答を避け、後で国大協の一部の委員と相談し、3月11日会長、川喜田第4常置委員および事務局長が同道して森戸会長を訪ね、口頭をもって、育英会側の一方的の強要は困るので、国大協としては、矢張りさきに申し入れた要望書のとおり取扱われたい旨を回答したとの報告があった後、議事に入った。

1. 学生の経済問題について

このことについては、昨年末の委員会において、各大学からの回答を次の3部門に分け、そのまとめ方を小倉、宮田、池田各専門委員にお願いしてあったが、その集計が別紙のとおりできたので各専門委員よりそれぞれの内容について次のように説明があった。

- 奨学金に関する問題（小倉専門委員担当）
 - (1) 奨学金の増額
 - (2) 一般・特別の区別を廃し、自宅・自宅外通学に区別する
 - (3) 奨学生採用者の増員について
 - (4) 特別奨学生採用制度の再検討
 - (5) 奨学生選考における認定の問題点
 - (6) 大学院奨学生について
 - (7) その他奨学生制度の改善について
- 学寮問題について（宮田専門委員担当）
 - (1) 経費負担について
 - (2) 学寮建設について
 - (3) 学寮主任を置くことについて
 - (4) 学寮運営の予算増額について
 - (5) 学寮の管理運営に関する2月18日の文部省通達について
 - (6) 暖房について（経費や基準坪数の点で寒冷地の特殊性を考慮）
 - (7) 大学における学寮の位置づけの再検討

- (8) 学寮における学生相談・指導対策の検討
- アルバイトの問題（宮田専門委員担当）
- (1) アルバイトのあつ旋体制
 - (2) アルバイトと学業
 - (3) アルバイトと奨学制度の拡充
 - (4) 精神衛生対策上問題ある学生のアルバイト
 - (5) アルバイトの事故と保障
 - (6) アルバイトの職種規制
 - (7) アルバイトに対する教育的把握の促進
 - (8) その他（この項で採り上げた事項は直接にはアルバイトに関係しないが、資料に記載してあるとおり経済問題一般に関するものである。）

以上の各事項につき専門委員より、説明があった後、各委員から次のような意見が述べられた。

- a) 学寮の運営に当たっては、政治運動の根拠地にならないよう特に注意が必要である。
- b) 奨学生の予約制度はあまり数を多くすると将来困ってくるおそれがある。また、高校から引続きの奨学生制度はかなり問題がある。入学してから選考をするのがよい。
- c) 奨学金の増額と奨学生の増員は是非考慮してほしい。
- d) 奨学生の期間は、一度決定すれば卒業まで続くということではなく、例えば2年位に区切って成績の悪い者を落し成績のよい者に代わらせることにしたらよい。

以上この問題の討議を打ち切り、委員長から、来たる6月25日の総会に第4常置委員会としてどの程度に報告をしたらよいかと諮られたが、この問題は未だ検討中で結論を得ていないので、中間報告として、今まで討議した主なる意見を紹介報告することとし、その報告案文の

作成を奨学金問題については小倉専門委員に、学寮問題については、池田専門委員に、アルバイト問題については宮田専門委員にそれぞれ依頼した。なお、その案文は6月10日頃までに各専門委員から委員長まで届けることになった。

2. 学生の厚生関係予算要求について

委員長より、この委員会としては、今後学生の厚生面について適当な改善策を考えていきたい。例えば学生健康保険制度をつくるのかというようなことを検討したい。また、前年度に引続き保健管理センターの要望（医療職員の増員や待遇改善も含めて）をしたいと述べられ、このことも総会報告事項の一項目に加えることとした。

なお、委員長から、大学の体育施設については、2.3年前日本体育学会から文部省に対し、その在り方についての意見を出してあるから参考のため確かめて見たいとの話があり、早速確かめることになった。

(14) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和43年6月26日（水）午前10時～12時

場 所 学士会館会議室

出席者 福田委員長

柳川、川喜田、太田、松村、野田（代今村）、小田、梶田、市川各委員
小倉、宮田、池田各専門委員

福田委員長主宰の下に開会。次の問題について審議した。

- (1) 「学生の経済問題の対策」（アンケート）について（71頁参照）

昨日の総会で中間報告し、その際意見の交換された諸問題について協議し、なお次回以降の第4常置委員会で審議を続行することとした。

(2) 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望について

昨年8月17日付で、会長から文部大臣、大蔵大臣に提出した要望書と同文の内容の冒頭に別記の趣旨解説を附加して、今回の要望書とすることに意見の一致を見たので、午後の総会に提出して審議を求めることとした。

以上で本日の審議を閉じ、今回は、9月25日午後2時から開会することを予定し、主題は次のとおりとする。

- 1) 女子勤務者の母子保健福祉について
- 2) 研究・教育の場における事故・災害の対策について
- 3) 学生の経済問題の対策についてのアンケートの分析検討について(前回より継続)
- 4) その他

別 記

「大学における保健管理は、学生および教職員の身体の健康を確保するばかりでなく、精神の不安、疎外感、煩悶、心情変調等の異状に対処して、精神的健康破綻の予防や人間関係に潤いをもたせ、さらに大学共同社会における安心感、一体感を醸成する等の近代的な意味の総合的健康管理を行なうことを目的としている。

かくの如く、大学における保健管理の整備充実とその制度の確立は、現在大学運営上もっとも緊急を要する課題である故に、本協会においても」

(15) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和43年5月17日(金)午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 篠原委員長

阿部、和達、三村、渡辺、金子各委員

小川臨時委員

望月、白倉各専門委員

説明員

吉川留学生課長 外2名

篠原委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より、国費外国人留学生の日本語能力の不足と一般教育の学力の不十分な点については予てから問題になっていたが、このたび、文部省で改善案がまとまり、修業年限1か年の日本語学校を設け、ここで日本語教育と基礎科目の教育を行ない大学の教養課程へ受入れる案がたてられた。そこで大学側としては、この修了者を無条件で引受けられるか、また、この制度によれば従来より教育の効果があがるかどうかその他種々問題があると思うが、この際国大協としてはこの受入れの基本方針をどう考えるかそういう点から考えてゆかなければならぬと思う。そこで前回の委員会で協議の結果、アンケートによってこの新しい制度に対する各大学の意見をきき、その結果を見て、各大学が納得し、かつ実現可能な案ができれば、6月の総会に提案したいと考えている。そこでアンケートの文案は去る5月2日に小委員会を開き、検討の結果まとめたものが本日配布したアンケート案である旨を述べ、今までの経緯について説明があった。

次いで、別紙アンケート案を朗読し、鶴田事

務局長からその案文全体にわたって詳細な説明があつて後、様式や内容について検討が進められた。

先ず、逐条的の審議に入る前に、次のような質疑応答があつた。

- (1) この原案どおりアンケートを出すとするれば、表現の仕方等から国大協独善のそしりを受けはしないか。
- (2) 日本語教育の改善が主となるか。
- (3) 進学課程の廃止のことは現段階で発表してもよいか。
- (4) 日本語だけに限定してアンケートをとるか或いは一般教育の不十分な点も併せてアンケートを出すか。
- (5) 最終的にまとめた意見書は国大協として出すのか第5常置委員会として出すのか。

(このことは総会に諮った上、国大協として文部省へ提出する)

上記のような質問があつたが、今回の文部省の改善策は、日本語教育の強化が主であり、併せて従来不十分であつた基礎教育（数学、物理、化学等）の補習も行なうことになっているが、このアンケートが唐突に出ると、その理由がのみこめないために返事にとまどう心配もあるので、アンケートを出すについては前文かまたは、他の適当な箇所に、この制度の改変は、日本語の能力が不十分であるので、これを増強することと基礎教育の力が足りないので補習を行なうという二つが主なる理由であることを記入することとした。

以上で、全般的な質問を打ち切り、最後に本日の配布資料「国費外国人留学生に対する日本語教育改善等に伴う各大学の受入れ方法に関するアンケートの依頼について」の依頼文の案とアンケート案について審議検討の結果、字句や

様式の一部を修正し別紙のとおり決定した。よつて、これを各大学へ送り6月20日までに国大協宛に回答を求めることとした。

(16) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和43年6月24日（月）午後2時

場 所 学生会分館3号室

出席者 篠原委員長

阿部、板垣、三村、藤野、渡辺、金子、
後藤、加来各委員

小川臨時委員

望月、白倉各専門委員

説明員 文部省吉川留学生課長外1名
篠原委員長の主宰の下に開会。

委員長の開会の挨拶があつてのち、前回の委員会で決定したアンケートの様式によつて、各国立大学へ照会した「国費外国人留学生に対する日本語教育改善等に伴う各大学の受入れ方法に関するアンケート」の回答集録について、次のとおり中間報告があつた。

回答校は、本日（6月24日）までに未だ43大学（別表記載の38大学の外未記載の分5大学を含む）であるが、現在のところ日本語学校の設置に対しては、特に反対の意見もないので、まず賛成として考えてもよいと思う。また、大体においても学生の受入れを可とする大学が多く、不可とする大学が少なくなつてゐる。等アンケートに関する、本日までの状況報告を終わり、次いで委員長より、国大協として本年も外国人留学生の教育に関する要望書を文部省へ提出するとすればどのような形でどのような内容を織りこめばよいかと諮られたところ、最も問題点となる学生の選考方法や受入れ等について種々意見の交換があつたが、主として次のよう

なことが述べられた。

- 1年間に日本語教育と基礎科目のレベルアップを行なうとのことであるが、実際には無理と思う。しかし優秀な学生ならば受け入れて貰うような体制を強調してほしい。
- (委員長) 要望書の作成は、その前提として、日本語学校において1年間の日本語教育と高校課程の補習を目的とする新制度は妥当であるという考え方で差支えないか(差支えない)
- 大体において東南アジア方面から来る留学生は、数学方面の力が足りないようである。現地において日本側で試験をして選考した学生は比較的優秀であるが、先方の国で推せんしてくる学生は概してよくない者が多い。
- 大学進学後の措置としては、tutor とか指導教官のような制度を設けたらどうか、また、留学生担当教官への手当支給を考慮したらどうか。
- 教育効果のあがるような環境や施設設備の充実を希望する。
- 留学生教育制度の切換えに際しては、新制度実施に関する経過措置について十分考慮してほしい。
- 現地における選考は、すべて日本側で行ない現在よりもっと厳格にされたい。
- 留学生の在学期間は正規の年限より事情によっては1年間の延長を認めているが、この延長者が多くなると国費に限度があるので予算的に困る。

大略、上記のような意見があったので、これらの意見を盛りこみ要望書の案を委員長に一任し、本日提案の上、明日開催の第5常置委員会で検討し、了解を得ればこれを総会に提出し、承認があれば、文部大臣宛提出す

ることとした。なお、この要望書の様式については、大体従前に提出した要望書の様式に準じて作成することとした。

○ 次回常置委員会

6月26日午前10時学士会館 202号室において行なうことを申し合わせた。

委員会終了後、同室で委員長、金子委員その他で意見書の原案を協議した。

(17) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和43年6月26日(水)午前10時

場所 学士会本館

出席者 篠原委員長

阿部、伊藤、和達、三村、藤野、渡辺、

金子、前川、後藤各委員

望月、白倉各専門委員

川喜田千葉大学長

篠原委員長主宰の下に開会。

委員長から、国費外国人留学生について自然系が千葉大学、文科系が東京外国語大学の各留學生部(課程)で養成されてきた。しかし日本語能力の不足と一般教育の学力の不十分な点が問題とされていた。このことについて、文部省、大蔵省等でも議論され文部省では44年度に日本語学校設置の概算を要求する情勢にあるので国大協としても早急に検討することを迫られ、本委員会で審議を重ねてきた。また、各大学についても日本語学校設置に対する意向をアンケートにより調査したところ賛成多数であったので、前委員会で国大協として要望書を出すべきではないかとの結論になった。

本日は、前回の委員会の意見を参考に要望書

の原案を作成したので、委員各位の意見を伺いたい旨述べ原案を朗読した。

ついで各委員から、(1)案の内容は、日本語学校設置を前提としているが場合によっては設置不賛成の余地を残すべきではないか。(2)国大協が認めているながら日本語学校卒業者が多数大学に入学できなかった場合に問題とならないか。(3)要望書の中に日本語学校に対する要望だけでなく外国人留学生教育一般についてそのあり方を表明する必要があるのではないか。(4)日本語学校に優秀な者を入学させることは勿論であるが国費外国人留学生制度本来の目的も考慮しなければならないのではないか。(5)既存の制度については経過措置を考えるべきである。

各委員から以上のような意見が出されたが、日本語学校設置と特に関係ある千葉大学長から、外国人留学生の教育の重要性に鑑み本学では留学生部の充実に努め徐々に改善されてきた。しかし、昨年 の文理学部改組と関連して留学生部は廃止となる。外国人留学生の教育成果を上げるためにその教育方法および制度の改善等を追求することは望ましいが、しかし本学としては日本語学校の1年間の教育期間で果たしてその成果が上がるのかどうか疑問があり教官人事等のことも考慮し留学生部を存続させたいとの希望を持っている。もしこのことが実現しなければ学内だけの留学生課程を設けたいとも考えている旨報告があった。

ついで委員長から千葉大学の留学生部をどう取り扱うのか等の問題もあるが実際問題として日本語学校設置の計画がある以上、国大協として意見を述べておく必要があると思う旨が述べられ、別紙要望書原案を意見書案に改め、内容の一部を修正し総会に諮ることとなった。

(18) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和43年5月9日(木)午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 増田委員長

山極、柳瀬、海後、近藤、実吉、今西、岡田、赤木、田中各委員
海野、上山各専門委員

説明者

清水審議官、安養寺庶務課長、説田大学課長、根本課長補佐、西崎会計課副長、長谷川、白取主査外3名

増田委員長主宰の下に開会。

議事に先だち、鶴田事務局長より議事資料の説明があり、続いて委員長の開会の挨拶があった後、先ず文部省から予算関係について説明を聞くこととした。

1. 昭和43年度予算について

白取会計課予算班主査から、次の配付資料によってそれぞれ、その内容を各項目毎に説明があった。

- 昭和43年度国立学校特別会計予算額総表
- 昭和43年度国立学校特別会計教職員定員調
- 昭和43年度学生入学定員の増
- 昭和43年度国立学校特別会計歳出予算中主要なる事項の予算額調

上記の説明が終わった後、これに関して次のような意見や質疑応答があった。

- 歳入面で病院収入が特に増加した理由は。
(答) 主として患者収入が増加したため。
- 予備費の減はどんな理由によるか。
(答) 本年度は予算経理の改訂があり予備収入欄の必要がなくなったため。
- 学問は日に日に進歩する、財政硬直化の下

においても新しい研究を伸ばさねばならない。そのための研究費や施設々備の増強は必要である。

- 研究費は私学との関係で、今後だんだん伸びが少なくなるような傾向が見られる。
- 教養部の教官増は見込みが薄い。

(答) 年々要求しているが、本年は認められなかった。今後の見通しもよくないと思われるが努力を続けてゆきたい。

- 各大学では、学寮、学生会館、体育館をはじめ、その他学生の体育・文化活動の部室等の要望が強いので、この方面に対する予算的基準を考え、積極的に増強するよう配意を特に望みたい。

2. 昭和44年度予算編成方針について

このことについては、文部省側の係官と国大協側各委員の間で、自由討議の形で行なわれたが、大要次のような意見や質疑応答があった。

- 各大学では、特に学生関係の部室（例えば学寮、学生会館、図書館、体育関係の室等）の要望が強いので、今後の予算措置については特に考慮されたい。
- 今回の定員削減に伴う新しい定員法の設定は、未成立であるので、はっきりしたことは言えないが、目下のところ政府案一本建とする意向のようである。
- 昭和43年度の教官定員 364 名の減員の実際的な処理方法は、本年に限っては各大学別にその数を明示して削ることはしないが、来年度以降の処理方法については目下のところ未定である。(清水審議官)

ここで、定員削減問題に関する意見が出たので、この削減問題を主として討議した前回の議事要録を朗読、一部字句の訂正があった

承認され、続いて討議に移った。

- 教官等の定員削減問題は、国大協としては、どこまでも削減されないよう努力しなければならぬと思うが、当面どういう方法を講ずるか意見書とか要望書の如きものを提出するかそれを検討していく必要がある。

- 本年度の 364 名の削減に加え、来年度以降も続けられては教育上支障を来たすことになるので、このことを意見書なり要望書なりに強調したい。(委員長)

- 文部省としては、予算要求の場合、2年以上の期間にわたり欠員のある講座や学科目の定員は、その必要理由を大蔵当局に説明するのが極めて困難である。最近の調査によればこの欠員講座ともいべきものが 500 件以上ある。

- 大学としては、講座担当者はできるだけ埋めて欠員を無くするよう努力しているが、大学の特殊性とか学問の特殊性があるので或る程度の欠員は常時あるのが当然で、むしろ粗雑な選考でこれを無理に埋めることは却って取りかえしのつかない悪い結果ともなる。

以上で、定員問題は一応打ち切り、次に清水審議官より今後の予算編成方針について、次のとおり説明があった。

学生の急増対策は昭和43年度を以て一応終わったので、明年度からは、大学院の強化充実、一般教養等を整備充実するとともに、学部、学科の新設整備、講座学科目の新設整備、附属研究施設センター等の新設整備等については、既設のものを質的に改善充実することにウェートを置くようにしていきたい。勿論この外にも必要に迫られているところの学生定員の増加、一般教育に関する問題、教員組織に関するものその他、本年度の概算要

求に提出して認められなかったものも引続き予算化につとめ、質的充実を力を入れてゆく所存である。また、研究施設について今後は共同利用の方向で考え、量より質的の充実を重きをおき、図書館については当面指定図書制度を進めてゆきたい。その他、学生保健管理センターの増設、留学生寮の設立、教員養成大学の充実、学科目の充実改善を図り、附属病院については医師法改正に伴う診療要員の充実、附属病院の在り方を検討し、研究所については、43年度と同じ方針で、質的な面に重点をおき既設の統廃合なども検討する。その他がんや地震の予知等重要基礎研究の推進に重点をおき積極的に予算化に努力する積りである。なお、明年度においては施設関係の新規のものは特別のものを除く外はできるだけ抑制していく方針であり特に移転統合計画の不確実なものは同様できるだけ抑えられることになろう。

大体以上のような説明があり、続いて次のような意見や要望があった。

(文部省側)

- 学部内研究施設の数が多過ぎるような感がある。学内の共同利用的な施設にもっとウエートをおいてはどうか。既設のものも再検討も考えてほしい。また、講座の面においても統廃合を再検討してほしい。
- 学生の臨時増募は43年度をもって終わったので、その増募のために増員した教官は、学年進行に伴い本来なら増員分を減らさなければならぬ問題があるが、これは学科の増設、充実、一般教養の充実等の理由で原則としては減らしたくない。

(国大協側)

- 一般教養の教官は現在各大学で不足してい

る。学生の臨時増募の際の教官増員は、学年進行によって増募が終わった時に減らすという事は各大学共聞いていない、当然続くものと考えていた筈である。

この点は文部省でも当時了解しておいた筈である。

学生は3年限り、教官は恒久的と受け取っている。

むしろこの時の増員数(3年間に約790人)は、数も多くないのでコンスタントな定員化が当然だと思う。

- 教官定員の削減は、学部数の少ない大学とか、特に教官の足りない一般教養部に特別な考慮を払ってもらいたい。

以上で文部省の説明聴取を打切り、引続き委員会において協議の結果、本委員会としては6月の総会に諮り定員削減に対する反対の意見書又は要望書を文部大臣宛提出することとした。

- 次回の委員会開催日は

6月21日(金)午後1時(場所は未定)とし、議題は上記の「定員削減に対する要望書」の外に「大学教官の待遇改善に関する要望書」について検討することとした。

なお、次回常置委員会を開く前に適当な日を選び専門委員会を開いてこれらに関する問題点について審議することとした。

(19) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和43年6月21日(金)午後1時

場所 学士会分館7号室

出席者 増田委員長

山崎、柳瀬、近藤、今西、赤木、田中各委員

中林, 隅谷, 浅野, 海野, 上山各専門
委員

増田委員長主宰の下に開会。

議事に先だち, 鶴田局長から配付資料の説明があり, 続いて本日検討する要望書作成の参考として, 九州地区国立大学教官待遇改善懇談会から提出された「大学助手の待遇改善に関する要望書」と国立大学教養(学)部長会議から提出された一般教育の在り方の問題に関する「要望書」を朗読, 議事に入った。

(1) 定員削減に関する要望書について

6月15日開催の専門委員会で文案を検討した結果まとまった, 別紙「国立大学教官等の定員削減措置に対する要望について」(案)を朗読の上, 大学の質的向上をはからなければならぬ時期にそれに逆行する措置は困る旨説明されこの文案についての意見を求められたが, 送付書の一部の字句を修正したのみで全会一致で原案が承認された。

なお, この(案)を6月25日の総会に提出する際には, 前書きの部分は配付しないで要望書(案)だけを配付することとし, また, 承認を得れば, 当日適当な時間に, 増田委員長と今西, 田中両委員が同道の上, 関係省庁へ要望書を提出することとした。(65頁参照)

(2) 大学教官の待遇改善問題について

隅谷専門委員作案の「国立大学教官の給与改善要望書」の原案を朗読の上, 要望の重点事項について説明があり, 種々検討した結果, 文案の一部字句の修正があつて承認された。(67頁参照)

なお, 昭和44年度予算に関する要望書は, 明年度の予算要求の時機に合わせてタイムリーに提出する必要があるため, 要望書の作案及び提出の時機等は会長及び第6常置委員会

に任せてもらうよう, 総会の時あらかじめ了解を得ることとした。

(20) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和43年5月23日(木)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

中川, 金倉(代重倉), 垣下, 伊藤, 武居, 小林, 稲荷山, 池田, 熊谷(代武智), 藤吉, 後藤各委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

先ず, 委員長より, 玖村委員長退官の後を承けて委員長に就任の挨拶があり, 続いて, 新たに委員となられた藤吉福岡教育大学長および後藤大分大学長の紹介並びに本日代理出席の重倉教授(宮城教育大)および武智教授(愛媛大)の紹介があった。

次いで, 前回の議事要録を朗読し, 1頁本文5行目「関係当局は教員養成についてあまり理解がないので」を「教員養成について必ずしも十分な理解が得られていない向きもあるので」に, 3頁〔附記〕本文2行目「文部省教育課長」を「文部省教職員養成課長」に, 同じく3行目「大学基準設置審議会」を「大学基準等研究協議会」に, それぞれ修正の上これを承認し, 議事に入る。

委員長より, 玖村前委員長は, 教員養成を目的とする学部を設置基準の制定促進を第1目途として審議を進めたい意向であったが, この設置基準案については, 大学基準等研究協議会の分科会でも検討された趣であるが, 作案されたまま保留となっているようでもある。昭和40年3月に, 教育学専門分科会から「教育学関係学

部設置基準要項の作成について」について、大学基準等研究協議会会長に報告されているが、その報告書にも「教育学関係学部は、教育に関する諸科学を教育研究する学部と教員の養成を目的とする学部とに大別されるが、今回は前者についてその結論を得ましたが、後者については、引き続き検討される必要があります。」とある。このように、教員養成学部の設置基準が、今日になっても日の目を見るに至らないのは何故か。本日は先ず、その経緯とその流れの中で国大協および第7常置委員会の今日までの動きを知っていただくために、関係の資料を用意したこと並びにその資料の内容について説明があった。

これに対し、この設置基準要項(案)が日の目を見るに至らない理由としては、学生増募の峠を越したので大学制度について本格的に検討する段階に至っていること、学科制と課程制、教員免許法などとのからみ合いから答申が見送られているのではないかと想像される。また現存の大学設置基準を改めるべきであろうとの考え方もでているなど、各委員より質疑応答並びに忌憚ない意見の開陳があった。とにかく教員養成関係学部に関する設置基準要項の設定の必要であることは全委員の一致した意見であった。この件については本委員会の担当事項として既に定められているところでもあり、この際きめ細かい点は持ち出さないで大所高所から本問題と取り組み、問題点を解明して、設置基準を早急に制定することの必要性を要望することとし、そのためには、小委員会を設けて、過去の実績をふまえながら、基本構想をまとめる。小委員には鎌田委員長、垣下委員、伊藤委員を煩わし、なお、他に専門委員2名を委嘱することとして、その人選は委員長に一任することと

した。なお、小塚東京芸術大学長に臨時委員としてご協力願うこととした。

(21) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和43年6月24日(月)午後2時~3時

場所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

中川、金倉、伊藤、武居、小林、稻荷山、池田、熊谷、後藤各委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

1. 前回の議事要録を朗読のうえ、承認した。
2. 委員長から、前回の委員会でご了承を得た本委員会の専門委員として大嶋教授(東京学芸大学)および徳広教授(大阪教育大学)の両氏を委嘱した旨の報告があり、了承された。
3. 教員養成制度に関する諸問題について
委員長から配布資料の「教員養成関係学部の設置基準要項の制定方促進について(案)」について大要次のとおり説明があった。

本案は、昭和32年6月「大学における教員養成制度組織を整備充実すべきことについての意見書」、昭和39年1月「学部設置基準の要項の制定に対する要望」および昭和41年2月「大学設置基準の改善案に対する意見書」等の設置基準作成提案に関する経緯にもとづき、原案にある趣旨を実現するためあらためて要望書を提出することにしたい。

しかしながら、単に要望書を提出するという形では、一方的に基準要項が制定されることになるおそれあり本協会側の意見を充分徴せられるようにしてもらいたいのので、その旨を文案につけ加えた。また本案は、本委員会でご承認を得られれば、総会に諮り承認を得

たうえで国立大学協会会長名をもって文部事務次官並びに大学学術局長に要望事項を説明のうえ提出したい旨の説明があり、協議の結果これを本委員会案として総会に諮ることが承認された。

これに関連して、各委員から教員養成関係学部設置基準要項の制定の問題とならんで、教員養成制度の改善の問題、教員養成制度の教育課程の問題および附属学校等の諸問題について種々意見が述べられ協議が行なわれた。

(22) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和43年6月26日(水)午前10時~12時

場所 学士会本館310号室

出席者 鎌田委員長

中川、金倉、伊藤、武居、稻荷山、池田、熊谷、藤吉、後藤、大嶋、徳広各委員。

鎌田委員長主宰の下に開会。

鎌田委員長から、別紙「教員養成関係学部の設置基準要項の制定方促進について」の要望書を昨日の総会に諮り承認されたので、稻荷山委員に同道願ひ、本協会会長名をもって文部事務次官並びに大学学術局長に要望事項説明の上提出した旨の報告があった。

議 事

1. 要望書提出後の本協会の基本的態度について

委員長から、昨日の総会においても質問のあった「教員養成関係学部の設置基準要項の制定方促進について」の要望書の文面中「本協会の意見を充分徴せられるよう」要望したことについて、本協会として十分な意見を用意する必

要があるので、基本的態度についてご意見を伺いたい、また、今後の審議方法については、本委員会において原案を作成し、秋の総会に諮り、本協会の基本的態度としたい意向である旨が述べられた。

これについて各委員から意見の開陳がなされ、基本的には「教員養成関係学部の設置基準要項(案)」を基盤とし、さらに「要望書に盛り込まれるべき事項」にある内容から学科目の充実の基本構想を考えてゆく必要がある。そのために、教員養成大学および教員養成関係学部にアンケートを行なうとか、また教育大学協会の意見を取り上げる等の方法により小委員会に具体的な検討をお願いしてはどうかとの意見があり、小委員の了承を得たので、小委員会において具体的な原案を作成の上、次回委員会において検討することになった。

2. 教員養成制度の改善について

委員長から、今後の課題として本委員会が取り上げる問題として、設置基準の問題のほか①教員養成制度の改善の問題②教員養成制度の教育課程の問題③教育職員免許法の問題④附属学校の問題等があるが、その他ご意見があれば伺いたい旨述べられ、これについて、各問題を取り上げ検討する必要はあるが、教員養成制度の改善の問題を取り上げることによって、それぞれの問題も附随しておこってくるので、当面は教員養成制度の改善の問題を検討したら如何かという意見が出され、今後この問題を検討することになった。さらに現行教員養成制度については、歴史的に教員養成機関として師範学校ができ、戦後学制改革による教員養成大学設立となった事情があり、性格・内容的に問題があり、教育研究の制度としての改善を特に取り上げる必要

がある等意見が出され、委員長から今後制度の改善を目標に後期中等教育の問題を関連させて、全体構造論としてのビジョンを立てるため世界的視野からこの問題に取り組み、自由討論を行なって問題点を整理しては如何かと諮られ、了承された。

3. 審議日程について

委員長から、今後の審議日程について諮られ、次のとおり決定した。

- ①昭和43年8月1日 小委員会を開き、要望書に対する基本的態度の検討を行なうとともに各委員も適宜出席願ひ教員養成制度改善の問題点を持ちより自由討論を行なう。
- ②昭和43年8月2日 委員会を開催し、要望書に対する本協会としての基本的態度の原案作成および教員養成制度の改善の問題点を検討する。

(23) 新設大学拡充特別委員会議事要録

日時 昭和43年5月28日(火)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 渡辺委員長

海後、秋月、和達、鎌田、中村、山内、中川各委員

渡辺委員長主宰の下に開会。

本日は、この席で、次の第1常置委員会が開かれる了定になっているので、3時前に終了したい旨の挨拶があり、次いで「新設大学拡充の諸問題について」委員長が用意された審議資料により、審議に入った。

1. 昭和44年度における教官当積算校費の増額要望の継続について

このことについては、第6常置委員会にも

依頼して昭和43年度の要望書において、新設大学の教官当積算校費については、特に講座制との均衡を考え40%程度増額の要望が出されたが、所謂、財政硬直化のため、前年度比僅かに5%増に止まったので、44年度も、前回に引続いて要望することとしてはどうかとの提案があった。

丁子主事より、このことに関連して、去る5月10日開かれた特別会計制度協議会の際に、増田第6常置委員長より特にこの経費について発言され、44年度は是非とも実現するよう努力して欲しい旨、文部省側に要望されたことについて報告があり、委員長から、新設大学として重要な要求であるので、今回も昨年同様に40%増について、増田第6常置委員長に予算要求の考慮について6月21日までに書面で依頼することとした。

2. 医学部の必要坪数算出基準の取扱いについて

本委員会が昭和40年11月の第35回総会で報告した事項の中に、「同じ医学部において博士課程をもつ講座制の学科が、旧帝大、旧六、新八の3つに分けられて、校舎の必要坪数が、別々に算出されているが、その差がはげし過ぎる。これはよろしく検討すべきである。」と述べてあるが、この点は、本委員会の検討範囲とすることは不適當とも思われるが、如何か。とその取扱いについて諮られ、協議した結果、本委員会からはずし、これを医学教育に関する特別委員会にお願いして検討願った方が適切であろうとの意見により山内委員より、明29日の医学教育に関する特別委員会の際、福田委員長に、本日の委員会としての意向を伝え善処方を依頼することを了承した。

3. 図書館維持費の格差是正について

このことについては、国立大学は、A, B, Cの3級に分けられ、その単価の比率は8:2:1であり、その格差があまりにもひどい状態にあるので、例えば①単価の比率を8:3:2と修正する。②C級の中から12大学(入学定員800名以上の大学をB級へ昇格させるようこれが是正について、検討の上要望を提出して貰うよう図書館特別委員会委員長に事務局から書面をもって依頼することとした。

総じて、新設大学は、既設の大学に比し、予算の面で格差が甚だし過ぎるので、先ず第1の教官当積算校費の是正を突破口として、新設大学の拡充改善に努力するようにはどうかとの発言があり、委員長から、第6常置委員長と連絡をとり、文部省とも話し合い、一体となって善処したいと述べて閉会とした。

(24) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和43年6月21日(金)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 川村委員長

金倉, 藤野, 長谷川, 田中各委員

伊藤, 日高各専門委員

説明員文部省立松情報図書館課長外1名

川村委員長主宰の下に開会。

先ず、本日の議題の審議に入る前に、去る6月7日に発足した①国立大学図書館協議会について②日米大学図書館会議の開催について、次のとおり説明があった。

① 国立大学図書館協議会について

国立大学図書館長会議では、館長会議の組織を強化して図書館の活動を活発に進めるため、かねて来この問題について検討を重ねて来たが、昨年名古屋大学に開いた総会において、館長会議を国立大学図書館協議会と改める件が採決され、6月7日に創立総会を開いて発足した経緯とその組織機構などの概要について説明があった。

② 日米大学図書館会議の開催について

アメリカの図書館協会の Subcommittee for Liaisons with Japanese Libraries の chairman である Buckman 氏より、「大学および研究図書館の発展を促し、日米両国間の図書館および書誌活動の協力を推進する」ことを目的として、「高等教育における図書館および情報科学に関する日米会議」を開く用意がある旨の申越しがあった。この会議を受け入れ、継続していく場合は、関係諸官署の了解を得る必要があるが、先ずやってみたらどうかとのことで、今秋11月下旬に開催を予定して、両国でプログラムを組み、お互いに協議することとなった。幸い、わが国の各地区連絡図書館でも異論はないし、また公立図書館や私立大学も参加の承諾があった。米国からは8名の代表が出席するとのことであり、会場は、東京大学さもなくば国会図書館を予定し、費用はゼロで出発することになっている。7月中には最終的プランができる予定である。

次いで、本日の議題の審議に入り、先ず、議題(2)の「一般教育に占める図書館活動の重要性とその有効利用方策」について、検討することとし、日高専門委員より、大学の一般

教育課程における図書館のあり方について、大要次のような説明があった。

大学の附属図書館の問題を考える場合、先ず、図書館の理念（内容）と形態（形式）について、かなり明確にした上でないと混乱を来たす。従来大学の附属図書館を考える場合、① 研究と教育の面からと②学生について、一般教育課程、専門課程、大学院課程別の面から考えられて来た。大学の使命に研究面と教育面があるが、この両者が截然と分けられないように、図書館についても、この二つのカテゴリーに截然と分けることは困難である。また、②の場合についても、三つの課程は制度上は存在するが、さてこれを具体的に図書館の施設と結びつけようとしても、その定義付けは明瞭にはできない。通常大学図書館には、総合図書館・研究図書館・学習図書館・保存図書館の四種類が考えられるが、一般教育課程の図書館としては学習図書館を想定しがちであるが、これには多くの問題がある。

以上、①および②の考え方に代わって、③（専門）研究と（一般）教養という二つの概念から規定することによって大学図書館の理念を理論的にも実際的にも規定することができる。すなわち、従来ややもすれば「研究」は教官および大学院学生の段階を考え勝ちであるが、一般教育課程に属する学生といえども「研究」はむしろ必須である。また「教育」の面から見て、大学院課程においても教育の要素を排除することはできない。したがって大学図書館を考える場合、上記の①概念によって規定すべきものでなく③の専門研究と一般教養との二点にしぼって規定すべきであるとする。一般教養は、一般教育課程の範囲内で終わるものではなく、大学院学生を含め

たすべての学生にも必要であるのみならず、教官層に至るまで深い教養を身につけるために必要不可欠のもので、従来の一般教育課程に関する誤解した考えのもとに規定されたことは再検討すべきである。この誤った考えの上から一般教育課程における図書館は高校の図書室の拡大したものでよいとの考え方がいまだに大学内に聞こえるようだが、このようだと学生自身も満足しないし教官も十分な教育はできない。一般教育課程が専門課程へのステップであり。一つの間じきりのように扱うことには問題がある。

次に、大学図書館の形態について考える場合、さきに述べた大学図書館の四つの種類が、形態面とどう結びつけられるかは、各大学が条件に応じ最も能率的な形でキャンパスの実情に即して研究および教育に資する形を自主的にとればよいのである。いわゆる学習図書館は、理念上からも形態上からも、総合図書館に包括すべきもので、学習図書館という名称から高校の図書館を量的に拡大した程度で十分であるといった錯覚をもたらすことは図書館の機能を矮小化するものといえよう。総合図書館にはいわゆる指定図書、一般教養図書のほかに専門的研究の基礎的文献も備えておく必要がある。かくてはじめて単に学生のみならず、教官の利用にも応じられる総合図書館ができ上り、学生の自習用の図書館を想定する必要もなくなる。

以上の説明に対し、質疑応答があったが、その主なる意見は次のとおりである。

- 一般教育課程における図書館が専門的学問につながるような図書館でなくてはならないことにはさんせいである。新設大学の図書館は甚だ貧弱で先ず蔵書数を

増すことが必要であり、本に埋もれて学習するふんい気がほしい。

- 読書指導や文献利用方法なども採り入れるなど学生に図書館学の単位を取らせることも考えてよいと思う。
- その他図書館職員の増員、研修出席旅費の増額、高度の読書指導員の配属、図書館維持費算出比率の改正（格差是正）並びに増額、夜間開館による超勤手当の増額、附属学校の図書の実充などの要望が出された。

以上で一応議事を終わり、ついで、文部省情報図書館課長より、文部省で実施した図書の実態調査の結果について説明があり、指定図書、一般図書等の予算要求の実情ならびに今後の方針等について説明を聞いた。

(25) 教養課程に関する特別委員会議事要録

日時 昭和43年5月14日（火）午前10時—午後2時

場所 国立大学協会会議室

出席者 小塚委員長

樋口（代、関）、細谷、小林、小田、柳本各委員

秋山、成川各専門委員

小塚委員長主宰の下に開会。

初めに、岩手大学長の代理として出席された関教養部長と新たに専門委員になられた秋山教授（東京芸大）、成川助教授（東京芸大）の紹介があり、続いて前回の議事要録を朗読承認の後、議事に入った。

I 授業科目について

委員長より、一般教育の授業科目について

は、国大協その他で今まで幾度か検討されたことであるが、まだ批判的な面もあるようだから、もう一度検討してはと考える。特に問題となる点は ①大学設置基準の第20条（内容は一般教育科目の系列の分け方）であって、この条項がある程度誤解の元になっているのではないかということと ②高校の授業内容と大学の一般教育の授業内容とがかなりの部分において重複していて、高校のくりかえしではないかということである。本日は、まず、この二点を中心として検討したい旨述べられ、主として次のような意見があった。

○ 一般教育科目の系列の分け方について

a) 省令（大学設置基準第20条の2項）で授業科目を例示することは、誤解（例示の意味が一般に知られていない）を招き易いおそれもある。

b) 一般教育科目に関する規定（第20条）で、一般教育科目の目標と一般教育科目として開設する授業科目を同条のように規定することは問題である。

II 高校と大学の一般教育の授業内容が重複する点について

このことについては、成川専門委員より別紙配布の参考資料11によって、主として次の二点についての調査の結果について説明があった。

(1) 高校の「倫理・社会」と、大学の「哲学」「倫理学」「社会学」との重複について

高校のテーマは、大体において(イ)人間とは何か (ロ)思想史 (ハ)社会と人間の三つのテーマから構成されているが、調査の結果、「思想史」が約50%、「社会と

人間」が約20%~25%、「人間とは何か」が約12%~18%の部分が重複していることがわかった。

(2) 他の教科における重複の問題について

「日本史」「世界史」の場合も、「倫理・社会」の場合とほぼ同様の重複があるようだ。また、その外、生物、物理、化学、政治、経済等の科目もかなり重複してることがわかった。

以上で同委員の説明を終わり、次いでこのことについて次のような質問や意見があった。

- (委員長) 今後は、高校側においても大学側においても両方の関係を考えながら重複を避けるように努力していかなければならない。また、結局においては、一般教育の授業科目は既に文部省へ意見を出してある改善案のようにすることがよいのではないか。総合科目も改善案にあるとおりに設けた方がよいと思う。
- 高校との科目内容の重複は、今までに話題になった外に、全般的にはかなりあると思われる。結局は、各教官が、高校の科目内容を調べて、重複しないよう心掛けねばならないことである。
- 外国語の場合、高校の時と大学へ来てからの場合と教育の仕方をどのようにしているか、クラスの適正数は30名程度(理想的には20名程度)がよいと思う。
- 外国語教育の場合は、外国語課程として、一般教育課程と別にしたらよいとの考えもあるようだ。適当な

委員会でも作って例えば、単位の問題とか初級、中級、上級別に級を分けるとか。

以上で、午前の会議を終了。

午後1時再会。

III 教育の方法について

午後は「教育の方法」について検討が行なわれたが、先ず、参考として、「学生側からの不満」と「教官側から見た学生」との二つの面について、次のような問題点が指摘された。

- 学生側からの不満や希望
 - a) 講義が一方通行的で質問ができない
 - b) マスプロ講義のため無味
 - c) 知識の切り売り、詰め込み主義である
 - d) 大学らしい科目が少なく、魅力がない
 - e) 理工系はむずかしい
 - f) 学生の素質、能力を考えてほしい
 - g) カリキュラムの過重
 - h) 科目選択のガイダンスをしてほしい
 - i) 専門的な科目を早く履修したい
- 教官側からの意見
 - a) 初歩的指導が必要である
 - b) 教官との接触の機会が少ない
 - c) 今の学生は勉学の指導がないと自発的に勉強しない
 - d) オリエンテーションの不足
 - e) 多人数教育は、人と施設、設備の充実が必要
 - f) 課外活動についてもっと考慮を払うべきだ

大要上記のような意見があったが、なお、この問題に関連して教育期間はどうかあるべきか、

また、たて割制，クサビ型制の問題，一般教育の標準単位（124単位）の問題，留年問題等についての意見があった。

留年学生は，年々増加の傾向で，特に理工系に多いが，それはある程度理工系のカリキュラムが過重になっているためではないかとの意見もあった。

以上で，本日の協議を閉じることとし，6月の総会までには結論は出ないので，今までに討議した事項を専門委員会にお願いして総会の報告草案をつくり，総会前に本委員会の開催は無理なので，その草案を各委員に送って意見を聞き，それを専門委員が整理し，委員長が総会において中間報告をすることにした。

(26) 教養課程に関する特別委員会議事要録

日時 昭和43年6月25日（火）正午～午後1時

場所 学士会館本館

出席者 小塚委員長

樋口，細谷，小林，小田，前川各委員

小塚委員長主宰の下に開会。

委員長より，本日午後の総会において，本委員会として今まで討議した事項について報告をすることになっているが，その打合わせをしたい旨述べられ協議に入った。

協議の結果，本委員会は現在，教員組織の問題・一般教育の授業科目・教育方法等について検討しているが，未だ，結論を得ていないので今回の総会には，今まで討議した事項の検討状況を報告するだけにとどめ，秋の総会までには

なるべく中間的に一応の結論を出したい旨の話し合いがあり，閉会した。

(27) 医学教育に関する特別委員会議事要録

日時 昭和43年5月29日（水）午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 福田委員長

柳川，川喜田，太田，山内，岡田各委員，堀口専門委員

福田委員長主宰の下に開会。

1. 医学教育に関する特別委員会の審議経過報告案について

来たる6月の総会には，前総会以降の審議の経過を報告してはとの意見に基づいて，専門委員とも相談の上取りまとめた別紙報告案について審議を進められ，先ず，その案文を朗読して後，質疑応答並びに忌憚のない意見が述べられた。

○ 大学医学部の附属病院が，診療過大な機関となり，ために研究教育機関としてのバランスを欠き，本来の目的の遂行に支障を来たしている。病院本来の姿に帰するにはどうすればよいか。本委員会としてはかかる問題を探り上げる必要がある。

○ 大学の附属病院の在り方については，医学部長病院長の会議で論議されるべき問題であり，特に今後の病院の管理運営面での意見を，医学部長病院長にセッションするようなことは行き過ぎるおそ

れがある。本委員会としては慎重を期す必要があり、早急に結論めいたものを出すことはどうか。

- 原案に異論はないが、「研修」については疑問がある。大学の医学教育を医師養成の職業教育と考え、したがって卒業後の教育についても、厚生省のペースに引きずられて、大学教育という立場における意識がうすいのはどうしたことか。医学教育の面として考える線を強く出し、あくまで大学が主体性を持つべきだと思う。
- 大学を卒業してから以後は、厚生省が主掌するとの考え方があり、医師国家試験やそれにつながる教育も厚生省で扱っているが、医学について能力のある者の養成は大学の仕事である。峯の高さを求めるものは大学であり、裾野の広さを求めるのが厚生省である。

以上のほか種々の意見が出されたが、これらの意見に基づき別紙のとおり修正を加えた上可決された。

2. 医師法の一部改正に関連する諸問題について

医師法の一部改正に当たり、衆・参両院から出された附帯決議事項については、別紙配布の印刷物により承知することとされた。

3. その他

山内委員より、昨日開かれた新設大学拡充特別委員会で、医学部の校舎の必要坪数の算出基準が3段階に分けられ、その間の差がはげし過ぎるので検討すべきである。とする問題は、この医学教育に関する特別委員会で扱ってもらってはとの意見が出されたが、いかなものかとの伝言があったが、この問題は

事実を確認した上、むしろ第6常置委員会にお願いすることが適当であろうとの意見を了承した。

(28) 第9回特別会計制度 協議会議事要録

日 時 昭和43年5月10日(金)午後1時

場 所 国立教育会館 5号室

出席者

文部省側

斎藤、村山、井内各委員

安養寺、説田各専門委員

清水審議官、諸沢人事課長、白取、青木各
会計課予算班査外2名

国立大学協会側

増田、和達、福田、赤木、田中各委員

藤吉、海野、上山、浅野、鶴田各専門委員

大河内議長欠席のため、斎藤議長代理主宰の下に開会。

初めに、議長より本日の協議会は国会審議の関係上予算決定が遅れたので、予算決定後に行なう定例のこの会議も2か月おくれて開催することになった。また、予算編成前の定例会議は6月下旬が例となっているが、文部省においては、本月18日国立大学事務局長会議を開いて来年度予算の編成方針を示すことになっているので、本日このことについてもご協議願うことになった。したがって、本日の会議は、以上のような特別の事情のため、2回の定例会議を同時に開くことになったので、ご了承願いたい旨が述べられ議事に入った。

議 事

1. 昭和43年度予算について

井内委員から、次の配布資料によって、それぞれ、各項目を朗読しながらその内容と全体の姿および問題点について説明があった。

- 昭和43年度国立学校特別会計予算額総表
- 昭和43年度国立学校特別会計教職員定員調
- 昭和43年度学生入学定員の増
- 昭和43年度国立学校特別会計歳出予算中主要なる事項の予算額調

以上の説明があって後、増田委員より本年度の決定予算は、財政の硬直化等の事情もあり全般的に見ては不満ながら「在外研究員等の旅費」と「学生厚生補導費」がかなりよくなってきたことは喜ばしい。しかし、最近、教官研究費について、学科目制と講座制との間に基本額に差があるのは困るという意見が強くなってきた。今後はこの格差を是正されたい旨の意見が述べられた。

2. 昭和44年度予算編成方針について

清水審議官より、明年度予算は現在各省庁間で検討中の段階であるが、文部省としては国立学校特別会計新規概算要求に当たって、特に本年度は、①教育研究体制の整備充実、②医学教育の整備充実、③学術研究の推進、④学生の厚生補導、⑤施設の整備、等に留意し、全般的には既設のものに重点をおき質的の充実を図っていきたい旨が述べられ、その方針について詳細な説明があった。

なお、具体的にその項目を挙げれば大体次のようなものである。

1. 大学院、学部の整備充実（大学院・一般教育の整備充実、学部・学科、講座・学科目、附属研究施設等の新設整備）
2. 教員養成学部の整備（学科目・養成課程・

附属学校の新設整備）

3. 短期大学の新設整備
4. 工業教員養成所の措置
5. 附属図書館の整備充実
6. 厚生補導の整備充実
7. 留学生教育の整備充実
8. 大学病院の教官等の充実（看護要員の充実、診療科の新設等）
9. 研究所の新設、改組及び整備
10. 重要基礎研究の推進
11. 諸施設の整備

以上で、文部省の全般的な基本方針の説明が終わり、次いで各委員から、このことについて次のような意見や質疑応答があった。

○ 明年度予算要求に当たり新規のものに対しては、できるだけ抑制する方針をとるというが、学部の充実関係で継続的のものとか繰延べになっているものに対しては特別な配慮を望む。

○ 講座、学科目の新設は大学側の順位を尊重するというが、学部の特殊性を考慮し大学側で検討する余地があるようにしてほしい。

○ 諸施設の整備統合をしようと言っても、発展的な整備統合の場合は十分考慮に入れたい。

○ 新時代に合致するような再編成等については特に考慮を払う積りである。

○ 既設学部の整備に重きをおいて概算要求を出すというが、新設大学では、未だ不完全な部門や施設が多くまた、一般教養の教官定員が極めて少ないので特別な配慮をしてほしい。

○ 不完全講座をうめることや施設の充実は、各大学共通の願望であるので、できるだけ文部省で考慮してほしい。

○ 病院の教室員の増員、ベッド数の増加は特

に考慮したい。

3. 教官定員の削減について

初めに、人事課長より本年度の減員は364名と決定したけれど、国立学校の欠員は常時3,000名程度あることを考慮に入れて、本年度に限っては各大学に対し現実には減員の割付けをしないうで、単に事務的的操作だけで処理したいと考えている。なお来年度以降の問題は今の段階ではどうなるか分かっていない。

続いて、大要次のような意見や希望が述べられた。

- 教育の質的向上を図ろうとしている現在において、教官の削減は今後の教育にすこぶる支障をきたすので、大学側としては教官の定員削減は是が非でも食い止めてほしい。
- 大学には、ある程度の欠員は常時あるのが当然で、これが大学の特殊性とも言えることである。
- 昭和44年度以降の定員削減については文部省ではどう考えるか。大学側としては本年度の364名の削減も困るが、明年以後については文部省としては削減のことを考えるよりむしろ積極的に本年度の削減を旧定員に戻すということに努力してほしい。
- 文部省当局では定員の削減はあくまでもしないことに努力してほしい。
- 大学側には、常時3,000人程度の欠員があっても間に合っているから、ある程度の削減をしてもなんとかなるだろうという考えは誤りであり、むしろ国立学校全体でこの程度の常時欠員があつてこそ大学の運営はできるのであつて、これが大学の特殊性であるのでこの点を十分考慮に入れて貰いたい。

4. 教官の給与問題について

斎藤次官より、教官の待遇改善問題について最近動きが活発になっているようだが、文部省においても本年はよく実状を調査して善処したいとの考えを述べられた。これについて、増田委員から国大協としては、近いうちに種々資料をととのえ要望したいと述べ、田中委員から、第6常置委員会では従来このことについては要望の形で取扱ってきたがむしろ審議会のようなものを設け第6常置委員会もこれに加わって検討したらどうかとの意見があった。なお、最後に斎藤次官より教員給与の問題は、文部省においては、専門学校以上と高校以下とに分けて審議機関を設けることになると思うが、いずれにしても確たるデータに基づいたものでないと実現は難しいので、その点配慮願いたい旨の発言があった。

5. その他

- (1) 現に校地を持たず新規に購入してからの施設の増強は、新年度においては制限するというが、大学によって特殊事情もあるのでよく検討の上処理して貰いたい。
- (2) 一般教育の教官（特に外国語教官）の定員を、50人クラス1名程度に増加してほしい。新設大学においては特に必要を感じている。また、学生委員（中堅教官）として学生と接しよくするための経費がない。中堅となる教官が学生と接しよくすることができるになれば、学生の補導にも効果がある。

以上で本日の議事を閉じ、最後に議長より次のおおり前回協議会後の委員の交替について報告があった。

新 委 員

斎 藤 正 文部事務次官

宮地 茂 大学学術局長
 村山 松雄 管理局長
 赤木 五郎 岡山大学長
 新専門委員
 安養寺 重夫 庶務課長 (文部省)
 西崎 清久 会計課副長 (")

6.22 (土) 13 第1常置専門委員会
 6.23 (日) 10 第1常置委員会
 6.23 (日) 13 第1常置専門委員会
 6.24 (月) 10 理事会
 6.24 (月) 14 第5常置委員会
 6.24 (月) 14 第7常置委員会
 6.25 (火) 10 第41回総会 (第1日)
 6.25 (火) 12 第2常置委員会
 6.25 (火) 12 教養課程に関する特別委員会
 6.26 (水) 10 第1常置委員会
 6.26 (水) 11 第2常置委員会
 6.26 (水) 10 第3常置委員会
 6.26 (水) 10 第4常置委員会
 6.26 (水) 10 第5常置委員会
 6.26 (水) 10 第6常置委員会
 6.26 (水) 10 第7常置委員会
 6.26 (水) 13 第41回総会 (第2日)
 6.27 (木) 17 幹事会
 6.28 (金) 10 第9回事務連絡会議

2. 諸 会 合

(昭和43年5月～6月)

月日	曜 時 刻	会 議 名
5.2	(木) 13	第5常置小委員会
5.9	(木) 13	第6常置委員会
5.10	(金) 13	第9回特別会計制度協議会
5.14	(火) 10	教養課程に関する特別委員会
5.17	(金) 13	第5常置委員会
5.18	(土) 13	第1常置専門委員会
5.23	(木) 10	第7常置委員会
5.25	(土) 10	第1常置専門委員会
5.28	(火) 13	第4常置委員会
5.28	(火) 13	新設大学拡充特別委員会
5.28	(火) 15	第1常置委員会
5.29	(水) 13	医学教育に関する特別委員会
5.30	(木) 10	第2常置委員会
6.4	(火) 13	第7常置小委員会
6.6	(木) 13	第6常置専門委員会
6.10	(月) 13	第2常置委員会
6.10	(月) 14	第2常置懇談会
6.12	(水) 13	第3常置委員会
6.15	(土) 10	第6常置専門委員会
6.17	(月) 13.30	第7常置小委員会
6.17	(月) 14	特別会計制度協議会専門委員 会
6.21	(金) 10	図書館特別委員会
6.21	(金) 13	第6常置委員会

3. 第41回 総 会

国立大学協会事業報告

(注) 前総会以後今総会前まで

1. 諸会合 (67回)

- (1) 第40回総会
 42.11.30 (木) (第1日)
 42.12.1 (金) (第2日)
- (2) 第1回国立大学長懇談会
 42.12.1 (金)
- (3) 第8回事務連絡会議
 42.12.2 (土)
- (4) 理事会 (3回)
 43.2.9 (金)

43. 4. 18 (木)
43. 6. 24 (月)
- (5) 常置委員会 (36回)
- 1) 第1常置委員会関係
(主要審議事項) 大学院制度に関する問題点を検討し、アンケート(案)を審議する。
42. 12. 11 (金) 常置委員会懇談会
43. 1. 18 (木) 常置委員会
43. 2. 16 (金) //
43. 4. 11 (木) 専門委員会
43. 4. 18 (木) 常置委員会
43. 5. 18 (土) 専門委員会
43. 5. 25 (土) //
43. 5. 28 (火) 常置委員会
- 2) 第2常置委員会関係
(主要審議事項) 入試期日決定方法に関する方針(案)を審議決定する。
43. 4. 19 (金) 常置委員会
43. 5. 30 (木) //
43. 6. 10 (月) 常置委員会懇談会
- 3) 第3常置委員会関係
(主要審議事項) 「最近の学生運動に関する本委員会の意見」を立案の上公表する。
就職推薦開始時期の申合わせを行なう。
42. 12. 12 (火) 小委員会
43. 1. 17 (木) 常置委員会(第4と合同)
43. 1. 17 (木) 常置委員会
43. 2. 7 (水) 専門委員会
43. 2. 8 (木) 小委員会
43. 2. 9 (金) 常置委員会
43. 6. 12 (水) 常置委員会
- 4) 第4常置委員会関係
(主要審議事項) 学生の経済問題に対する各大学のアンケートの結果について検討する。奨学金停・廃止について協議し日本育英会に善処方を申入れる。
43. 1. 17 (木) 常置委員会(第3と合同)
43. 5. 28 (火) 常置委員会
- 5) 第5常置委員会関係
(主要審議事項) 国費外国人留学生制度についてアンケートし、これが改善について検討する。
43. 4. 18 (木) 常置委員会
43. 5. 2 (木) 小委員会
43. 5. 17 (金) 常置委員会
43. 6. 24 (月) //
- 6) 第6常置委員会関係
(主要審議事項) 44年度文部省予算編成方針の審議。43年度学生厚生補導経費について各大学への連絡。教官等の定員削減。教官等の待遇改善について検討し、要望書を作成する。
43. 2. 15 (木) 小委員会
43. 3. 9 (土) 常置委員会
43. 5. 9 (木) //
43. 5. 16 (木) 専門委員会
43. 6. 6 (木) //
43. 6. 15 (土) //
43. 6. 21 (金) 常置委員会
- 7) 第7常置委員会関係
(主要審議事項) 教員養成大学・学部を設置基準について問題点を検討し、要望書作成について審議する。
43. 1. 25 (木) 常置委員会

43. 5.23 (木) //
43. 6. 4 (火) 小委員会
43. 6.17 (火) //
43. 6.24 (月) 常置委員会
- (6) 特別委員会 (16回)
- 1) 新設大学拡充特別委員会
 (主要審議事項) 新設大学の教官当積算校費。建物の必要坪数算出基準。図書館維持費の増額等について検討し、関係委員会に推進方を要望する。
 43. 5.28 (火) 特別委員会
- 2) 科学技術行政特別委員会
 (主要審議事項) 科学技術基本法案要綱に対する意見書を作成し公表する。科学技術会議の産学連携方策等について検討する。
 43. 1.31 (水) 小委員会
 43. 3.26 (火) //
- 3) 図書館特別委員会
 (主要審議事項) 図書館の学内における位置づけ。図書館活動の一般教育に占める重要性和利用方策問題点を検討し、これが改善策を審議する。
 43. 6.21 (金) 特別委員会
- 4) 教養課程に関する特別委員会
 (主要審議事項) 一般教育の教員組織、授業科目、教育方法についての問題点について検討する。
 43. 3. 7 (木) 特別委員会
 43. 4.17 (水) //
 43. 5.14 (火) //
- 5) 医学教育に関する特別委員会
 (主要審議事項) 医学進学課程、医学専門課程の教育、附属病院の運営、
- 医師法の一部改正法律案について問題を究明し、今後の審議方針をきめる。
- 42.12.11 (月) 特別委員会
43. 1.18 (木) //
43. 2.13 (火) //
43. 4.19 (金) //
43. 5.29 (水) //
- 6) 研究所特別委員会
 (主要審議事項) 附置研究所および共同利用研究所の問題点を検討し、それぞれの問題について逐次審議する。
 42.12.12 (火) 特別委員会
 43. 1.19 (金) //
 43. 2.12 (月) //
 43. 4.17 (水) //
- (7) 特別会計制度協議会 (4回)
- 42.12.20 (水) 小委員会
 42.12.25 (月) 専門委員会
 43. 5.10 (金) 第9回協議会
 43. 6.17 (月) 専門委員会
- (8) その他の会合 (5回)
- 42.12. 8 (金) 在京幹事等懇談会
 43. 2.20 (火) 就職問題懇談会
 (文部省あっせん)
43. 3. 4 (月) 在京理事及び第4常置委員会議
43. 3.21 (木) 科学技術会議議員と理事との懇談会
43. 4.20 (土) 日本学術会議との懇談会(給与問題)
43. 4.26 (金) 第95回電波監理審議会聴開会

43. 4. 30 (火) 日経連主催学卒者
就職問題申合わせ
推進懇談会

43. 5. 30 (木) 日本学術会議との
懇談会(給与問題)

2. 意見書等対外的諸活動 (23件)

42. 12. 1 自民党政調会科学技術基本法に関する会議了解事項に基づく「科学技術基本法案要綱」に対する当協会の意見を公表し、総理大臣、文部大臣、科学技術庁長官に要望する。

42. 12. 12 医師法一部改正について、医学教育に関する特別委員会として、文部、大蔵、厚生各大臣および関係国会議員に同法に関し予算的措置その他について善処方を要望する。

42. 12. 23 昭和43年度予算査定段階において、自民党政調会長、文教調査会長、文教部会長と懇談し、学生増募3,000人確保、大学院・教養課程の経費、教官・学生交歓経費等重点事項につき、再度要望し、大蔵次官、文部次官に対し同様要望する。

43. 1. 6 43年度学生増募3,000人実現につき、会長より自民党政調会長に重ねて申入れを行なう。

43. 1. 10 会長及び関係常置委員長が自民党政調会において、予算の重要事項について要望する。

43. 1. 18 当面の大学の諸問題について協会理事と文部大臣と懇談する。

43. 1. 19 羽田事件に関連し、関係学生に対する奨学金の停止・廃止の措置について、日本育英会ならびに文部省に善処方を要望する。

43. 1. 31 科学技術基本法案要綱に対する意見と学術基本法制定方につき和達委員長等科学技術庁および文部省に出向き要望する。

43. 2. 9 第3常置委員会の、「最近における学生運動に関する意見」を決定し、理事会に諮り、同委員会名をもって公表する。

43. 2. 14 「警官の学内出勤に関する警視庁の方針」につき、第3常置委員長等警視庁警備部長にその内容および経緯をたずねる。

43. 2. 15 昭和43年度予算案の学生厚生補導に関する経費の性格および使用について、第6常置委員長より各国立大学長に通知する。

43. 2. 20 「警官の学内出勤に関する警視庁の方針」について、警視庁警備部長にたずねた結果を各国立大学長に通知する。

43. 2. 20 文部省あっせんによる国公私立大学団体の懇談会において、就職推薦開始時期についての申合わせを行なう。

43. 2. 21 「警官の学内出勤に関する警視庁の方針」に対する各大学長への通知を警視庁警備部長に手交し、善処方を確認する。

43. 3. 2 科学技術基本法案第19条修正に関し重ねて会長より科学技術庁長官および文部大臣に要望する。

43. 3. 5 学生の奨学金停止・廃止について、事務局長育英会に出向き善処方を要望する。

43. 3. 11 学生の奨学金の停止・廃止の問題について、会長より日本育英会長に面談の上再度善処方の申入れを行なう。

43. 3. 21 科学技術会議主催のもとに、科学技術振興の諸問題(特に科学技術基本法案、産学連携)に関し、科学技術会議議員と、関係理事と懇談する。

43. 4. 20 教官待遇問題につき、日本学術会議科学者の待遇問題委員会に、隅谷第6常置専門委員出席して懇談する。

43. 4. 26 第96回電波監理審議会聴聞会に利害関係人として参加し、会長の代理人として電気通信大学笹子助教授、宮坂講師出席し意見を述べる。

43. 4. 30 日経連主催学卒者就職問題申合わせ推進に関する懇談会に事務局長出席懇談する。

43. 5. 4 東京工業大学学寮火災に見舞電報

を出す。

43. 5. 16 十勝沖地震の災害に北海道、北海道教育、室蘭工業、小樽商科、帯広畜産、北見工業、弘前、岩手各大学に見舞電報を出す。

43. 5. 30 教官待遇問題につき、日本学術会議との懇談会に増田第6常置委員長出席懇談する。

3. 会報発行(2回)

2月

6月

窓

紺屋の白袴

楽器とオートバイの街、浜松の一かくに「イ」の字をきざんだ風変りな記念碑が立っている。これは大正15年、高柳健次郎氏が、初めて「イ」の字をテレビで写し出すことに成功したのを記念して建てられたものである。「イ」の字を撮影したのは、イの一番というしゃれか知らないが、とにかくこれが日本のテレビ研究の第1頁となった。高柳氏はその一年後、昭和2年に人の顔を写し出すことにも成功した。

この文章は、実はNHKの技術局長、副会長を歴任された溝上銈氏の“日本のテレビジョン”という新書版の書き出しを引用させて戴いたものです。

初め記念碑を静大の中に建てる案もありましたが、観光コースにでものせられてお客様がしょっちゅう来られても困るし、いつも奇麗にしておくには人手も足りないので、NHK浜松放送局の敷地に建てて貰った次第です。ともかく、このようにして高柳先生が浜松高等工業学校で始めた研究が核となって、静岡大学電子工学研究所が誕生しました。

昭和28年にわが国のテレビ放送が始まるのに先だって、テレビ標準方式を決めるため種々実験を重ね検討が行なわれました。そのため私共のところでもテレビ実験局の免許を受けて放送を行ないました。丁度浜松の復興を祝って名物の凧あげ祭が行なわれ、市当局から頼まれて、その実況放送に一役かったこともあります。

最近研究所では、肉眼では見えない赤外線像を見たり、紫外線あるいはX線の像が直接見えるテレビ撮像管など特殊用途のテレビを研究しています。近頃は軟X線も見えるようになって動物や植物などの軟組織の透視も可能になりました。外国でも軟X線のテレビ透視をしている例はほとんど無いようです。

撮像管の研究が目的ですから、テレビ装置とはいっても、色々の特性を調べるのに都合のよい様に自作したもので、あまりスマートではありません。実験の進捗につれて、色々なものが追加され、はみ出したものはぶらさがることとなります。また調整個所が沢山あって、どんなテストでも出来る融通性はありますが、当事者以外には真に扱い難いこととなります。そんな訳で、一見ボロ機械のようですが、性能は優秀で、もしメーカーに頼んで作せたらスゴく高価になることでしょう。

最近では工業用や教育用にテレビが使われ、特に医学部ではカラーテレビまで備え、テレビはめずらしくなくなりました。ところで、医学部などではテレビ自体を研究するのではなく、むしろユーザーとして、テレビ技術者がいなくても働くように装置を自動化・安定化して、故障をへらし、また調整個所をへらすことも大切で、従って装置は放送局並みのデラックスになるのは止むを得ないことでしょう。

紺屋の白袴という題をつけた理由です。

(静岡大学電子工学研究所長 堀井 隆)

B 意見書・要望書

1. 国立大学の入学試験期日決定 方法に関する意見について (意見書)

国大協議第 106号

昭和43年 6月25日

文部大臣 灘尾弘吉殿

国立大学協会
会長 大河内 一男

当協会は、予てより国立大学の入学試験期日の決定方法について検討してきましたが、今回開催の第41回総会において、別紙のとおり「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」が、当協会の意見として決定されました。

つきましては、この方針の意のあるところを了解され、これが実現方につきご配慮とご協力をお願いいたします。

国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針

(第41回総会)

国立大学の入学試験期日の決定は、この方針によるものとする。ただし、夜間部の入学試験期日については、それぞれの特殊事情を勘案し、この方針の趣旨に従い別に決定することができる。

1. 国立大学の入学試験は、前期および後期の2期に行なう。
2. 入学試験期日の決定は、実施の2年前までに行ない、かつ公知させるものとする。

3. 各大学が前期または後期のいずれの期に入学試験を行なうかは、各大学の希望を国立大学協会（特別委員会）においてとりまとめ、国立大学協会は、次項4の諸点について総合的にこれを検討し、調整を必要と認める場合は、大学と照復を重ねて成案を得る。

4. 前項により、入学試験期日を希望し、または調整するにあたっては、次の諸点を十分考慮するものとする。

- ① 同種の大学または学部について、でき得る限り受験者に2回の機会を与えること。
- ② 関連地域内において、でき得る限り受験者に2回の機会を与えること。
- ③ この方針の実施に際しては、極力教育界および社会一般の理解を得るような措置を講ずるとともに、受験者の流れを大きく変化させ、無用の混乱を招来しないよう特に留意すること。

5. この方針によって入学試験期日が決定された上は、長期間にわたって固定させることなく適当な期間において、入学試験期日を再検討するものとする。

6. 各大学は、この方針に従い協力してその実現を期するものとする。

2. 国費外国人留学生の教育に関する意見について（意見書）

昭和43年7月10日

文部大臣 灘尾弘吉殿

国立大学協会
会長 大河内 一男

本協会は、かねてから国費外国人留学生の選考、受入れならびにその教育方法等の実態を調査し、これが改善について種々検討を重ねてまいりました。次いで去る6月25日、26日開催の第41回総会において、これらの諸問題について慎重に討議が行なわれ、留学生受け入れ側大学の総意として、別紙のとおり意見書が決議されました。よって、ここにこれを提出いたします。

ついては、わが国における国費外国人留学生教育の円滑と効果を期するため、右意見の実現方につき格段のご配慮をお願いいたします。

国費外国人留学生の教育に関する意見書

国費外国人留学生の教育については、制度創設以来各大学がこれに協力し、相当な効果を挙げているが、昨年10月25日の本協会第5常置委員会の留学生教育についてのアンケートの結果、国費外国人留学生の日本語能力が低く、学業達成にも支障があるので日本語能力を強化するよう現行の日本語教育方法の改善を要望する大学が74大学中55校に達した。国費外国人留学生は東南アジア諸国の人材養成計画に協力するものであり、これが成否はわが国の国際信用にも重大な影響があるので、その留学効果を高めるための基本となる日本語教育を強化することは喫緊の要務であると考えます。たまたま文部省においても、かねてより日本語強化のため1年

間の日本語インテンシブ教育を日本語学校において実施する計画を有し、予算要求をする由を仄聞しているが、これが計画どおり行なわれるとしても、各大学の協力が必要である。そのためには、少なくとも次の事項について十分考慮の上、これに対応する措置を講ずべきである。

1. 国費外国人留学生の選考

現在、文部省が実施している現地における国費外国人留学生選抜のための選考試験を強化し、日本の大学において勉強できる十分な資質のある者を厳選すること。

2. 日本語学校の教科

日本語学校においては、日本の大学教育を受けるに十分な日本語の教育並びに基礎学力の補修を行なうこと。

3. 日本語学校の施設設備の整備

外国人留学生を教育するにふさわしい環境をつくり1年間での教育効果を十分ならしめるよう、施設設備を充実すること。

4. 日本語学校の教官とその待遇

日本語学校の教育目的を完遂し得る如き資質の教員を確保し、かつその待遇も学部教官なみとすること。

5. 各大学への進学後の措置

- (1) チューター制度の採用
- (2) 留学生担当教官への手当の創設
- (3) 留学生専任の係の設置
- (4) 留学生教育および補導予算の新規計上並びに増額

6. 制度の切換えの経過措置

留学生教育制度の切換えに際しては、新制度実施に関する経過措置はもちろん、既存の施設の改廃についても、これが円滑に行なわれるよう十分考究すること。

3. 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望について (要望書)

昭和43年7月16日

文部大臣 灘尾弘吉殿

国立大学協会
会長 大河内 一男

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の整備充実と保健管理センター制度の確立について検討を続け、要望して参りましたが、昭和44年度予算においては、さらに一層その推進を図ることの緊急かつ重要なことを認め、去る6月26日開催の第41回総会の議を経て、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、右要望に対し特別の措置が講ぜられこれが実現されるよう格段の配慮をお願いいたします。

要 望 書

大学保健管理の整備充実と制度確立について
大学における保健管理は、学生および教職員の身体の健康を確保するばかりでなく、精神の不安、疎外感、煩悶、心情変調等の異常に対処して、精神的健康破綻の予防や人間関係に潤いをもたせ、さらに大学共同社会における安心感、一体感を醸成する等近代的な意味の総合的健康管理を行なうことを目的としている。

かくの如く、大学における保健管理の整備充実とその制度の確立は、現在大学運営上もっとも緊急を要する課題であるが故に、本協会においては昭和37年第24回総会における決議以来大学保健管理の整備充実と保健管理センター制度の確立について、くりかえし要望して来たところである。幸い、関係方面の理解と協力により昭和41年度、昭和42年度および昭和43年度にお

いてそれぞれ4大学に保健管理センターの制度が設けられるにいたったことは、われわれのひとしく感謝するところである。この上は、この制度そのものの性質上一日も速やかに全国立大学にこれが設けられることを希うものである。

については、昭和44年度予算においては、右の実情を十分勘案され、改めて年次計画を策定し、少なくとも5年以内にはこの制度が全大学に設けられるよう措置されんことを重ねてここに強く要望する次第である。

4. 国立大学教官等の定員削減措置に対する要望について (要望書)

昭和43年6月25日

文部大臣 灘尾弘吉殿

大蔵大臣 水田三喜男殿

内閣官房長官 木村俊失殿

国立大学協会
会長 大河内 一男

さきに、政府においては、国家公務員に対する定員削減の措置を企画し、国立大学の教官等についてもこれを適用することにされておりますが、本年6月25日開催の本協会第41回総会において、このことは、大学における研究教育組織に対する本質的の問題であり、かつ研究教育面に重大な影響を及ぼす問題であるとして、これに対して各大学より強い意見が提案され、協議の結果別紙の要望書を決議いたしました。

については、右要望書に述べられている大学の研究教育組織の性格と教官定員の一般行政職と全く異なっている特殊性とを了解され、大学の教官等については定員削減等の措置を講じられないよう何分のご配慮をお願いします。

国立大学の教官等の定員削減措置に対する要

望書

さきに政府は、国家公務員に対し欠員不補充の措置を講じ、このため国立大学における研究と教育にすくなからざる支障をきたし、当協会としても、機会あるごとにこれが廃止または適用除外について強く要望してきたところである。

しかるに、今回政府は、さらに国家公務員の定員について本年度より3年間に5%を目途として計画的に削減を行なうことを企画し、国立大学にもこれが適用されることとなり、本年度において教官364名その他の職員502名の定員を削減することが予定されている。

そもそも国立大学は一般行政官庁と異なり、常に進展し流動しつつある研究と教育を行なうことを使命とし、しかもこれについて自主的な責任と義務を負われ、その講座、研究部門等についても自主的管理が要求されているという特殊事情がある。

したがって、国立大学におけるいわゆる欠員に対し一般行政官庁と同一視した措置をとられることは、今後の研究と教育に多大の支障を及ぼすものとして、とうてい賛成し難いところである。

よって、今回の定員の削減計画の実施にあたっては、次の理由により、教官および補助職員をその対象から除外されるよう特段の配慮をされるとともに、本年度削減予定の定員についてもこれが補正について別途適当な措置を講ぜられるよう、ここに強く要望する。

(理 由)

大学の教官について

1. 今日学問研究の急速な進歩発展に即応して、これを推進し諸外国と比肩しうるためには、これに必要な研究教育組織を整備し確立

することがもっとも緊要である。ことに、最近学生の急増に伴い大学の研究と教育の質的水準の維持向上については、各大学においてももっとも苦心し力をそそいでいるところであって、これに対処する方途はその組織体系を整備するとともに、これを構成する教官の充実にまつよりほかはない。

従来これらの研究教育組織の整備充実の方法として講座、研究部門等を充実する措置がとられてきたが、今回この措置を逆行するがごとき定員削減が計画的に行なわれることは既存の研究教育の組織体系さえも紊し、その実情を無視した措置であって、大学教育の質的水準の向上はもちろんこれを維持することさえ困難となり、研究教育の面においても活動が著しく阻害され、その及ぼす影響は極めて重大である。

2. 大学の教官は、一般行政官庁の職員のように代替性と融通性があるのとは本質的にその性質を異にしている。

すなわち、大学における教官の採用はその専門分野に応じて一定の資格基準と学問業績に基づいて行なわれるものであって、その要件が満たされない場合は適格者を得るまで欠員の状態が続くこともやむを得ない。しかも現行の講座研究部門等の制度のもとでは、その欠員を他に流用し、もしくは余人をもってこれを補充するようなことは、絶対にあり得ないし、また為し得ないのが実情である。

とくに、近年研究者の海外流出、若手研究者の不足等に加え、専門分野の極端な分化等により専門によっては教官の補充に意外の日子を要する事例も少なくない。このような現象は、全く学問の進歩に対応しようとする大学の特殊事情であって、この意味からすれば

大学教育については或る程度欠員のあることが、当然でありむしろ必要であるといっても過言ではない。

したがって、国立大学における欠員の現象のみをとらえて、定員の削減が容易であると速断するがごときは、大学の本質を無視したものといわなければならない。

大学の研究・教育補助職員について

大学における研究と教育は、単に個々の教官の活動のみによって果たしうるものではなく、教官を中心とする多くの職種の職員をもって組織する協同体の活動によってはじめて果たされるものである。

しかも、この協同体を組織する職員、すなわち教務職員、技術職員、技能職員、海事職員、図書職員、医療職員等はその職務の固有の特殊性から一般行政事務に見られるような融通性に欠け、他の職員の配置転換等によってこれを補うことは極めて困難な性格をもっている。したがって、研究教育に不可分の関係にある特殊な職員についても教官同様特別な配慮が必要である。

5. 国立大学教官等の待遇改善について（要望書）

昭和43年6月25日

文部大臣 灘尾弘吉殿

大蔵大臣 水田三喜男殿

人事院総裁 佐藤達夫殿

国立大学協会

会長 大河内 一男

国立大学協会は、国立大学教官等の給与の実情とその改善の緊要性にかんがみ、別紙のとおり要望書を提出いたしますので、これが実現方につき格別の御配慮をお願いいたします。

国立大学教官の待遇改善に関する要望書

国立大学教官の給与は劣悪な状態のままに放置され、このままで推移するときは、近い将来に研究と教育に関し深刻な事態が発生する怖れが少なくない。このことを憂慮し、国立大学協会は毎年教官の給与改善について関係当局に要望してきたが、十分な成果を見ないまま現在にいたっている。

このような事情にかんがみ、本年はとくにつぎの点について、重点的に要望したい。

1. 国立大学教官の給与問題に関する調査会を設けること

大学教官は、自由な創意と独自の判断に基づき、大学において高度の研究と教育を行なうという、重大な責務を担っている。このように、職務の内容が複雑かつ困難で、責任の度がいちじるしく重いにもかかわらず、第二次大戦後、国立大学教官の給与は劣悪なままに放置されている。

国立大学教官の給与は、職務が類似する裁判官と比較しても、いちじるしく劣悪であるばかりでなく、一般公務員の所得に比しても相当に劣っている。すなわち、大学教官は、同年輩者の大多数が得ている管理職手当あるいは超過勤務手当を原則として支給されないうえに、研究・教育の責務を果たす必要上、給与所得の20パーセント前後の職業費（自己負担研究費）を給与のなかから支出しているのが現状である。

（注）（附表参照）

このような国立大学教官の給与は、その研究・教育活動を阻害し、大学をめぐるさまざまな問題の一大要因となっている。そればかりでなく、後継者の確保および育成をいちじるしく困難にし、早急に根本的改善をはから

なければ、近い将来、憂うべき事態に立ちいたるであろう。なお、戦前における国立大学教官の給与や、諸外国における大学教官の給与と比較しても、国立大学教官の給与の現状がきわめて劣悪であることは、あらためていうまでもない。

こうした状況にある国立大学教官の給与を根本的に改善するには、一般公務員の給与体系の枠組のそとに出し、別個の給与体系を設ける必要がある。

よって、国立大学教官の給与問題を具体的に検討し、抜本的にその改善をはかるため、政府において、調査会のような機構を設け対策を講じることを、強く要望する。

2. 緊急に改善を要する事項

1. に述べた抜本的改善には多少の日時を要するが、緊急を要する問題も少なくない。国立大学協会としては、当面つぎの諸点につき至急大幅に改善を要望する。

(1) 研究に従事する助手の初任給を大幅に引き上げること

助手は研究者の源泉であるとともに、大学の研究・教育活動にとって不可欠の要員である。それにもかかわらず、助手の給与とくに初任給が劣悪であるため、後継者として必要な人材を確保することがいちじるしく困難になってきている。とくに昨今、民間給与における初任給の大幅な上昇によ

(附 表)

国立大学教官の自己負担研究費

調査別	区 分	20 歳 台	30 歳 台	40 歳 台	50歳以上
第 一 査	給 与 所 得 (A)	40,4万円	70,0万円	97,6万円	140,9万円
	自己負担研究費 (B)	9,3万円	13,5万円	19,2万円	24,6万円
	研究費割合 (B/A)	23.0%	19.3%	19.7%	17.5%
第 二 査	給 与 所 得 (A)	43,8万円	69,9万円	109,4万円	148,8万円
	自己負担研究費 (B)	12,2万円	14,6万円	17,3万円	27,2万円
	研究費割合 (B/A)	27.9%	20.9%	15.8%	18.3%

(備考) 第一調査は、昭和40年2月国立大学協会調査、第二調査は、昭和41年2月全国国立大学教官待遇改善連合懇談会調査である。

り、民間研究所等との給与の格差はますます開き、優秀な人材は民間に流れる傾向がいちじるしい。この際、職務として研究に従事する助手について、初任給を大幅に引き上げることがを要望する。

(2) 若手教官の待遇を改善すること

講師、助教授など若手教官は、それぞれに研究と教育に重い職責をもっているにもかかわらず、給与はいわゆる「中だるみ」で、一部私学の若手教官に比べても、給与は相当劣悪である。給与が「職務の複雑、困難および責任の度に基」（一般職の職員に関する法律第4条）つくべきものである以上、これら若手教官に対する給与の改善を強く要望する。

(3) 指定職の範囲を拡大し、その定数を増加すること

現在指定職乙の範囲はきわめて狭く、その数も限られているが、国立大学教官は、研究と教育を本来の責務とするものであるから、管理職の経験者に限らず、多年研究と教育に専念し業績のあったものに対してもさらに広く、指定職の範囲を拡大するとともに、その定数を増加することを要望する。

昭和43年6月25日

国立大学協会

会長 大河内一男

6. 教員養成関係学部の設置基準 要項の制定方促進について

(要望書)

昭和43年6月25日

文部大臣 灘尾弘吉殿

国立大学協会

会長 大河内一男

国立大学協会は、昭和43年6月25日同26日開催の第41回総会の決議により、別紙のとおり要望いたします。

教員養成大学・学部の現状とその使命の重要性にかんがみ、速やかに本要望の実現するよう格別の御配慮をお願いいたします。

教員養成関係学部の設置基準要項の制定方促進について

本協会は、さきに教員養成関係学部が当面する諸問題は、学部設置基準要項が未だに確立されていないことに由来することを指摘して、その善処方を要望し、また、「大学設置基準の改善等について」もこれに対する意見書を提出して、その趣旨の実現方について格段の配慮がなされるよう申し述べた。

本協会は、ここに重ねて上記の趣旨に基づく教員養成関係学部の設置基準要項を速やかに制定されんことを強く要望する。なお、これが制定にあたっては、予め本協会の意見を充分徴せられるよう申し添える。

窓

多人数教育について

ベビーブームの波が大学に押し寄せたのは3年前である。各大学とも、この対策のため相当大幅な学生増募を行なって来た。このために、施設が足りない、設備が不充だ、教官も不足するというわけで、この解決に渾身の力を振り絞って来ているわけである。

かねてから、本省において理工系学部の教育方法の改善が企画され、所謂多人数教育方式が実施の段階に入ったのもこの時期であり、色々の不備不足を補うためには時宜の措置であった。然し、この新方式が新しい企画であるだけに神経を疲れさせた仕事の一つでもあったし、これからも当分続く筈である。

多人数教育は「マスプロ教育である。」との学生の強い反対もある。「外国においては千人二千人否それ以上多数の学生を集めて同時教育をして教育効果を挙げている例は沢山ある。五百人以下の同時教育は多人数教育とはいえない」と説明しても納得しない者は納得しない。計画された高度の視聴覚装置を駆使して授業を行なうには、カリキュラムの問題、装置を自分のものとするための努力から招来される教官の仕事量の増加と、研究活動に費やす時間の極端な減少（これは教官選考基準の一である研究業績にも影響があることも考えられる）、それをカバーする為の予算と補助要員の確保等々、草創期の人の肩に降りかかる切実な問題は山積している。こんな問題の解決を考えながら、企画の第一段階を終わり今や次の段階に入ろうとしている。本企画が一方交通的な結果に陥ることとなり、かつ、従来の合併授業と何等変りがないことになっては一大事である。教材の作成に、その他教育効果を充分挙げ得られるよう相当な配慮が行なわれることによってのみ新方式の目的に沿うことができ、教官の研究活動に、又教官と学生との対話にも従来以上の時間が得られるか否かの関ヶ原である。この時こそ、多人数教育方式の真価が発揮されることになり、周囲の人々のすべてが、この新方式を納得することであろうと思ひ、関係者は、その実現が一日も早からんことを願っている。

(山形大学事務局長 日比野四十三)

C 資 料

1. 大学運営協議会規程等改正

昭43・6・25

第41回 総会

大学運営協議会規程等の一部を次のように改正する。

1. 大学運営協議会規程第7条第3項の別表中「九州大学，」の次に「九州芸術工科大学，」を加える。
2. 理事及び監事総会互選要領1の（別表）理事地区別定員表中「九州，」の次に「九州芸術工科大学，」を加える。
3. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領4の各常置委員会委員定数表中「第2 10」を「第2 11」に，「計71」を「計72」に改める。

附 則

この改正は，昭和43年6月25日から施行し，同年4月1日から適用する。

理 由

昭和43年度において，新設された九州芸術工科大学の当協会加入に伴い，関係規程等の改正を必要とする。

2. 大学院問題に関する第一次アンケートについて

第1常置委員会

本委員会は，さきに大学院の設置基準について検討し，現行制度のもとにおける大学院運営

の基本的問題についての考え方を取りまとめ，本協会の所見としてこれを公にした。

もとより，大学院の改善は，単なる設置基準の問題につきるものではなく，さらにそのあるべき姿と将来に対する構想についてこれを本質的に検討する必要がある。この意味において本委員会は，昨年来この問題について検討を重ねてきた。いうまでもなく，現行制度においても大学院の充実は，緊急にこれを推進しなければならないが，同時にまた，最近における科学の飛躍的な進歩に応じてわが国の科学を最高度の水準に発展させるためには，新しい大学院の構想を検討しなければならない段階にきていると考えられる。このアンケートは，その趣旨のものであって，とりあえず，もっとも基本的と思われる大学院の制度と組織について，現在各大学がもっておられる意見をうかがい，これを参考として引き続き検討を進めたいと考えている。

大学院問題に関する第一次アンケート

第1常置委員会

（注）このアンケートは，○×式でなく，各設問毎に理由を付して意見を記入して下さい。なお，必ずしも大学の統一した意見でなく，学部別・研究科別・専門別の意見でも差支えありません。

I 大学院の制度と組織に関する貴学の一般的基本的構想をお聞かせ下さい。

II 以下は第1常置委員会が，大学院の構想に

ついて、各方面で考えられていることをまとめたものでありますが、これについて貴学の見解をお聞かせ下さい。また、それぞれの問題について、他にも意見があればお聞かせ下さい。

(A) 現行制度のもとで大学院を整備拡充する方法として、次のような意見があります。これについて貴学の見解をお聞かせ下さい。また、他に意見があればお聞かせ下さい。

- (1) 従来のように、各大学が修士課程・博士課程を逐次整備充実または新設する方針を強化する。
- (2) (1)の方法に加えて、当該大学の希望に基づき、とくに学部と大学院の比重を変更する措置を講ずることによって、大学院を中心とする大学に移行する。

(B) 大学院の課程について、次のような意見があります。これについて貴学の見解をお聞かせ下さい。また、他に意見があればお聞かせ下さい。

- (1) 現行制度のままよい。
- (2) 現行の修士課程を廃止し、大学院は博士課程のみとする。

(注) 修士課程が現在果たしている役割については、例えば、学部の年限延長または専攻科等の拡充をもってこれに代えることも考えられる。

- (3) 現行の博士課程を廃止し、大学院は修士課程のみとする。

(注) 現行の博士課程に相当する研究者の養成については、例えば、奨励研究生あるいは任期を限った研究職員の制度等をもってこれにあてることも考えられる。この場合博士の学位については旧制の論文博士の制度によればよい。

(C)(1) 大学院が大学の学部を基礎としている現行制度のもとでは、研究教育の水準を格段に高めることは極めて困難であるので、大学院は、大学の学部とは制度上・組織上独立性をもった機関とすべきであるという意見があります。貴学におかれはどのようにお考えになりますか、意見をお聞かせ下さい。

(2) さらに、次のような新しい大学院の構想もあります。これについて、貴学の意見をお聞かせ下さい。

- (イ) 学部を全く持たない大学院大学があってもよい。
- (ロ) 巨大科学 (Big science) 等を対象とする大型研究所等には、大学院を併設することができる。
- (ハ) 近接地域にある幾つかの大学の教員をもって組織する新しい型の大学院を設ける。

3. 「学生の経済問題の対策」 について中間報告

第4常置委員会

1) 奨学金について奨学金貸与額の増額

近年の物価上昇は学生の食費・下宿料・図書費・交通費その他の増大を招き、現行の貸与額は学生の生活費を補うに極めて不十分な金額となっている。アルバイトを減少して学業に専念できるようにするためにも貸与額の増額を要望したい。ことに一般奨学生、とりわけ自宅外通学者に対する増額が望まれる。

2) 奨学生採用者の増員

奨学生となることを希望し、かつ適格者でありながら採用されない者が多い。採用者の

おおはばの増員を望みたい。

3) 大学特別奨学生採用制度の再検討

特別奨学生予約採用者の大学進学後の成績は必ずしも優秀とはいえず、家庭の経済事情が入学後好転する場合もある。大学進学後に成績・家計等を評価して再選考を行なうとか、大学においても別途に採用するか補充採用の枠を増大するなど予約採用制度を再検討して改善をはかる必要がある。

2 学寮について

1) 経費負担区分

わが国の大学学寮の歴史は、その設立の事情・目的が必ずしも同一でなく、それぞれ多少とも異なる慣行にしたがって今日に至っている事実が考慮されなくてはならない。したがって、それらが、2,18通達によって、にわかに一律に規制されることに、種々の実施上の困難があり、ひいてはこれが学寮紛争の一因ともなっている。

したがって、少なくとも現時点においては、2,18通達の根本的な再検討もさることながらその実施の細部については、各大学の自主的措置にまかせることが望ましい。

2) 学寮の建設

学寮の建設は、大学所在地域の事情（たとえば、住宅事情、寒冷地の特殊事情等）や、大学そのものの特殊性（たとえば、大学とその学寮の歴史、既存学寮の老朽化その他）によって、その必要性の程度や設備条件が大きく相違する点が、十分に考慮されなくてはならない。なお新建築は、すべて不燃性建築であることが必要である。

3 アルバイトについて

近年一般にアルバイトを希望する学生の数に比し、学生向きの職種の求人が少ない傾向がある。そのため適当な業務をあっ旋する大学間の調整体制を作ることが必要である。しかし、学生は、あく迄も学業が本務である。そしてアルバイトはこの学業に何等かの支障を来たすことが多く、留年、欠席、不良化の原因となっていることがある。従って、今後はアルバイトは真に必要な学生に限るべきであり、そのためむしろ奨学金の増額と貸与数の増員が望ましい。

4 その他

現在自主的な課外活動は大学生に対して、大きい教育的効果があると考えられる。よって、体育館、サークル部室或いはその課外活動中の傷害の補償などに、国費支弁を、より積極的に考慮すべきである。

4. 科学技術基本法案について

43計第19号

昭和43年6月4日

国立大学協会会長

大河内一男 殿

科学技術庁長官

鍋島直紹

さきに貴協会から標記法案に関して提出されました御意見については、慎重に検討いたしました。貴協会が特に問題とされている同法案第19条については、貴協会の御意見をも配慮して、さきに衆議院科学技術振興対策特別委員会で説明いたしました同法案提案理由（別添）の中の「大学における研究に関する特則」につい

ての説明において、貴協会が危惧されている点が解消されるようその解釈を明瞭にいたしておりますとともに、今後における法案審議の際においても、同条の趣旨を十分に明らかにするよう努めてまいりたいと考えております。（なお、本法案は、第58国会において審議がし尽くされなかったため継続審議を行なうこととなっております。）

科学技術基本法の立法化に関して、貴協会の今後一層の御理解と御協力をお願いいたします。

科学技術基本法案提案理由説明（抄）

科学技術庁長官

科学技術基本法案につきまして、その提案の理由および要旨を御説明申し上げます。

（中 略）

まず第1に、この法律は、主として自然科学の分野に係る科学技術をその対象としております。人文科学のみの分野に係るものにつきましては、それを自然科学の分野に係るものと同列に置きまして推進策を講ずることが必ずしも適当でないで、これをその対象外としたのであります。また、大学における研究につきましては、真理の探究を目的として、研究者の自主的判断に基づき進められるべきものでありまして、この法律による施策の総合的計画的推進の対象とすることは適当でないで、原則として、その対象外としております。しかしながら、大学における研究につきましては、国の計画研究の一環としてその参加を得ることにより大きな効果が期待されるものにつき後に述べますように、特則を設けております。

（中 略）

第6に、大学における研究につきましては、

政府としての目標を設定して推進すべき研究の実施について、大学の参加を必要とする場合には、大学の自主的判断によりその参加を得る途を特則として設けております。これにより、政府の計画研究の一層強力な推進が図られることを期待するものであります。

以上が、この法律案の提案理由およびその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

科学技術基本法（抄）

第19条 第6条第2項第1号に規定する政府としての目標を設定して推進すべき研究の実施について大学の参加を必要とする場合には、参加しようとする大学における当該研究について第5条、第6条（当該研究の促進に係る部分に限る。）及び第7条の規定を適用することができる。

（参 考）

第5条 政府は、毎年、国会に、政府が科学技術に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

第6条 政府は、科学技術に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について大綱を定めるものとする。

1 政府としての目標を設定して推進すべき研究その他重要な分野における研究の促進又は育成、研究環境の整備等研究の推進に関する長期的計画

2 その他科学技術に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるために必要な事項

3 第1項の規定により基本計画を策定するに

あたっては、あらかじめ科学技術会議の議を経なければならない。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術に関して講じた施策の効果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第1項の規定により基本計画を定め、又は前項の規定により基本計画を修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

第7条 政府は、基本計画に定める事項については、これに即して科学技術に関する施策を講じなければならない。

「科学技術基本法案要綱」に対する国立大学協会の意見要旨 (43.3.2)

科学技術基本法案第19条を、下記のように改められ、同法制定の前に万全の措置を講ぜられるよう何分のご配慮をお願いいたします。

なお、これとともに、同法案を国会に上程する場合は、提案理由においてこの点を十分明らかにされるよう特にお願いいたします。

記

第19条 第6条第2項第1号に規定する政府としての目標を設定して推進すべき研究の実施について大学の参加を必要とし、かつ、大学が参加しようとする場合には、当該大学における当該研究について第5条、第6条（当該研究の促進に係る部分に限る。）及び第7条の規定を適用することができる。

（理由）

貴庁関係当局の説明によれば、第19条は、後段において「参加しようとする大学における当

該研究」と規定しており、大学の自主的判断により参加するものと解せられるので、当協会の意見と同様であるとのことであります。

しかしながら、将来同条を解釈するにあたり、政府において「大学の参加を必要と認め」て決定し、その決定に基づいて参加しようとする大学における研究について第5条乃至第7条が適用されるとも解釈される可能性が十分にあります。このことはまた、同法が「大学における研究に係るものを除いた」趣旨にも反することとなります。

したがって、同条の表現については、各大学において最も重要な問題として注目するところでありますので、当協会としても慎重な措置を希望してやみません。

なお、同法案が今回新聞紙上に公表された後において、大学間においても既にこの点について疑義をもっている向きのあることを念のため付け加えておきます。

5. 科学技術行政特別委員会の経過報告

（第41回総会）

I 科学技術基本法案関係

- (1) 1月31日科学技術庁よりの申入れにより、科学技術行政特別委員会を開き科学技術基本法案要綱（案）の説明をきき、その結果特別委員会より意見書を文部省、科学技術庁に提出した。
- (2) 3月2日同法案第19条の修正について会長名をもって文部大臣および科学技術庁長官宛意見書を提出した。
- (3) 同法案は先般の第58国会においては次国会の継続審議となった。

第19条の修正についての当協会の意見の趣旨については、同法案の国会提案理由にこれを明示した旨科学技術庁長官より会長宛連絡があった。

II 所謂「産・官・学連携方策」関係

- (1) 科学技術会議（議長佐藤栄作）は、昭和43年3月27日、43科技会第32号をもって、内閣総理大臣に「国として推進すべき研究に関する国公立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策に関する意見」を提出した。
- (2) 本科学技術行政特別委員会は、それに先立つ3月21日に、科学技術会議と「科学技術振興の諸問題に関する懇談会」を持ち、主として、当時国会を控えていた科学技術基本法案について、かねて本協会より、申し入れた意見・要望書を中心として話し合いを行なったのであるが、その際にはじめて前項(1)の如きことが行なわれようとしていることを知った。大学にとり極めて重要な本件が、国大協に知らされずに進行している現状に対処するため、急ぎよ3月26日に科学技術行政特別委員会を開き、科学技術会議、科学技術庁、文部省の関係官の出席を求めてその説明を聞き検討を行なった。その結果、4月26日付け国大協議第56号をもって各大学にこのことについて意見を求めることとなった。
- (3) 各大学より寄せられた意見を、事務局がとりまとめたものの要旨は次のとおりである。
- (4) 各大学よりの意見を要約すれば
 - ① 本「連携方策意見」は国家統制、研究統制となる懸念がつよい。
大学の自治、研究の自主性がそこなわ

れる可能性がある。

- ② 基礎科学研究の発展が阻害されるおそれがある。
- ③ 研究テーマの立案は重要であるが、いかなる組織で行なうか。
- ④ 研究推進会議、評価会議については、機能、構成、効果について、疑問もあり、運営方法に十分なる配慮が必要。
- ⑤ 研究推進の諸方策その他についても、なお検討されるべき諸点がある。
となるようである。なお、上記意見中に日本学術会議の役割の重要性が随処に強調されていることを附記する。
- (5) 要するに「連携方策意見」は、従来この方面の事柄がそれぞれの方法によって行なわれていたものを、ひとつの姿にととのえ、その効果をあげようとする趣旨には賛成であるが、これを具体的の方策化するときは、大学としては、叙上の意見にあるように、なお根本的の問題もあり、とくに運用にあたっては慎重な配慮を要する多くの点がある。というのが、大学側の受けとり方であると認められる。
- ⑥ これら意見にもとづいて、本委員会は更に検討し、科学技術会議に対して近く話し合い又は申入れ等を行なう予定である。

6. 医学教育に関する特別委員会の審議経過報告

(第41回総会)

○前総会以後本委員会は次のとおり開催した。

昭和42年12月11日
" 43年1月18日
" " 2月13日

〃 〃 4月19日

〃 〃 5月29日

○本委員会においては、設置当初の趣旨にかんがみ、医学教育に関する根本的な問題を取扱うほか、必要により具体的問題についても、当面の責任者の意見をききつつ、大局的立場からこれに触れて行くこととした。

この期間中に、本委員会において審議された主な事項と問題点の概要は次のとおりである。

(1) 「医師法の一部を改正する法律案」について

「医師法の一部を改正する法律案」は、さきに第56国会に提案されたが廃案になり、その後関係方面の意見をとり入れた修正案が、第57国会に提案され、次いで第58国会の継続審議となり、原案がかなり修正を加えられ去る5月10日附帯決議を付して両院を通過し公布された。

本件は、長い間各方面において論議された、大学医学部卒業後における教育研修制度の改正に関するものであり、本委員会としては、本件の推移に関し、絶えず重大な関心を払ったのであるが、昨年12月12日には、同法案の国会審議と財政的裏付の考慮について、衆参両院の関係議員を訪ね本委員会の意向を伝え要望した。また、常に専門委員を通じ、全国医学部長・病院長会議とも連絡をとり、問題点の把握とその検討に努めた。なお、この過程において、法案の内容に関連して惹起された諸方面における種々の論議についても、正確な理解を得ることに努めつつある。

(2) 附属病院の運営について

大学の附属病院は、本来、教育、研究、

診療の三つの目的をもつ複合体であるにもかかわらず、現状は、この三つのものの有機的結合に欠けるところがあり、三つの使命のいずれもが満足されていない。このような、附属病院の現行の組織機構を改革し、十分にその機能を発揮せしめるためには、種々困難な問題が存在するので、適当な審議会等において、問題を根本的かつ恒久的に取り上げ、これを検討する必要のあること、病院運営に対する予算の基準的構成等にも、多くの問題のあること等が論議された。

(3) 医学専門課程の教育について

医学専門課程の教育全般殊に臨床教育の問題について、さきに岡山大学における実施の状況を聞いたのに引続き、東北大学の実状についても詳細な説明を聞き検討を行った。主として、医学教育要員の増員、講義方法の改善、修得科目及びカリキュラムの再検討、附属病院の拡充整備ないし構造改革等幾多改善を要する問題があることが指摘された。

(4) 医学進学課程の諸問題について

医学進学課程の実情について、東京医科歯科大学と東京大学より説明を聞き、これを中心に論議され、医学進学課程が一般の教養課程と事情を異にする諸点、医学進学課程と専門課程との関係、進学課程の講師助手等教官陣容の強化の必要のあること、進学課程の年限の当否の問題等が検討された。

7. 研究所特別委員会の審議経過報告

(第41回総会)

○前総会以後本委員会は次のとおり開催した。

昭和42年12月12日

〃 43年1月19日

〃 〃 2月12日

〃 〃 4月17日

○まず、各委員から提出された意見に基づいて
作成された「研究所特別委員会において審議
すべき主なる問題点」(案)については、すで
にさきの総会で報告したが、その後さらにこ
れを検討して正式に決定し、今後本委員会の
審議はこれを中心に進めていくことになっ
た。(会報39号83頁参照)

○ついで、附置研究所の在り方の問題等につ
いて検討し、次の諸点が論議された。

すなわち、①附置研究所と大学院との関係
の問題については、制度としては、研究所も
大学院学生を教育し、それぞれの分野の後継
者養成ができるようにすべきであるとのこと
であった。次に、②附置研究所と学部との人
事交流の問題については、現状は概して敷居
が高いようだが、つとめて交流をはかるべき
であり、また、③他大学との共同研究の問題
については、その実をあげるためこれに要す
る施設・設備を充実し、研究者受入れの体制
を整えるべきであることが強調された。

なお、④研究所の scale については、原則
として5部門以上の大きさであることを基本

とするが、他面、余りに多いことについても
管理面等に問題があるので、多い方の制限も
考えておく必要があること、さらに⑤研究所
の研究組織と部門定員との増強および⑥研究
機器 center を全国的に整備する必要がある
ことについても、強い意見が述べられた。

○次に、共同利用研究所の在り方の問題のう
ち、(1)共同利用研究所の運営と大学自治の問
題については、東京大学の各共同利用研究所
が設置された際の、文部省と大学との間で交
わされた覚書等を資料として、種々検討され
た。

また、(2)共同利用研究所設置の形につ
いては、日本学術会議が、昨年11月政府に勧告し
た「共同研究所の在り方」について同会議長
期計画委員会福島委員長より、委員会の検討
してきた経緯やその考え方について説明をき
き、これを中心にして懇談した。それによれ
ば、この勧告にいう共同研究所は、全国の大学・
研究機関の研究に開放さるべきものであり、
研究者の自主性と運営の民主化が保障され
ねばならないものであること等、共同研究
所としての在り方の原則と運営についての最
低条件を提起したものであるが、なお、各方
面の意見をきいてさらに検討を進めていく予
定であるとのことであった。

なお、共同利用研究所の問題については、
本委員会としても、日本学術会議の勧告その
他の資料により今後慎重に検討して、適当な
結論を得たいと思っている。

療養施設としての飲泉ホールについて

今春、わが国第一の放射能温泉である鳥取県三朝温泉（含重曹・食塩放射能泉）にある岡山大学病院三朝分院に、飲泉台を備えた192m²の飲泉ホールが完成した。恐らくこの方面ではわが国ではじめての療養施設であろう。

周知のようにわが国は、世界に冠たる温泉国といわれており、温泉は古くから湯治あるいはレクリエーションに国民の保健衛生上きわめて有効に利用されて今日に至っているが、従来専ら温泉への入浴が主に行なわれていたのであって、温泉水を飲むこともないではないが外国にくらべると遙かにすくなかったようである。貝原益軒の「養生訓」にも巻第五の中に「温泉をのむべからず、毒あり、金瘡の治のため、湯浴して癒んとす。然るに、温泉の相応ざるを、悦んで飲まば、いよいよ早くいゑんとおもいて、のんだりしが、疵、大にやぶれて死せり。」とあって、温泉の飲用を戒めているありさまである。

温泉はしばしば濁っており、あるいは白く、あるいは褐色などさまざまで、においもいろいろである。砒素や銅などを相当量含んでいるものもあるから「毒あり」というのも嘘ではない。しかしよく効く薬には幾ら使っても無害というものはないのと同じで、毒になるような温泉水であればこそ効目もあるわけであろう。

今回完成をみた岡山大学の飲泉ホールには、過去30年にわたる三朝温泉についての臨床医学的検討による飲泉の基準が示されておる。

すなわち

1. 1回にのむ量は100～200ミリリットル程度とし、1日3～4回が適当である。
2. 食前30分ないし1時間または空腹時にゆっくりのむのがよい。
3. 夕食後から就寝前の飲用はなるべくさけた方がよい。
4. 温泉をのんだ方がよい病気として

痛風および尿酸素質 リウマチ性疾患 慢性消化器疾患 慢性肝、胆道疾患 糖尿病

5. 腎炎、ネフローゼなど水腫（むくみ）の傾向のある病気のときは、この温泉は飲んではいけない。

としている。

最近日本の各地の温泉についての医学的研究も着々と成果をあげ、温泉入浴による慢性病の治験のみならず、温泉水の飲用についての科学的裏付けの資料も集まりつつあるのであるから、こうした飲泉ホールが各温泉地に相次いで出現し、その温泉に適した厚生医学的方面への応用が活発になるよう期待するものである。

（岡山大学医学部附属病院三朝分院長 森永 寛）

D そ の 他

1. 学長・役員等の異動について

会報第40号報告以降、学長・役員等の異動は次のとおりである。

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
東京教育大学	三輪 知雄	三輪 光雄
信州大学	三村 一	池田雄一郎
滋賀大学	三輪 健司	砂崎 宏
鹿児島大学	福田 得志	町野 碩夫
東京工業大学	実吉 純一	斯波 忠夫 (事務取扱)

(2) 役員 of 交替

役員名	旧	新
副会長	福田 得志	渡辺 寧
理事	三輪 知雄	三輪 光雄
理事	福田 得志	町野 碩夫
理事	実吉 純一	斯波 忠夫
第3常置委員長	三輪 知雄	井上 吉之

(3) 委員 of 交替

1) 第7常置委員会

専門委員委嘱 大嶋三男(東京学芸大),
徳広竜男(大阪教育大)各教授

2) 科学技術行政特別委員会

専門委員 解嘱 西脇仁一 東大教授
委嘱 向坊 隆 東大教授

3) 教養課程に関する特別委員会

専門委員 委嘱 秋山春水 東京芸大教授
成川武夫 同 助教授
小野 周 東大教授

2. 寄贈図書

学生問題に関する諸見解 共立女子大

文部広報縮刷版No. 3 文部省
 東京大学卒業生氏名録(41年度) 東京大
 明治百年記念関係事務概況 総理府
 大学概要(東京芸大)(岩手大)(岐阜大)
 Hitotsubashi University Bulletin of infor-
 mation(No. 5) 一橋大
 第16回中国・四国地区大学一般教育研究会
 鳥取大
 大学院問題に関する資料集 東京大
 大学図書館実態調査結果報告(41年度)
 文部省
 ユニバシアード東京大会公式報告書
 ユニバシアード
 東京大会組織委員会
 学生健康保険組合実態報告書 山梨大
 大学教育に関する比較研究(大学の理念に
 関する文献解題その1和文文献の部)
 国立教育研究所
 Scholarly Books in America April 1968
 明治百年関係資料「都道府県の行なう明治百
 年記念関係事業等の概況」
 内閣官房審議室長
 第95回電波監理審議会聴聞意見書及び調書の
 送付について 郵政省
 教育関係郵便番号一覧 文教協会
 就職のための会社案内(43年版)
 採用のための大学案内 〃 } 学徒援護会
 Universitas Vol 10 1968
 能研テスト報告書第4集
 能研テストの妥当性に関する研
 究 追跡調査資料1 } 能力開発研
 究所
 大学入学者選抜における能研の
 「学力テスト」の実際的利用に
 ついて

新入生歓迎駅伝大会

編集者から学内行事についての御注文なので、我が静岡大学工学部の新入生歓迎駅伝大会を紹介させていただく事にする。

東京大学の五月祭や、駒場祭或いは北海道大学の北大祭など広く知られて居る行事と同様に我が静岡大学にも、前夜祭から始まり、終夜祭で終わるまで、一週間に亘る静大祭が毎年盛大に催されて居るが、此の種の行事は各大学とも似たようなものと思われる。

併しながらこの新入生歓迎駅伝大会は毎年五月中旬に文字通り新入生歓迎の為に、学部を挙げて、全学生、全教職員一体となって行なわれるのである。しかも是は計画から運営及び後始末まで、凡て学生の手で賄われて居るのも又特色の一である。

伝統ある、この駅伝は工学部の前身であった浜松高等工業学校時代の昭和3年から始まり、戦時中3年位は中止された由であるが、その後浜松工業専門学校を経て現在の工学部にと引き継がれて46年間続いているのである。

方法は、各学年別、各科別に4人1組の班を作り2.5kmから3.5km位の距離を取って中継所を設け(本年は7個所に区分された)予めその中継所に先行して居る次区の組に引き継ぐのである。その時は、必ず4名一緒に揃って居る事が必要とされて居るので、その間お互に助け合って走るのである。疲れた者を襷で引き、或いは後から押して助けあい、時によっては背おって歩く組も出来るのである。受持区間を走り終えた者は、用意されたパスで応援をしながら、終着点に先行するのである。

全員が到着のあと好成績の組には賞品の授与が行なわれ、その後、学長や学部長の挨拶と言うか、激励の辞と云うかユーモアに富んだ新入生歓迎の言葉のあと、予め用意された弁当を思い思いのグループを作って食いながら談笑の一時を過すのであるが、その折学長や学部長その他の教授達が記念写真に引っ張りだこになって居られる姿も亦はおえましい風景である。

尚、小憩後慰労会をかねた運動会が催されるが、是も教職員が参加し易い、而も楽しい種目が選定されているのである。是は年によっては余興大会になることもある。

以上、駅伝大会の概略であるが、昨年までは、毎年校門から浜名湖の館山寺遊園地までの24kmのコースで行なわれていたのである。即ち市街地を過ぎると、松林の坂道や延々と続く西瓜畑や或いは緑の濃い丘などを抜けて最後に風光明媚な浜名湖畔にと変化に富んだ誠に恵まれたコースであったが、今年から交通事情の為、当局の注意により已むなく、浜松市のマラソンコースである市営運動場から、古戦場で名高い三方原までの往復19kmの平坦なコースに変更されたのは誠に残念な事である。

年々車に追われて、此の種の催が困難になるが、願くばこの伝統ある駅伝が、1万m競走のようにトラックを回るような味気無い事にならないように望むものである。

(静岡大学事務局長 守屋 数男)